

令和4年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和4年3月4日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、10人で29項目となっており、一般質問の通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

○議会事務局長（八代敏彦君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

お手元に本日お配りいたしました令和4年第2回定例会一般質問の同趣旨扱いをご覧いただきたいと思えます。

1つ目は、新型コロナウイルス対策関係でございます。

質問順1、8番、須藤浩二議員の（2）コロナ対策についてと、質問順4、5番、岡部宗寿議員の（2）コロナ禍で小中学校のタブレットの利活用についてと、質問順5、3番、会田哲男議員の（2）小中学生の新型コロナウイルスによる出席停止時の学習対応についてと、質問順6、4番、木田治喜議員の（2）新型コロナウイルス接種・感染状況及び学校等の対策状況についてと、質問順9、9番、上野信直議員の（2）新型コロナで休校した間の学習の補償はどうするのかと、質問順10、10番、角田勝議員の（2）コロナ感染拡大で町民の心配が広がって大変な状況です。町の現状と対策についての6項目が同趣旨扱い。

2つ目は、中学校建設について。

質問順6、4番、木田治喜議員の(3)浅川中学校建設事業についてと、質問順8、11番、金成英起議員の(1)中学校建設事業の進捗状況についての2項目が同趣旨扱いとなります。

以上でございます。

○議長(水野秀一君) あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思っております。

順番に質問を許します。

質問順1、8番、須藤浩二君、(1)道路等の管理と整備についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

[8番 須藤浩二君起立]

○8番(須藤浩二君) 道路等の管理と整備について、4点お伺いいたします。

県道浅川古殿線なんですが、降雪時、日陰により融雪が不能となっている箇所を改善すべき。

2点目、背戸谷地地内下水道工事で悪化した路盤は、県道工事と同時にするというが、それを待たずに早急に改善すべき。

3点目、消えかけている白線や歩道及び側溝の土砂堆積、のり面や道路脇の樹木の伐採など、適切な管理を行い、安全・安心な道路とすべき。

4点目、町内に電気自動車の充電スポットを早急に設置するべき。

以上4点、お願いいたします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 答えいたします。

1点目につきましては、県道でありますので、管理者である県の土木事務所が管理しているところであり、日陰部分で凍結のおそれがある箇所に融雪剤を設置し、委託業者等で散布を行っていると同っておりますが、降雪により一たび凍結しますと融雪剤での融雪が困難な箇所もあると認識しており、解消に向けて、小まめな融雪剤の散布や日陰箇所の解消等についても、今後要望して参りたいと考えております。

2点目の背戸谷地地内の下水道工事における舗装仮復旧箇所につきましては、舗装の本復旧は福島県が歩道整備工事に併せ実施することとなっております、今月中に発注されると伺っております。

3点目につきましては、道路管理として今年度も外側線等の引き直しを行い、路肩の土砂撤去については、道路作業員により実施しております。また、支障樹木の伐採についても、道路作業員での実施と委託業務で実施しているところであります。

引き続き、安心・安全な道路のため、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、地球温暖化課題解決の手段の一つであると考えております。電気自動車の普及には充電設備の充実が必要と考えており、引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(水野秀一君) 8番、須藤浩二君。

○8番(須藤浩二君) まず1点目、確かにその県道なんです。県道なんですけれども、町長が思っているほど

県のほうでは管理していないのが現状です。今年も、今シーズンも雪が降りました。雪が降って、私もあの道路を使って歩く用事があって何度か通りました。町内は全然雪がございません。雪のゆの字もございません。

ただ、小野久保のあの坂のところに行くと、突然アイスバーンになっている。やはり非常に危険なんですね。もう全然、坂上って行って、雪もない中、突然アイスバーンになっていると。脇のガードレールを見ればぶつかった痕が幾つもある。町長もご存じだと思うんですが、何年もそのままなんですよ。日陰も解消されなければ、路盤も傷んだままだと。その先にある橋の問題も、同僚議員である水野議員が何度も一般質問を入れていますが、全然改善されていないと。その先には、我が町の企業でもある酒井養鶏さんがある。酒井養鶏さんのところに行くのにも、また日陰があって非常に危険な状態であると。

何とかその町内の日陰で悩んでいる箇所、町としても山の地権者にお話をして協力をいただくとかということぐらいはできると思うんですね。それをもって県道を管理している石川の土木事務所に行って、こういうことで地権者の協力も得ましたので、何とか予算づけして、早急に解決してはくれないかという話も町長できると思うんですよ。

やはり町がやるべきことをやって、後は県のほうにバトンを渡す、このような姿勢が解決に向けては必要ではないのかなと私は思うんです。

2点目の背戸谷地内内の下水道の関係で悪化した問題で、歩道の設置と同時に行きたいと。今月中には今年度中ですか、発注してやりたいという話ではございますが、町長、そんなのは待ってられる状況ではないですよ。通ってみると分かると思うんですが、もう、雨が降れば池のようになって、雪が降ればもっともっとひどい状態で、今シーズンの冬、乗り越えておりました。

適切な管理を求めるということであれば、もう県に強く言って、まずは道路の路盤だけでもやってもらおうと。何とかその辺は、ちょっと努力していただきたいなと思います。

3点目の歩道の白線などの関係、町長も現役の議員の時代には、白線の問題、かなりしていたのを私記憶しております。町長になって、町長の一声ではないですけども、号令をかけて真っ先に取り組むのかなと。最初、期待していたとおり、真っ先に白線を引いてくれて、ああ、やっぱり自分で一般質問したことは優先事項でやってくれるんだなと思いましたが、何か最近こう、その辺ができていないのかなと私は思い、これを一般質問で投げかけました。ぜひとも、安全・安心な道路を造るという観点から行っていただきたいと。

のり面の樹木などの関係に関しましても、きちっと整備されている区間はあるのは私も承知しております。ただ、手つかずのところも多くあるように見受けられますので、今後も道路作業員さんと一体となって、安全・安心な道路を整備していただきたいと思うわけでございます。

4点目の充電スポットに関しましてなんですが、私以前にも一般質問させていただきました。そのときよりは前向きな答弁に変わっているので、うれしいなと思うんですが、電気自動車の普及台数というのは、もう月を追うごとに増えております。当浅川町でも普通に見受けられる車両でございます。これからの石油の高騰、ガソリンの高騰などを考えると、ますます電気事業者の普及というのは、もうどんどん増えていく、そういう状況だと思います。浅川町には残念なことに1か所も充電スポットがございません。やはり行政で用意する必要が出てきたのではないかと思います。質問しました。

以上4点、再質問、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の小野久保のアイスバーン、私、これたまたま1月に通りました。そうしたら、たまたま本当に車が突っ込みまして、大変危険だとは認識しております。その上もずっとそうではありますが、今、建設水道課とそういう雪が降った時期は早急に行くように今実施しておるところであります。

そしてまた、山の樹木、この伐採は当然持ち主ありますから、そういう方々と検討をして、県のほうに要望させていただきたいと思います。

あと背戸谷地の、間もなく工事が着工すると思っております。また、単独でやってくれということは県のほうに言っておりましたので、要望はしてありましたので、近々どっちにしても工事は始まりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

あと白線、3点目の白線ですね、これは消えている白線は、町内はやっているつもりであります。ところが、一気にできないのが現状でありますので、予算もありますから、そういう消えているところは必ず順番にやっていきますので、もし通ってここが消えているという、そういう要望があれば、ぜひ一報をいただければうれしいと思っております。

あと4番目、最後ですね、これ令和元年の8月の定例議会でも質問いただきました。それで、確かに3年前から、確かに電気自動車増えているのは私も知っております。そしてまた、今8番議員が言ったように、確かにガソリンの高騰、これからますます上がるかもしれないこのガソリン、そういうこともありますので、電気自動車の充電は様々に検討してまいりますので、私はやらないとは言いませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 非常に前向きな答弁ありがとうございます。

1点目、来年の冬は、来シーズンの冬は今シーズンよりもよくなるような、そんな状況が見受けられればいいなと期待いたしております。

背戸谷地地内の路盤の関係ですが、ぜひとも一日も早く、安全・安心な道路にするように町長の努力、期待いたします。

3点目、白線関係ですね、ぜひとも今後も努力していただきたい。非常にいい答弁をいただきました。ありがとうございます。あとは、その道路作業員さんにはちょっと負荷がかかるかとは思いますが、これから草が伸びてくる時期、樹木が育つ時期となります。適切な道路管理にご尽力いただきたいと思うわけでございます。

4点目の充電スポットに関しましては、ぜひとも、何か、国のエネルギー政策の中の補助金とかがあれば、見つけて、この時期ですから、多分経産省か何かで、そういうヒットするような補助事業があるんじゃないかと私は思うんですが、その辺、担当課さん、頑張ってください、ぜひとも町内に充電スポットを造っていただければと思います。

以上、最後少し答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 作業員が今年度3名入りまして5名になりました。恐らく町の道路関係はよくなると思っております。そして、特に除草関係も町民に負担のかからないようにやっていきたいと思っております。

そしてまた、最後の充電は、本当にこれ今後検討しなければならない時期だと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 若干、補足説明させていただきます。

道路作業員につきましては、令和3年度は3名体制で行っております。令和4年度予算におきましては、昨日の提案理由の説明で申し上げたとおり、2名増員ということで、合計5名というところで行いたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順1、8番、須藤浩二君、（2）コロナ対策についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） コロナ対策について、4点ほどお伺いいたします。

まず1点目、浅川町の感染者が増えている。対応が遅いとの声が聞こえてくるが、これまでの対応と今後減少に向けての対策はについて。

2点目、対策会議ではどのような話し合いをしているのかお伺いいたします。

3点目、こども園、小中学校では、家庭への連絡はどのような手順で行っているのかお伺いいたします。

4点目、今後改善する点はどのようなことがあるのかお伺いいたします。

また、答弁を求めるものところに、町長のみ記入でございましたが、担当課が学校教育課ということもありますので、併せて教育長の答弁も求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、5番、岡部宗寿君、（2）コロナ禍で小中学校のタブレットの利活用についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） コロナ禍で小中学校のタブレット利活用について。

今年に入り、1月にコロナ感染者が出て、短期でクラスターになりました。これには我が町職員、各学校の先生方とかいろんな関係各位、コロナの感染力の強さにさすがに驚かれたと思います。今日3月4日付福島民報では、208人に感染されたということで報道されております。毎日感染者が増えるたび、各学校の先生方や介護施設の職員などの方々、緊張感は大変なものであったと思います。それと、町職員の方、担当課の職員の皆さんも、この感染拡大している中、3回目のワクチン接種の対応は本当にご苦労があったと思います。町民の方、何人の方が心より感謝しておりました。

ただ、そんな中、高校受験を控える親御さんの方からの一報がありまして、中学校とか小学校はタブレットのリモート授業はないんですが、どうなっているんでしょうかという問合せがありました。それを踏まえ、2

点ほど伺います。

1 点目、今現在の感染状況はどうなっているのか伺います。

2 点目、第6波で学級閉鎖はあったのかですが、これはあったんですが、そのときタブレットによるオンライン授業は行われたのでしょうか。昨年、高額で購入したタブレット授業の状況及び各家庭のネット回線状況とか、そういったものはどうなっているのか、2点お伺いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、3番、会田哲男君、（2）小中学生の新型コロナによる出席停止時の学習対応についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 小中学生の新型コロナによる出席停止時の学習対応についてご質問いたします。

小中学校の子供たちの感染増、そして小学校でのクラスター発生等に対して、町、学校の感染予防対応、またワクチン接種と大変な努力、取組には心より敬意を申し上げます。

しかしながら、子供本人の新型コロナ感染増、濃厚接触による出席停止、休み、また学級、学年閉鎖等による学習の遅れが心配されているところでもあります。休んでいる子供へは学校からのプリント問題などが子供のタブレットへ送られる、また、紙プリント問題が届けられる、その問題を解くなど、自主学習的な対応が実情であると思っております。通常の授業に比べ、子供の理解度が落ちることが心配だとの声もあります。

また、自宅療養者は、家庭内の対応等を心配しながら生活しているのが現状でございます。さらに、11歳未満を含む子供たちへの早期接種が必要と思えます。

以上の観点からお伺いいたします。

町の年代別による現在までの感染状況と、今後のワクチン接種の実施予定はどうなっているか。

現在までに、こども園、小学校、中学校及び高校生が感染濃厚接触等で出席停止となり休んだ学年別人数は何人になりますか。

3番目として、学級閉鎖、学年閉鎖の延べ日数についてお伺いしたい。

4番目として、感染者、濃厚接触での自宅療養者、自粛者に対して、町としてのフォローはどのようにしているのか。

5点目としまして、本人感染、濃厚接触による出席停止、自粛期間明けの子供たちへの習熟度確保のため、小中学校でのフォロー、サポートの取組をお伺いしたい。

以上、お伺いしたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（2）新型コロナウイルス接種・感染状況及び学校等の対策状況についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 今般、新型コロナウイルスで町でも大分多くの方が感染されました。感染者の方々全ての方々と、それからご家族の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くご回復をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大により、福島県の新規陽性者は累計で2万6,000人。私がこの質問を提出時には2万5,000人に迫っているというような内容でしたが、もう既に今日の新聞紙上ではもう2万5,000人を超えています。2万6,000人に迫っています。当町においても2月27日現在で206名を数え、まん延防止等十分措置が適用されているところですが、改めて、町の接種及び感染状況と小中学校等の対策の状況を伺います。

ただし、一般質問通告書の提出は2月16日の午前中でしたので、その日以降、状況が刻々と変化していますので、通告以外の事柄も若干お聞きするかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず1点目に、町全体の3回目の接種、それから感染状況ですね、これは何度もお伺いはしているんですが、最新のところで感染状況を時系列にお願いしたいと思います。

あわせて、これはちょっと通告していないんですが、現状の入院、それから療養施設、自宅療養別の人数ですね、これはお答えできる範囲で結構ですのでお聞きしたいと思います。

また、あわせて、これは先ほど同僚議員からもありましたが、5歳から11歳の接種、どのような形でやっていくのか、その辺の概要もお伺いします。

2点目に、オミクロン株の特性をどのように町は認識しているか、これをお伺いします。

3点目に、あさかわこども園、浅小、浅中のオミクロン株に対してのコロナの対策の変化点。以前とここが違ったよというような変化点があれば併せて伺います。

4点目に、デルタ株とオミクロン株での学級閉鎖等の臨時休業対応の違いがあるかどうか、これもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、9番、上野信直君、（2）新型コロナで休校した間の学習の補償はどうするのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 簡潔に2点伺います。

1点目ですが、新型コロナで休校の間、オンライン授業はどのように取り組まれたのでしょうか。中学校と小学校の状況を伺います。

2点目です。子供たちには教育を受ける権利がありますが、休校により授業を受けられなかった子供たちへの学習時間の補償はどのようにするのでしょうか。長期休業中に何日か登校させたり、1日の授業時数を増やしたりするのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、10番、角田勝君、（2）コロナ感染拡大で町民の心配が広がって大変な状況です。町の現状と対策についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

今までの質問で、私の質問の主なものは出されているかなというふうにも思うんでありますが、本当に感染

された方、そして入院された方、本当に回復を一日も早く願っております。と同時に、町の対応が非常に、ワクチンの接種で、あの作業がスムーズにいったと。特に私は高齢者の3回目を受けたわけではありますが、そういういまだかつてないワクチンの接種という、そういう作業に鋭意努力して頑張ったということについても感謝申し上げたいと思います。

その上で伺いたいんですが、これは私は、様々な混乱や感染の急激な増加、こういうものには根本的に、やっぱり国の施策の遅れがあると思うんです。ですから、総理大臣も交代せざるを得ないような、退陣をするような、そういう状況まで生まれたわけでありまして、やっぱり国がワクチンをきちっと確保して早めに手を打たなかったら、自治体としては打つ手が遅れるというのは当たり前のことであって、これはやはりみんなで、国がこの一大難局を越えるためには、きちっと早急にやれと、こういう声を出しておかなければならないなどというふうに思っております。

私はこういう観点から、1つは、現状と今後の町の対応策についてであります。これは今いろいろありました。5歳から11歳のワクチンの接種をどういうふうにするのか。同時に高齢者のほかの、11歳以上の方々のワクチンの接種、こういうものについてもどういうふうに進めるのか。仄聞すると、3月の下旬に接種券を発送したというような声も聞いたのでありますが、その点。

2つ目には、無料でPCRの検査あるいは抗体検査ですか、こういうものを誰でもできる、そういう体制を国や県が取べきだと、こういうことを強く要請してほしいと思うんです。今、若干ではありますけれども、限られた数量の中で、それらが無料でできる体制が組まれたと。実際は、気軽に医療機関に行って、じゃ、すぐやってくださいというような、無料ですよ、そういうことにはなっておりませんので、そういうことをきちんとやはり国や県に要望していくと同時に、町も極力、限られた検査の器具というんですか、やり方というんですかね、そういうことについて、いろいろ数量的にも限られておるといようなこともあると思うんですが、地元の町で無料で気軽に検査ができる、そういう体制を取ってほしいと、こう思うようなわけでありませう。

3つ目は、やはりこのワクチンによって非常にマスクや消毒液、こういうものが今品薄にはなっておりませんが、一時アベノミクスだかマクスとか何十億もそれに金かけたなんていう無駄遣いもありましたけれども、町はできる予算の中で、こういうふうに福島県では私、そういう分析は新聞には出ておりませんが、人口比で見れば浅川町は福島県でもトップ3に入る、そういう比率だと思うんです。ですから、そういうことも含めて、町は積極的な姿勢を示すという点でマスクや消毒液などをやはり無償で配布すると。アベノマスクのように無駄にならないような形できちんとやっていく、助成をしていくということが私は必要だと思います。

と同時に、集会センターなんか、そういう公共施設で、町はほとんどの施設で温度計とマスクの準備なんかもしておるわけではありますが、これは各行政区の集会センターなどにもぜひそういう、表面温度であります温度計とともにマスクのことなんかも、あるいは空気清浄機ですか、こういうようなものもぜひ町は助成をして設置すべきだと。助成というか設置すべきだと、こういうふうに思うわけでありませう。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、8番、須藤議員にお答えいたします。

1点目につきましては、これまで町では国や県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置などの感染拡大防止対策を、町民の皆様にチラシや回覧、防災行政無線を通じ周知してきたところであります。

学校においては、文部科学省及び福島県教育委員会の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応ガイドライン等に基づき対応してきたところであり、小学校では、陽性者が確認された時点で速やかに対象学年を一斉下校として学年閉鎖の措置を取り、その後、複数学年にまたがる感染の広がりが確認されたことから、学校医の先生とも相談し、対象学年の学年閉鎖から、引き続き休校措置を取ったところであります。

また、兄弟姉妹の関係から、さらなる感染拡大防止対策を図る必要があると考え、こども園、中学校も併せて休園・休校の措置を取ったところであります。

これまでの経過を検証し、現在行っている取組としましては、当面の間、本人及び家庭内で発熱や風邪の症状がある方がいる場合、登園・登校しないことを徹底しつつ、スクールバスの運行においては、家庭内での送迎が可能な方については可能な限り保護者の送迎をお願いし、児童クラブについても、家庭内で過ごすことができる場合は利用を控えていただくようご協力を求めているところであります。

また、園児・児童・生徒につきましては、家庭内で毎朝の検温をしていただき、家族の方も含め健康観察をお願いしているところであります。登園・登校に際しては、こども園につきましては、登園時に携帯検温器で検温をしてから園児をお預かりすることとし、小中学校につきましては、児童・生徒の昇降口に検温器のサーマルカメラを設置し、測定後に教室等に移動することとしております。マスクの着用についても、不織布マスクの着用を推奨し、家庭内での正しいマスクの着用についても指導いただくようお願いをしているところであり、こども園、小中学校の再開の前に、改めて保護者の方へご協力をお願いしたところであります。

2点目につきましては、感染状況の確認、2次感染を防ぐための対応、休園・休校期間の検討、学校再開に向けての対策、公共施設の利用制限、事業所としての感染対策などを協議しております。

3点目につきましては、町の対策本部会議や対策会議によるものは教育委員会において連絡内容を作成し、こども園・学校からの連絡の場合は、それぞれ連絡内容を作成し、速やかに一斉メールにて保護者の皆さんへ連絡する手順となっております。

4点目につきましては、1点目で申し上げた対策に加え、今後も関係機関の指導、ご意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、5番、岡部議員にお答えいたします。

学校関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

次に、3番、会田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、2月末日時点でのデータとなりますが、10歳未満が57人、10代が37人、20代が10人、30代が25人、40代が32人、50代が6人、60代が8人、70代が10人、80代が8人、90歳以上が13人、合計で206人となっております。

ワクチン接種については、65歳以上の高齢者の3回目接種が2月に終了いたしました。3回目接種は、2回

目接種終了から6か月間経過が必要となりますので、50歳から64歳までの接種は3月中に、18歳から49歳までの接種は4月中に実施し、一般者の接種を完了させる予定であります。

その後、5歳から11歳の1回、2回目接種については、ひらた中央病院の協力を得ながら、4月からひらた中央病院、5月に保健センターで接種を開始する予定です。

2点目以降につきましては、学校関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

次に、4番、木田議員にお答えいたします。

1点目の町全体の3回目接種につきましては、会田議員の1点目と同じであります。

感染状況については、2020年10月に町内で初めて感染者が確認され、2020年は合計1人、2021年1月に8人、2月に1人、3月に1人、5月に1人、8月に2人、9月に4人、2021年は合計17人、2022年1月に8人、2月に180人、2月末現在、合計206人となっております。

2点目につきましては、感染力はデルタ株に比べ高い2.8倍、潜伏期間は従来株と比べ短く約3日、ウイルス排出期間は発症から7日間から9日間であり、ほかの株よりも感染しやすい特性があります。症状としては重症化しにくく、肺炎割合はデルタ株に比べ低く、肺まで到着しにくく、鼻や喉、気管にとどまることが多いと認識しております。

3点目、4点目につきましては、学校関係でありますので、教育長に答弁をさせていただきます。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

学校関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

次に、10番、角田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、8番議員にお答えしたとおりであります。

2点目につきましては、感染不安がある無症状の方を対象に、県において取り組んでいるところですが、大変混雑しているようであります。これを改善するよう、併せて町内でも検査ができるよう、働きかけてまいりたいと思います。

3点目につきましては、事業所等への支援は現在実施しておりますが、集会所などについては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

まず、浅川小学校におきましては、校長先生はじめ先生方が感染拡大防止のため日々懸命に対策を講じていただいておりますが、このたび集団感染が発生してしまいました。町民の皆様にご心配をおかけいたしましたことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、まず8番、須藤議員のご質問に、教育長もということですので、お答えいたします。

2、3、4番の質問につきましては町長答弁のとおりですので、①について、学校としての対応についてお答えしたいと思います。10番議員の角田議員の質問にも関連するかと思います。

学校の対応についてですが、学校におきましては、クラスから1人陽性者が出た時点で、即その学年の学年閉鎖の措置を取っております。学級ではなく学年閉鎖をしております。休校につきましては、小学校で2つの

学年で陽性者が出た時点で、休校の措置を取っております。

この対応につきましては、文科省の学級閉鎖、学年閉鎖、休校の措置を取る際のガイドラインというがありますが、そのガイドラインによりますと、例えば学級閉鎖ですと、クラスから陽性者が1人出て、そのほかに濃厚接触者が複数いる場合、あるいは陽性者のほかに風邪のような症状が複数いる場合に学級閉鎖をすることとなっております。ですから、陽性者が誰もいない場合、また濃厚接触者も特定されていない、認定されていないという、こういう場合ですが、これは学級閉鎖、学年閉鎖、休校措置はガイドラインによりますと取れないということになります。

町長よりもありましたが、浅川町の場合ですが、クラスから陽性者1人が出た時点で、濃厚接触者が特定できなくても、文科省が言っております学級閉鎖すべきところであっても、学年閉鎖というガイドライン以上の安全策を優先した対応を取っております。陽性者が1人出て、そのほかに濃厚接触者も特定されていないという場合ですね、これ学年閉鎖という措置、文科省で言えば学級閉鎖をすべきところですが、学年閉鎖という、そういう措置を取っております。ですから、ガイドラインを参考にしまして、さらにそれ以上の対応を取らせていただいたということです。

では、次に、5番、岡部議員にお答えいたします。

1点目につきましては、現在の小中学校の感染状況ですが、2月25日に小学校で1人、陽性者が出たのを最後に感染は確認されておりません。

2点目につきましては、第6波におきましては、小中学校では、学級閉鎖ではなく学年閉鎖と休校の措置を取っております。

タブレットの活用につきましては、小学校では4年生以上、中学校では1、2年生がタブレットを家庭に持ち帰っており、eライブラリというアプリにより、教師と児童・生徒との双方向による質問や、回答、学習内容の確認をするなど、プリント問題と併せて学習への対応をしたところであります。

また、各家庭のインターネット回線の状況につきましては、インターネット環境が整っていない家庭もあり、今回の休校期間中に、小学校では12台、中学校では8台、計20台のWi-Fiルーターを貸し出しております。

次に、3番、会田議員にお答えいたします。

2点目につきましては、2月28日までの状況としまして、あさかわこども園では陽性者が12人、濃厚接触者が25人、浅川小学校では、陽性者が70人、濃厚接触者が71人、浅川中学校では、陽性者が4人、濃厚接触者が21人となっております。学年別人数につきましては控えさせていただきます。

3点目につきましては、学級閉鎖はありませんでした。学年閉鎖につきましては、浅川小学校が一斉下校を含め8日、これは土日祝日を含めません。浅川中学校が、一斉下校をした日の1日、休校につきましては、浅川小学校が9日間、浅川中学校が7日間となっております。

4点目につきましては、休校時の対応になりますが、小学校1年生から3年生までは、あらかじめ緊急時に家庭で学習できるようにプリント問題を配布しております。4年生、5年生、6年生につきましては、プリント問題に加え、タブレットを配布しております。タブレットによる学習内容としましてeライブラリというアプリによる4教科の学習を行っております。双方向のやり取りとして、タブレットを通じて児童からの質問に答えたりもしています。

中学校につきましては1、2年生はeライブラリにより5教科の学習を行っております。教師からメッセージを送り、個別指導も行っております。3年生につきましては、高校入試対策を優先し、各教科の学習プリントを配布しております。また、国語、数学の2教科については、ユーチューブで授業の動画を配信しました。

5点目につきましては、学年から1人陽性者が出た時点で学年閉鎖にしていますので、本人感染及びその濃厚接触で出席停止になった子供は、クラスのほかの子供たちとほぼ同じ日数、学校に行っておりません。学習の遅れにつきましても、クラス全員がほぼ同じ状況であります。学年閉鎖、休校以外に、家族が感染したために濃厚接触者になり出席停止となっていた子供には、登校してから、遅れている部分を個別に指導するなどして対応をしております。

次に、4番、木田議員にお答えいたします。

3点目につきましては、感染リスクの高い教育活動の実施を控えるとして、グループ学習、音楽における合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカの演奏、近距離で活動する調理実習、体育での密集する運動、組み合ったり接触したりする運動を控えています。

部活動においてリスクの高い活動を控えるということでは、密集する活動、組み合ったり接触したりする活動、大きな発声などを伴う活動、練習試合や合宿等を控えております。

また、濃厚接触者の待機期間を10日間から7日間に短縮する、登校、登園時の検温、健康観察をより徹底する、可能な限り常時換気に努める、幼児について、マスクの着用が可能と判断される子供については、可能な範囲でマスクの着用を勧める、マスクは不織布マスクを勧める、濃厚接触者の待機期間は10日を待たずに待機を解除する、以上の点が変化点と捉えております。

4点目につきましては、オミクロン株になってから変わった点としまして、一律に臨時休業を求めず、学びの保障や心身の影響の観点から対応を検討する。学級閉鎖の期間については、従来5日から7日程度であったのが5日程度、土日祝日を含めて、とする。臨時休業の期間については、数日から1週間程度であったのが、学校医と相談し5日程度を目安として再開する。その際、発熱等の風邪の症状がある者は自宅で休養する。濃厚接触者の特定については、地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行う。とした内容となっております。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、小学校1年生から3年生までは、あらかじめ緊急時に家庭で学習できるようにプリント問題を配布しております。4年生、5年生、6年生につきましては、プリント問題に加えタブレットを配布しております。タブレットによる学習内容としましては、eライブラリというアプリによる4教科の学習を行っております。双方向型のやり取りとして、タブレットを通じて児童からの質問に答えたりもしています。

中学校につきましては、1、2年生はeライブラリにより5教科の学習を行っております。教師からメッセージを送り、個別指導も行っております。3年生につきましては、高校入試対策として各教科の学習プリントを配布しております。また、国語、数学については、ユーチューブで授業の動画を配信しました。

2点目につきましては、短縮授業にした上で1日の授業時数を増やし、また、最も休業期間が長かった学年につきましては、春休み中に2日程度、登校日を設ける等、子供たち及び教職員の過度な負担にならないよう十分配慮した上で、必要な補充学習を予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 質問、8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 再質問いたします。

まず1点目について、私が想像していたとおりの答弁でした。県・国からのガイドラインに基づきやったとよく考えてください。ガイドラインに基づきやっった結果がこの感染者数です、ねえ、町長。この感染者数です。4番目に質問した改善点とはいうと、これからも国・県からの指示を聞いてやると。よく考えてください。国・県のガイドラインに基づいてやっった結果がこれです。またそれと同じことをやる、じゃないでしょう。やはり、基づいてやっったから、今後は浅川町の状況に合わせた対応しますという内容に4番はなるのが正解なのかと私は思っていたんですが、また国・県からの指示のとおりやるよと。ちょっと、そこはもう一度考えていただきたい。

それと、2番目の感染について、いろいろ云々かんぬん話しているのは当たり前の話なんです、私は再質問で言いたいのは、この学校教育課資料のこちらのやつを見ていただきたいんですが、2月13日日曜日から2月20日日曜日までの8日間、この発症者が県の発表でなっていて、一番びっくりしたのは2月16日の22人ですよ。22人発症したときには、もう町内は大変な騒ぎでしたよ、もうそれは。

それで、だけれども何か町の対応が全然平常というか、何の変りもないなと感じたんですが、それはなぜかという、町の職員の方々は、私たち町民や議員が知り得ない情報を持っているから、別にそんなに慌てていないんだなというのが分かりました。というのは、2月16日の感染者数22人のとき見てください。小学校、こども園の感染者数は6ですよ、6。その他16人がどこかで感染者が出ていると。町の人は分かんない。22人感染した、もう町の話では、小学校で22人も感染者が出たんだという話をしている。何でクラスターって言わないんだろうねって。浅小、完全にもうクラスターでしょう、何でクラスターって発表しないんだろうね。もう町民は不信ですよ、その時点で。でも、情報を知り得る担当課の中では、いや何、小学校は6なのに何騒いでいるんだろうと。

執行の方々がいる環境というのは、私から言えばブラックボックスの中なんです。ほかからは見えない、聞こえない、知り得ない。でも、不安払拭をするようなことは何もやっていなかった。感染に関して、防災無線で、今は正念場です、いやいや、そんなのは誰も分かっていますよ。不安を払拭するためにも、小中学生、子供の感染者は何人ですよ、その他が何人ですよということによって、かなり町民は、ああ、小学校の感染は収まっているんだなと、やっぱり大人も感染しているんだなという一つの安心の目安になったのではないかな。もう過ぎたことを話すのは、たればの話です。でも、このたればが、いずれもう一回来ると。また第何波という形で来る可能性はあります。そのときにまた同じことをやっていたんでは、また何やっているのという話になってしまうんですよ。

ですから、今回のこの浅川町、これだけトータルで一気にもう感染者数が増えて、現在208人と。こんなになるとは誰も予想していなかったことで、担当課も慌てふためいたのは十分承知のことですが、次に備えるためにも、ここでしっかり私たちが質問をして、いい状況に持っていかなければ何の意味もないことだと思うので、ちょっといろいろ話飛び飛びになります、質問させていただきたいと思います。

教育長の答弁の中で、国は学級閉鎖という、1人が出た場合ね、国が学級閉鎖でいいよと言っているだけ

れども浅川町は学年閉鎖をしていると。ねえ、こういった浅川町独自のことをやってもこういうことになっている。まともに国・県の指示を聞いてやっていて感染爆発してしまったにもかかわらず、浅川町は独自でもうちょっと拡大してやったんだけど、それでもこうなっちゃった。じゃ、次はどうするんだという話ですよ。

それと、もう一点聞きたいのは、2月13日日曜日の対策会議、この町の対策会議をやっている、その下段に、教育委員会の臨時小中学校長、こども園長会議をやっている。どっちが先で会議を開いたのか、どっちが先に開いて、結果的に休園、休校を延長したと。どういう時系列でどっちがどうで、いや同時にやったんだよというのか、その辺もお聞きしたいと。

あと、これを抜いてもう一回しか再々質問しかできないので、ここで聞きますが、町長、何か最近、町長の奥のほうに何か詰まっているような、ちょっと歯切れの悪い答弁やら、何ていうのかな、対応が遅いようなのが見受けられるので聞きますが、私ちょっと話を聞きました。学校教育課のある職員が現在休職している。事実ですよ。それで、その方の経緯も分かったので、そこは伏せますが、課長を補佐する立場であるということから、かなり重要な職場での立ち位置です。休んでいる間の対応はしているのか。職員の補充、誰か応援にそこに行って助け船を出しているのか。その点もお伺いしたいなと思います。かなり今、コロナにより各課大変な状況であるという中でもありますので、その点をお聞きしたいなと思います。

以上、再質問です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2月13日の時系列は、担当課長より説明させていただきます。

あと、今、この休職、これは先日の休職の話だと思っておりますが、これ思った以上、けがは大したことなく、近々復帰する予定になっております。それで、今仕事はそんなに詰まっておりませんので、それなりに周りの方々が対応しております。

それと、これ結局、休みの何を聞きたいかちょっと分かんないですけども、もう一度お願いいたします。意味が分かんない。

○議長（水野秀一君） 高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 学校教育課の課長補佐の件でございますが、けがをしたということは事実でございます。職場の中でその課長補佐の職務の分も手分けして現在対応しているところでございます。休暇につきましては、休職という形ではなく有給休暇という形で現在取っているところでございます。職場の中で十分対応して、業務に支障ないような形の対応を図っていくというふうに考えてございます。

〔「いやいや、そのほかいっぱい答弁することありますよ」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 時系列、2月13日の対策会議が先か、学校の校長会が先かです。その件、その件。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、その件につきましては、どちらが先かということですが、町の対策会議が開かれまして、そこで決定されたことを臨時的校長、園長会議を開いて、そこで伝えております。そしてまた、感染防止対策についての徹底を校長、園長に伝えたところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 答弁漏れね、1番の中で、結局ガイドラインに基づいてやったんですけども、4番でまた国からの指示で行くと。だからそれは、独自に浅川町の中に当てはめて改善するのが本当なんだろうということを聞いたんですけども、その点はどうか。

○議長（水野秀一君） 教育長、いいですか、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、学校関係について申し上げます。

ガイドラインにつきましては、あくまでもこれは参考でありますんで、それを参考としまして、町として、やはり町としてどういったことが最善の策なのかということをも十分検討して対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうですよ、教育長ね。町としての対応ということを考えてなきゃならないということですよ。今回のこういう発生の事実を踏まえて、検討することは最終的には町としてどうすべきかということをやっぱり今回の教訓としてしっかり精査して、次にまた来たときにはもっと先手、先手でやるような策をつくる、そういう考えですよ。そうであってほしいと思います。

そして、13日の時系列の件、分かりました。対策会議で話し合いをして、こども園、小学校、中学校の休校を、18日まで休校、こども園については19日までという判断をしたと。

というのは、なぜ聞くかということ、一番これから発症者が増えた、ピークになるよというときに、どういう会議をしたのかを聞きたいわけですよ。そして17日も同じように対策会議の中で延長を決定したと。あくまでも対策会議で話し合いをしているということですね。対策会議の中には、この小中学校長とかこども園長も入っているのかも併せてお聞きしたいと思います。

あと、先ほども質問で言いましたが、この16日の件ね、こども園と小学生が6名の発症で、そのほかが16名で22だったよ。やはりこういう状況というのは、町民が22人も出たということで不安になって、先ほども言いましたが、小学生が22人いたんだという頭になっていたんですよ。ですから、そこはできれば、せっかく防災無線でああいう話をしていたんですよ、発症者数の22人の内訳ね、こども園と中学校で6名、その他で16名ですよと言えば、町民はもっと安心したのではないかなと。

それと、最後の質問なんで聞くんですが、それから20日以降、終息に向かってどんどん小中学生、学校関係の発症者が出なくなりました。そして学校とこども園の授業が再開されました。ただ、町民の方には何の情報もないので、子供たちが何日から登校しますよというのが一言欲しかったと。何か町民に対する情報の流し方が独りよがりになっているんじゃないか。町民の立場に立ったならば、もうちょっと情報を出して安心させるのが本当なんじゃないかなというのが私の感想でございます。

今後は、ぜひとも今回の感染を教訓として、次に生かせるものをつくってほしいなという思いでございます。ちょっとその辺、答弁、最後お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 副町長に答弁させていただきます。

あと、今後の対策としては、当然、角田医院の角田先生をはじめ、いろいろなご指導をいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、対策会議に小中学校の校長先生やこども園の園長が入っているかにつきましては、こちらは会議の構成の考え方として、そちらは学校教育課を代表する教育長、その担当課長が構成員となっておりますことから、そこで協議をし、その現場の方とやり取りしていただくというのが今のつくりになっております。

ご指摘ありました22人、うち6人であるとか、あと小中学校、こども園の再開についてであります。確かに議員ご指摘のとおり、町民の方に情報が十分伝わっていなかったというところは反省すべき点だと考えておりましたが、なかなかこれ個人情報とか、そういったところもあって、どこまで出すかというのは我々もその都度悩んでいるところではあります。ホームページなどで掲載して、その年齢とか属性とかは一定程度分かるのではありますけれども、ホームページ、皆さんが見ているわけではないということもありますので、今回の事案を教訓に、今後の情報の出し方についても、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 私の質問では、感染者数は小中学校では2月25日1人出て、あと出ないということ、学級、学年閉鎖はしたと。オンラインはちょっと聞こえなかったんですけども、タブレット状況で、4年生以上には持たせてやったんだ。中3にはユーチューブで配信してやったと。

ネットの回線ですね、これはまだ小中学校でない家庭があって、20台ぐらい貸し出したという話ですね。この辺もちょっと、これ遡れば、たしか私、1月25日に小学5年生か6年生1人出たときに、私町長のほうにちょっと進言しました。タブレット授業はやらないんですかと、これやっていったほうがいいんじゃないですかと、たしかそういった意味合いでしたんですが、町長は今のところはそれは考えていないと。このタイミングだったんですよ、町長。分かりますか、私、今何言いたいかということ、2月25日に1人出たというときに、たしか学年閉鎖だか学級閉鎖をやったんですね。そのときに、まださほど感じていなかったんだか何だか分からないんですが、危機感をね。でも、そのときにピークになる一歩手前だったんですよ。

これは、ここで以前、おとし3月に私初めてコロナの話をしたときに、町はインフルエンザの話をしたんですね。町長、分かりますか。私初めてコロナの話をしたときに、町は3月の議会のときにはインフルエンザの話をしていましたよ。そしてインフルエンザ対策の話ばかりしていました。

でも、本来、これは全くそのときの対策と何ら変わらないんですよ、感染状況。だから学校で1人が出たがために急激な感染、爆発的に感染した。これは拭えないと思います。消すことはできないと思います。これを踏まえて、そのときに私は、何のために去年あれだけの1億近い金を出してタブレットを用意して、何でこの間、私も中学校とか行ったときにもタブレットも見てきました。そしてこれ、ずっとクラスのところと並んでいました。そしてこれは緊急事態のときに出すんだということで、私たちも安心していましたが、町長、このときだったんじゃないんですかね。このときにたった一人と言っていましたけれども、この1人が出たときに、もう学校に来ている以上は、もう感染者が家族からなっちゃったというのは現実なんですよ。教育長もそ

う思っていると思います。

だから、この辺の検証をいま一度ね、ここが悪かったとか、ここよかったとかという境、それと、そのときに町でどのタイミングで緊急事態ということ、本当に出せばよかったのか、出さなかったのが悪かったのか、これもちょっと検証してもらいたい。

あと、そのほかに要因は、学級閉鎖とか学校閉鎖とか、あと授業を短期にして帰したと言っていたんですが、ちょっとそのときに考えなくちゃならなかったのは、児童クラブをなぜ止めなかったのか、そのときに。児童クラブです。教育長、やっぱりそういった要因もあったんじゃないかなと思うんです。それと、1つはバス通ですね、バス通。あれだけのバスの中で、たった1人いれば、きっとそこで一緒にいる児童らは感染する可能性はほぼあったんじゃないか。その辺もこれから万が一、まだまだ、これでもう終息というわけにはいかないと思うんです。今までも第6波というのは来ているということは、次、第7、第8波だとかある可能性がありますから、その辺をいま一度、学校のほうでよく検証していつてもらいたいです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、先に児童クラブとかスクールバスの件であります。先ほど答弁したように、スクールバスの運行については、家庭で送迎できる方はぜひ送迎していただきたいという連絡はしております。児童クラブも、お家で面倒見られる方がいれば、そういうようお願いをしております。

あと、タブレットの件ですが、対応が遅れたんじゃないかということではありますが、遅れたと言えば遅れたかもしれませんが、町としては、私としては、あと、あるいは学校としては、精いっぱいやっているつもりだと思っております。

あとは、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 児童クラブですが、町長答弁に付け加えまして、再開をしているんですが、今まで1年生から6年生まで同じ部屋で混在してやっていたんですね。これを学年ごとに教室を1教室確保しまして、そして活動するようにしております。

それから、タブレットの件ですが、タブレットにつきましては、学校における授業での活用と、それから今回のような場合、家庭でのオンラインでの活用、大きく二通りの活用の仕方がありまして、学校での授業における活用につきましては、今どんどん先生方同士でも研修を深めておりまして、有効活用できているかと思えます。

今回の休校中のタブレットの活用ですが、先ほど答弁の中で申し上げましたように、いろんなソフトがありまして、eライブラリというものを使って、自学学習的な意味合いが強くなりますが、これはこれで有効な活用になったのではないかなと思っております。

教室の中で行う、先生と子供たちで行う対面授業のような、そういったオンライン授業につきましてはまだ、今回こういう休校になって持ち帰らせたんですが、間に合わなかったというのが実情であります。まだ、そういった教室の中で行うような授業の状況ではないと。まだそこまでは定着していないというのが実情であります。今後、研修を深めて、あとは経験不足というものもありますので、その辺、経験を積んでいくことも必要な

のかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今、教育長の話で大体分かりました。

まさかこんなに第6波が早く来るというのは予想もつかなかったのは、これは現実だと思います。国としては、もう正月上がりにまたこういった第6波みたいなのが来るんじゃないかというのは、もう去年のうちに本当は一応言われていたのが、現実になっちゃうとやっぱり誰もがあたふたするというのは、これは当たり前のことです。そこで、今言った第6波の新型コロナで浅川町は208人、今日時点で出ています。これからまた、今、先ほど言いましたけれども、第7波とか第8波とか、絶対来ると言われています。

それで、今回の検証は、やっぱり教育長、もう一度検証し直して、やっぱりこれは、あのときにこうだったらばということも、やっぱりこれは確かに、事件というのは何でもそうなんですけれども、あったら、そのときに、ああ、このときにこうしておけばと言え、次に楽じゃないですか、構えることが。だから、その辺はやっぱりきちとした検証をやってください。

あと、小中学校でのタブレットを使ったオンライン授業、これもね、今私が言ったように、そのときにオンライン授業、徹底してもしやって、父兄、今一番、困ったと思ったのは、今回中学3年の受験生を抱えた親御さん。学校にプリントを取りに来いと。そうすると親御さんらは、全部そのタブレットを町で用意したんだということを知っているわけじゃないですか。じゃ、そのタブレットを使って、じゃ授業やれるのかと思ったら、さほどではなかったんだ。だからその辺の検証も教育長、これもう、これだけのことをそろえたんですから、ぜひこの次の、この次と言ったら怒られますが、第7波とかに備える努力はなされてください。

また、これを運営する各小中学校の先生方も確かに忙しい中、大変だったと思います。それを我々は口でしか言えないんですが、現場にいる先生方、ここにいらっしゃる担当課長なども全部そうなんですがね、やっぱり大変な思いだったと思いますが、とにかく我々はここで言えるのは、ぜひ早めに対応なされて、コロナ感染とかの蔓延防止にひとつ心がけて、子供たちを守るようにぜひお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ただいまのご意見、十分踏まえまして検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） いろいろ質問したんですが、今の答弁の中で、大体の対応等は理解いたしました。

その上で聞きたいんですが、今教育長さんからもタブレットによってやっているというような状況でございます。幸いにして、自主学習的なものが主だというふうな話だったんですけども、これもクラスでやるのが対面式みたいな形でもって、Z o o m等ですね、使ってやっているような高校もあるかと思うんですが、これはこれで今の感じであれば、メール的な形が主だと思うんですが、送ってくる問題を提示する、答える、メールで質問するというような状況だと思うんですが、それと併せて対面式とリモート授業ですか、その形も今教育長さんのほうで検討するみたいなことを話あったんですが、ぜひその辺も、併せた形でやっていくような形

が出ていないと駄目なんですね。片方、今の形だとタブレットに送るんですが、対面式になれば何も残らない。自分でそれぞれやっていくというような形になると思うんですけども、その辺も併せてやっていただきたいなと思います。

それと、208人現在まで累計で感染しております。また、子供等も多いですね、小学生あるいはこども園。そうした中で、二百何人の感染者といたしますと、家族を含めると、濃厚接触まで入れると、4人家族としてもトータルで800人くらいが自宅待機なりした状況だと思うんです。それで、これに対して県のほうでは、朝昼晩、体温を測ってください、あるいは熱はないですかというようなタブレットですか、携帯で連絡取れるような形になっているようなんですが、これに対して、何か町のニーズなんですが、町の保健関係ですかね、の寄り添った対応がちょっと見えないなというような感じも私は受けました。そういうような面ですね、もし、感染した本人は当然なんですけども、濃厚接触者で自宅待機等を命じられている方は大変心配している面があります。

例えば、7日間の待機期間受けて、じゃ本当に自分が感染していないのかとか確認しろと言っても、自由に今無料で棚倉辺りの薬局に行ってやるというようなことはできるかと思うんですが、本当に心配、ただ、それもなかなか難しい状況ですね。行っても、電話しても、いや検査キットがないとかというような状況がもうございます。

そういうような点から、感染、自宅待機している方等に対して、町としてももうちょっと今まで以上に待機者、感染者に寄り添った対応を取れないものかと思っております。その辺をお伺いしたいと思います。

あと、これもまた言いにくいと思いますが、今日の新聞でも、よその町村と比べますと、結果論なんですけど、浅川町は本当に飛び抜けて高いように感じてしまう、高いというような状況だと思うんです。これ結果論になりますが、同じような他町村とも学校関係あるいは小学校、中学校も含めて、同じような対応をしているはずですよ。これが、なぜ浅川町がこういうふうにも多いような状況になったのか、この辺はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

そして今後、BA.2ですか、そんなやつも入ってくる、感染力の高いやつ、第7波ですか、それも予想される中で早い対応、学級閉鎖にしろ、学年閉鎖にしろ、町民の周知、先ほどから話がありましたように、防災無線等を使って町民への周知。それによって、町民全体が浅川町の感染状況が分かるというような状況がございまして。そして用心するというようなことも考えられますので、その辺の対応等を含めて、今後の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の町の対応、今まで以上に寄り添っていただきたいということではありますが、当然だと思っております。今まで以上に、濃厚接触者あるいはその感染者に対して、寄り添っていろんな対策を、寄り添って対応に当たっていきたくて思っております。

あと2点目、本町は感染者が高いのではないかとということですよ。感染したくて感染しているわけではありませんが、本当に2月の中旬は、まさかこんなに爆発するとは誰もが予想しませんでした。そういう注意しながらやって対応しておったんですが、本当に、大爆発したのはなぜかといっても答えようがありません、とにかく今後このようなことがもう二度と起こらないように、関係者と様々な協議していきたくて思っております。

ます。

あと3点目、最後、もっと町民に対していろんな周知、早い対応をしていただきたいということですが、これ8番議員にも言ったとおりに、今後ともそういう対応を、町民が不安がらないように対応していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その前に1点、町長説明の補足いたします。

町としてどういう対応をしているのかという点でございますけれども、こちらに関しては、陽性者の自宅療養者に対して、保健センターを中心に保健所から供給されている備蓄品として、二、三日分の食料品、あと血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターというものがございます。こちらを、本来は保健所で配布する部分なんですけど、保健所でも業務が逼迫してしましまして、その配達を町のほうで実施しているという経過がございます。その際、保健所が感染者本人から町へ情報提供の承諾を受けた方のみに配布をしておりますので、情報開示希望じゃない人にはちょっとここまで保健所が直接やっているんですけれども、それ以外の方については町が直接食料品とパルスオキシメーターのほうを自宅まで配布しております。その配布の際には、事前に、対面はちょっと直接できないものですから、直接できないので、ご連絡をして体調の状態を確認したり、何かあったら保健センターのほうにご連絡をお願いしますということで、感染者に配慮して配達をしておりますという状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） タブレットの活用方法、リモートによる対面での授業ということですが、全てオンライン授業ということではなく、いろんな学習法、家庭での学習方法があると思いますので、それらを組み合わせた学習方法、もちろん対面でのオンライン授業、これも含めてですけれども、その辺の在り方、十分検討してまいりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 質問の途中ではございますが、ここで10時50分まで休息といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） もろもろ、このコロナ対策については、町の対応等お伺いして、ある程度の理解はしたところでございます。

最後に、先ほどから国のガイドラインに沿って対応しているとか、あるいはこれ今後独自での対応を検討していくというような答弁等ございましたが、この町の対応を事前に学校、小中学校の保護者関係に前もって、

このときにはこういうふうにしますとか、そんなやつは連絡前もってやるんでしょうか。

例えば、1人出たから突然学級閉鎖ということになると、これはなかなか仕事、共稼ぎとか、あと子供を見る老人、年寄りがいないとかのような状況になりますと、突然ですとなかなか対応が大変だと思います。あるいは児童クラブの問題もなかなか大変、父兄の対応は大変だと思いますので、前もって町としての対応、こういうときには学級閉鎖しますとか、あるいは学年閉鎖します、学校閉鎖します。あと児童クラブはこれらに対応しますと。この辺を事前に保護者に了解を得ておく、心構えを持っていただけておくというのも大事だと思いますので、その辺の対応を今後やっていくべきかなと思います、その辺を伺いたいと思います。

それと、今までのいろんな反省点を踏まえて、これ重なるかと思うんですが、今までの対応等、あるいは感染状況を踏まえて、今後町は早急に対策に当たるべきだと思います。その辺の考え方をもう一度、重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の対応は、できる限り事前に保護者等に連絡をさせていただきます。

また最後、町は早期対応ということではありますが、本当にいかんせん、このコロナで2年間大変苦しんでいるのは事実であります。本当に厳しい状況、初めての経験でどのようにやるのか、職員はじめ保健センター、そしてまた角田先生をはじめ、皆さんにご相談をしながら今現在やっているところであります。

私は、職員が本当に一生懸命やらなければ、本当にこの今回の対応もなかなかできなかったこととっております。今後、これからとにかくいろんな協議をして、こういうコロナの対応を少しでも遅れると町民が不安がったり健康を損ねたりしますので、今後とも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 会田議員さんおっしゃいましたように、事前に対応の在り方についてお知らせをしておくと、大事だと思いますので、検討します。

○議長（水野秀一君） 次に、4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 先ほど来より、接種状況とか感染状況については大部分承知しました。

1つだけ、これはあれですか、回答できないということでもよろしいんでしょうか。入院、療養施設、自宅療養者の人数ということで、今現在の。もし分かっているのであれば、それはお答え願いたいと思います。

それで、先ほど来から5歳、11歳の接種につき、4月より開始されるんだという回答もお聞きしました。改めてなんです、これは当然ご承知だと思うんですし、それから検討しているのは重々分かるんですが、生徒や保護者に対する丁寧な情報提供ですね、広報の工夫、それから保護者の同意、児童の接種時保護者同伴、それから接種自体で強制ではないことや、集団接種に対応できる体制づくり、それから接種後の経過観察には万全の体制、これって当然考えていることだと思います。

それでも、その中で最も重要なことが1つございます。それは予防接種ストレス関連反応、これは皆さんご承知だと思うんですが、I S R Rですね、の対応だと考えます。ワクチン接種前後に生じる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時に急性ストレス反応が出ます。I S R R反応に対して体制を整えていただきたいと思いますし、この辺が留意点だと思っています。

全員が接種していただくのが大変望ましいことではあるんでしょうが、その中でもやっぱり接種する人、それからしない人等が出てくると思います。そのときの差別など絶対ないように、各関係者には注意深く観察していただければというふうに考えます。

当町の陽性率、先ほど来から出ていますけれども、2月28日時点で、私のほうもちょっと調査してみたんですが、人口比率3.32%です。石川郡内、それから近辺の比較しても突出して高いです。これは結果です。例えば石川町は0.71、それから玉川は0.97、それから平田が0.71、古殿が0.74、矢祭が0.34、塙が0.74。多少ちょっと高いと言われた隣、棚倉町においても1.06%ということで、浅川町の3.32は非常に高いということです。陽性者、年代別に見ても、先ほど来から回答のとおり、小学生が圧倒的に多いんだということです。

それで、学校のことでちょっとお尋ねしますけれども、1年前、令和3年の3月議会で、小中学校の感染予防に対する対策を項目別に教育長にお伺いしました。そのときに、基本的な感染症対策の実施、それから集団感染のリスク対応、重症化の高い児童・生徒への対応、出席停止等の取扱いについて、それから教職員の感染症対策と5項目ほど回答いただきました。それでも、結果として、結果ですよ、結果として多数の陽性者を発生したということに対して、どのような対策が不足していたのか。また、どのような反省点があるのかお聞きしたいと思います。

それから、4点目の学級閉鎖等については、ある学校の例でいくと、学級内で陽性者が発生した場合、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖とあります。これは浅川町は学年閉鎖というふうになっていますけれども、以前であれば、陽性者が判明した日及び翌日を休業とし、濃厚接触者の特定をし、3日目には学校を再開するというパターンで、5日間の閉鎖と変化しています。それはオミクロンの特徴で、陽性者が特定されると、次の人に感染するまで2日というふうに短く、ちなみにデルタ株は5日と言われていますけれども、たとえ濃厚接触者が特定されていても、その時点で既に周囲の者には感染しているということだと思います。これが普通、一般的な考え方だと思いますけれども、では、浅川の学年閉鎖等では問題がなかったのか。私は特に2月7日の登校が非常に気になりますが、お伺いします。

というのも、現状のオミクロン株は厄介な株だと言われています。先ほど来からも出ていますけれども、オミクロン株のB A. 1に続いてB A. 2が日本にも上陸しています。オミクロンよりも厄介だという専門家もいますし、第7波に向けて現状分析をしっかり対策を行ってもらって、前倒しで実施し、もうこれ以上、児童・生徒に学習の格差を顕在化させないためにも、そしてストレスを与えないためにも、全庁を挙げて対応することが重要だと考えています。

現状でも関係者の、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町挙げていろいろ答えをいただいていることは重々承知しているんですが、具体的な内容についてですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、令和4年1月28日付で県の保健福祉部長から濃厚接触に該当するかどうかは、同居家族は別として、学校内は各管理者が行うという通達がありますけれども、これは間違いないでしょうか、お伺いします。

それから、1月に県の教育長より、オンライン学習の事前準備をすることという通達があったと思うんですが、これをお伺いします。以前にも、G I G Aスクール関係で私なんか大分一般質問させていただいているんですが、ハードもソフトもそろったというだけでは駄目ですよと、運用について事前の準備が必要ですよという話も何回かさせていただいています。ですから、サポーター、支援員の方を含めて、本気度マックス

でちょっとやっていただけかなということでお尋ねします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） まず、答弁漏れの部分、申し訳ありません。入院と自宅宿泊等の人数ですけれども、ほとんどが自宅療養、子供たちは自宅療養です。入院は、その爆発指定の間、2月間なんですけれども、約10名ほどおります。こちらはやはりさきそう入所者の高齢者の方が入院ということでの数字となっております。

あと、5歳から11歳の接種の件でございますけれども、こちら2月中に5歳から11歳、327名に対して意向調査を行いました。その中で、回答は270人ほど今返ってきているんですけれども、このコロナ禍の中で爆発したということで、まだ返ってきていない部分もあるかと思っておりますけれども、その中では207人の方、大体返ってきた7割の方は接種希望ということで回答が返ってきております。

その意向調査すると同時に、その意向調査の案内の中には、接種に関しての厚生労働省から発出されている注意事項ですとか案内、留意事項等のチラシを入れております。

今後、4月から実施するに当たりまして、希望者の方にはもちろん、再度そういう周知徹底はしたいと思っております。さらに、接種当日においても個別に対面して注意事項等を説明して、十分理解をしていただいてから接種したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず、オンラインの準備をとということでしたが、浅川町で休校措置を取る前に、私も万が一休校になった場合を想定しまして、休校前に小学校、それから中学校の校長にオンライン授業できるように、事前に練習をしておくよということに指示をしました。子供たちに家庭に持ち帰って練習をするということだったので、それが今回のeライブラリ、これにつながったのかなと思っているんですが、その双方向的なオンライン授業、厳密な意味でのオンライン授業につきましては、まだまだこれから経験を積んでいく必要があると思っております。そこまでは達していなかったのが現状であります。

それから、反省点は何かということですが、授業中あるいは学校生活における先生方の感染防止対策につきましては、議員さん言われたような内容で、それこそ文科省、県教委通知に基づく感染防止対策、これはしっかりとやっていると思っております。浅川小学校だけほかの学校と違うのかということはないかと思いません。同じ取組はしていると思えます。

じゃ、どうしてこれだけの感染拡大があったのかということですが、私はいろいろな要因が考えられるかと思えます。ほかの議員さんからもありましたように、スクールバスとか児童クラブとか、そういったものも含めましていろいろ、様々な要因が考えられると思っております。

私は、学年閉鎖をした時点で、1人の感染者が出てすぐに学年閉鎖をしておりますが、その後子供たちが学校を休んでいる間に次々と感染者が出てきているということ、これはまさにオミクロンの特性であると思えます。発症までに99%は5.4日以内ということなんですけれども、議員さんにお配りしました資料では分かりませんが、学級ごとに何月何日に何人出ているかというのを調べてみましたら、大体1人の子が感染して、その

後5日以内に集中して感染者が出ております、陽性者が出ております、ほぼ5日以内に。これは、オミクロンの発症日数が99%が5.4日以内というところに当てはまるかと思います。まさに、1人の子が教室に入ってしまったら、もうその時点でもう感染していると考えたほうがいいと。ですから、学年閉鎖をした時点ではもう広がっている、感染しているんですね。ですから、学年閉鎖をした、休校した、対応すれば収まるかというところではない。もうその時点で、もう感染しているというふうに見たほうがいいのかと思います。

それで、その原因ですけれども、私はこども園、小学校、中学校で保護者の皆さんに風邪の症状があるときには登校、登園させないでくださいということは撤回していただきたいということを言っております。しかし、例えば、小さい子供が風邪の症状がもう顕著に現れている、鼻水が出ているという状態で園に連れて来られる方もあったと。それから、学校におきましては、微熱があっても登校させてしまうと。これは、いろいろ保護者の実情があるんだと思います。どうしても家で見られないという方もいるんだと思いますけれども。もしその子が感染していたとすれば、もう学校に、教室に足を踏み入れた時点でもう、これはもう感染は避けられない。周囲の子供はもう避けられない状況にあるというふうには私は見ております。それが今回のオミクロンの特性であると思っています。

ですから、四、五日の間に集中して各学級出ています、小学校。同じ日でなくて五月雨式に次々とほかの学級で出て、それはほかの学年が感染しているというのは、児童クラブも考えられる。そうだと断定はしませんけれども、そういうことも考えられるという。あとはスクールバスなども考えられるということですね。5日、四、五日の間に集中して陽性者が出てから、ぱたっとその後、その学級、収まっています。これがオミクロンの特性なんだなというふうには私は見ているんですけれども。

ですから、要因としましてはいろんなことが考えられております。ですから学校だけで、対策はもちろん講じていると思いますが、保護者の皆様にもご協力をいただかないと、これはなかなか容易ではないなというふうを考えております。

ですから、そういう点も含めて、感染を防止するにはいろんな面から考えていく必要があるというふうには私は考えております。もちろん早め早めの対応、これも大事ではありますが、なかなか陽性者が出ない時点での学級閉鎖、学年閉鎖、休校というのは難しい。しかし、浅川町全体が感染しているという、陽性者が多いという場合には、ガイドラインを超えた町独自の対策、これも先ほど答弁しましたが、考えていかなければならないというふうには考えております。非常に難しい状況ではあったというふうには思っております。しかし、反省すべきは反省して、次に備えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 2つほど抜けています。同居家族以外の濃厚接触者、これは学校内でやっているんですか。それからもう一つは、県の教育長よりオンラインの準備をしているという通達は来ているんですか、来ていないんですか。この2点、後で答えていただきたいと思います。

それで、今感染、いろいろなことをやっても致し方なく出たということだと思います、結果的にはね。ただ、その前に、以前のコロナのことをお伺いしたときも、私ちょっとお話ししたと思うんですが、町独自、浅川町、小学校、中学校、こども園も含めて独自のガイドラインはないんですかねと、つくらないんですかとお話しさ

せてもらったと思うんです。なぜそれが必要かという、動線が全然違うんですね。国は一般的な動線のを基につくっていますけれども、それぞれの町の学校によっては動線も全く違うし、関わりも違うし、どういうところで一緒になるのかも分からないし。

先ほどは、一番先に教育長からこのオミクロンの株の対策をお聞きしました。これ通常のデルタ株のときと同じですね。運動で密集しないだとか、それから学校行事を縮小するだとか、そういう話はデルタ株のときも同じ。これは基本線ですからいいんだと思うんですけれども、じゃ、そのガイドラインを町独自、それから学校独自のものをつくって、それを各家庭に配布して、こうこうこういうことがあるので、こういうことを注意しましょうみたいな、いわゆる手洗いをどうのこうのだとか、そういうことじゃなくてもっと具体的な内容で、先ほど教育長のほうからお答えがありましたとおり、熱があったときはどうのこうのとやるというようなことまで細かいことのガイドラインが、ぜひとも第7波に向けて必要なんじゃないかなということをまず申し上げます。

それで、先ほど副町長のほうからもお話ありまして、情報伝達、非常に難しいんだというお話ありました。これらも含めて、このコロナにお付き合いして、コロナ禍という形の中では、もう何年ですか、2年半、3年という形になってきますね。当然そういったものも町のガイドラインとして、こういう伝達の方法をするんだと、様々な想定をしながらつくっていくべきじゃないんでしょうか。これは非常に私、感じます。

町のほうでもいろいろ細かい、詳細なことあるんだと思うんですけれども、我々が目に触れないこともあるんだと思うんですけれども、ぜひともその辺を、全てのことをこのテーブルの上に上げて検討し得る限りの検討をしていただきたいなというふうに思っています。

それで、ちょっと違った視点からちょっと見させてもらうんですけれども、浅川町の国土強靱化地域計画がございますね。それと、災害時の上下水道の機能停止に早急に復旧させるんだということで、BCP、下水道業務継続計画を明記されていると思うんですが、これつくってあるんだと思うんですけれども、今回の一般質問の際に、学校のBCPはつくられていますかということをお聞きしたんですけれども、ちょうど2月24日付の福島民報にちょうど載っていました。全国の1,741市町村のうち9%が未策定だと、町としてですね、9%が未策定で、中身については通告していませんので、中身についてはお聞きしませんけれども、浅川町ではつくっているのかどうか。これをまず一つお伺いします。

それから、学校も教育課においても、今つくっているところがいっぱいあります。こういった場合にはこういうふうな復旧して、こうだと。それは災害時も含めてですけれども、今回のコロナ禍なんかもそうですね。こども園、小学校、中学校では、これも策定済みかどうかだけお伺いします。つくっていないならつくっていない、これからだよというんだったらそれでいいです。ただ、未策定が9%ですから大部分の市町村はつくっているということなんですけれども、浅川町はどうなのかなということをお聞きします。

それから、先ほど児童・生徒についての学習についてお聞きしました。同僚議員からもいろいろ質問されていると思うんですが、この大事な時期にいろんな勉強の機会を失うことによつての学習の格差がいろいろ出てきます。これは結果ですから後から出てきます。今はどうのこうのはないんでしょう。ただし、その子が高校になったり、それから大学行ったり就職したりということで出てくるんですね、その格差というのは。昨日、今日、ぱっと出てくるものではないというんですので、その辺のところを重々知っているとは思いますが、

ぜひともその辺のところは、学びを止めないという主題でやっているんだと思うんですけども、ぜひともその辺の対応、お願いしたいなというふうに思います。

そのためにGIGAスクール関係、先ほども質問しましたがけれども、オンライン授業は非常に大事です。これの体制は、準備は本当に今万全なのか、これもちょっとお伺いします。

それから、コロナ禍以前に学校で、これもちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、2019年の学校教育の情報化の推進に関する法律、これが基本で今やられていると思うんですけども、全ての子供が教育と保障は絶対に格差をつけちゃいけませんよというのが基本的だと思うんですが、同一ドメインにての情報の共有化、これは今回は質問はしません。次回以降にちょっとそのドメインについてもちょっとお伺いしたいなと思っていますし、それから、今ソーシャルディスタンスですか、3密の回避だとか言っている言葉が、何か人と人の関わりを希薄にするということで、今名前変わっています。フィジカルディスタンスですよ。今そういうふうに変ってきているということは、心のケア、子供たちの心のケアをしているんだと思うんですが、ぜひともその辺のことも踏まえつつ、社会的な孤立をつくらないように、ぜひとも厚い対応を学校側にはお願いしたいというふうに思っています。

今、最後に、いろんな話を聞いてくると、情報の伝達もそうですし、オンラインもそうですし、それから各家庭がそういった不安を持たないためにもICTの活用、これは本当にやると思うんですが、この後の質問でもちょっとその辺のことをするんですけども、いわゆるICTの活用による学習ですね、再度町長の認識をお伺いして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 補足、BCP関係、業務継続関係でございますが、今年度、大きい意味での業務継続計画については現在策定中で、今年度中にまとまる予定となっております、コロナ関係につきましては、それを参考にしながら今回、陽性者が出た場合の、職場内で出た場合の業務継続計画等につきましては、6割程度の出勤者にするなど、そういった対応をすることを庁内で共有してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次、学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 濃厚接触者の特定につきましては、木田議員のおっしゃるとおり学校での特定という形になります。

オンラインの事前準備という文書についても、手元に文書はございませんけれども、そのような文書が来ていると認識してございます。

それから、学校独自のガイドラインにつきましては、今回学校再開前に、先ほどの答弁にもありましたとおり、対策、そういったものの周知をさせていただいておりますので、そういった部分も含めて、今後、十分対応していきたいというふうに考えております。

オンラインの準備、万全なのかというようなご指摘であります、こちらのほうにつきましても、先ほど教育長の答弁もありましたとおり、十分対応していきたいというふうに考えてございます。

また、ICT支援員の方につきましても、12月補正の中で上げさせていただいておりますので、また、令和

4年度につきましても、その支援員の方にお願ひした中で対応をしていきたいというふうを考えておりますので、そういったオンライン授業の対応についても、今後、さらに十分対応していきたいというふうを考えてございます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ICTの活用による学習ということですが、必要な場面で有効に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 先ほどのBCP関係につきましても、教育委員会関係としては町全体として同じなのですが、学校独自としての業務継続計画については、現在のところ作成はされていない状況です。

○議長（水野秀一君） 次、副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 情報の伝達等についてお答えいたします。

先ほども8番議員からご指摘ありました。様々な想定をして、情報伝達の内容、レベルについて検討されたというご指摘だと思います。こちらにつきましては、いわゆる一般的な広報に関するマニュアルというものは準備しておりますが、今後につきましては、先ほどもありましたように、町民の立場に立って、その上で出せる情報の内容、個人情報の兼ね合いですね、その辺のバランスを見ながら、不安払拭等に努められるような広報ができるように、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） もう一度、何の認識だか、ちょっともう一度……

〔「ICT活用です、学習の。」の声あり〕

○町長（江田文男君） それは、教育長等とかいろいろ相談しながら活動していきたいと思っておりますし、とにかく子供たちのために頑張っていこうと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ハイレベルな質問の後で素朴な質問なんですけれども、まず1点目として、今回、対応として、小学校1年生から3年生についてはタブレットを活用せずに問題集を配って対応したということなんですけれども、タブレットを活用しなかった理由はなぜなのか伺いたいです。

それから、4年生から中学校2年生に対しては、タブレットを活用してeライブラリというので授業をしたという言葉あったんですが、このeライブラリというのはどういう内容のものなんでしょうか。これは、この時期に子供たちが学ぶべきことをカバーできる、そういう内容だったのかどうか伺いたいです。

それから、中学校3年生への対応についてなんですけれども、受験を控えた大事な時期ということなんですけれども、改めてどういう対応をしたのか、先ほどちょっと聞き取れなかった部分もあったので、再度お願いをしたいと思います。

それから2点目ですが、今後のタブレットの利用に関しては、やっぱり先生方の研修を深めたり経験を積むということがどうしても必要だと。これは当然だと思います。機械を買い与えたんだからすぐに使えるように、

使いこなせるようになれなんていうのは、これは先生方を過労死させる、させかねないので、そういうことは無理だというふうに思うんですけども、ただ、このタブレットを活用して対面で授業ができるというのは、一番本来のありようかなというふうに思うんですが、大体それをいつ頃に、そういうことが実現できるかという目標とかはあるんでしょうか。あるとすれば、大体いつ頃を目標にしているのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

1年生から3年生までプリント学習で、タブレットはなぜ使わなかったのかということですが、タブレットにつきましては、全ての子供にとって、1年生から3年生まででなくとも、全ての子供にとってスムーズに操作することが可能かといいますと、そうでない子供さんもいるということですね。特に低学年あるいは支援学級の子供さんなどにとっては、やはり誰かがついていないと容易でない場合もあります。じゃ、保護者の方についていただくかといいますと、保護者の方は仕事を休んで家にいなければならないという、そういう問題も出てきます。

あとは、次のeライブラリについてですが、これはタブレットを使って学習することができるアプリです、ソフトです。先生から出された課題を学習する、先生がインターネットで送信をする、その課題を学習する。あるいは、もともとそのソフトに入っている学習課題、計算問題とか、そういったものを選んで学習することができます。それから、学習百科事典のようなソフトもあります。調べ学習をすることができます。それから、動画、写真、音楽も再生できます。先生は、どの生徒がどこまで問題をやったかとかも把握、確認することができます。何問やったか、何ページまでやったか、そういったことを確認できます。あとは、先生からメッセージを、生徒からもですが、メッセージを送ることができるということで、生徒と先生のメッセージのやり取りができております。この点におきましては、双方向型と言えるかと思えます。以上がeライブラリです。

それから、中学3年生の対応についてですが、これは県立高校入試を間近に控えておりましたので、受験用のテキスト、問題集、5教科の問題集ですね、これを使って学習することを優先しました。最後の受験勉強の総仕上げとしてですね。あとは各教科の学習プリント、先生がつくった学習プリントを配布しております。それから、県立高校の受験者には、今日行っておりますが面接指導、これも個別に、これは学校に来てもらって面接指導を行っております。あとは、県立高校の入試対策として、国語と数学の動画をユーチューブで2本配信しております。中学3年生につきましては以上のような対応を取っております。

それからタブレットですね、先生方、授業の中での活用につきましては、かなり技術的にも先生方、習得していると私は認識しております。

ただ、オンライン授業ですね、対面でのオンライン授業につきましては、これまでの答弁の中でも申し上げましたが、まだ十分ではない状況であると思えます。目標ですが、いつ頃までかということですが、特にいつという目標は設定しておりませんが、先生方の技術的な習得状況といいますか、いろいろ確認をしながら、いつ頃までならできないかということを設定をして、今後それを目標に、学校で研修をしてもらうようにしたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） あらかた分かりました。

基本的には、今回の休み中の対応と、あとは2点目でお聞きをした授業時間数を若干増やす、1日の。あとは長期休業中、2日ぐらいを登校させてということでしたよね。それで大体、今回の学習の遅れというんですかね、そういうのが取り戻せると、こういうことでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

学年は申し上げませんが、小学校ですと、例えば1年生は4校時のところ5校時まで行くとか、あるいは2年生以上は5校時のところ6校時まで行くと。あと、中学校については短縮45分授業、通常は50分授業ですが、45分授業にして7校時授業を行うということで対応します。

なお、特に学年閉鎖、休校で、休みが長期になった学年につきましては、春休み中に2日間の登校日ということで。これで学校とも確認を取っております。これで未履修がないのか、遅れている分を挽回できるのかということ、確認を取りました。それで、大丈夫ですということでした。

授業時数的には、年間の授業時数の完全実施ということにはなりません、これは教科書の内容を精選したり、ポイントを絞ったりした授業を行うということで、これで未履修をなくしたいと。むしろ、そういうポイントを絞った授業を行ったほうが効率的であって、子供たちも身につくという面もありますので、そういった対応で未履修をなくしたい、学習内容を身につけて次の学年に送り出してやりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 長い期間でいろいろと出ました。私はそういう点に立って簡単に質問したいと思うんですが、1つは、やはりこれ、これだけ県内でトップクラスの感染が広がったということについての反省はいろいろ出ました。それで、教訓は何かということには、1つは副町長も言われましたけれども、情報の出し方、これは私は非常に大きなウェートを、割合を占めるんだろうと思うんです。やっぱりみんな、出てきますと疑心暗鬼でね、隣は大丈夫なのかなとか、その前の子供2人いるところでは大丈夫なのかなというふうなことに、いろいろ心配します。ですから、やっぱり副町長言うようにプライベート、いわゆる出し方をいろいろ工夫して慎重に、しかしやっぱり迅速に、適正に、やっぱり防災無線を使う必要があるだろうと思うんです。私はそのための防災無線ではないかと思うんです。火の用心お願いしますだけではいけませんから、その辺を十分、今後検討して行ってほしいというふうに思うんですが、その点と、それはやっぱり、特に町長の認識の問題があります。やっぱり町長がきちっと認識して、これは大変だと、これはそういうことでやったんだと思うんですけれども、十分町内の意見の集約を図って、教訓を導き出していくということが大事だと思います。

2番目には、いわゆる教訓として今いろいろありました。浅川町独自の、やっぱりなぜこうなったのかということ、真剣になって討議してその原因を導き出すというか、そういうことをやっぱりすべきだろうと思うんです。これはもう過ぎちゃったからどうしようもないんだと、最大努力したんだと、こういうことではないと。

例えば、教育長も言っていましたけれども、この浅川町では学校は全員、こども園もそうですけれども、スクールバスを利用していますね。スクールバスの中というのはやっぱり、効率的にということで一定の密にならざるを得ないんですよね、コースがありますから。その点の問題や、あるいは児童クラブ、こういうところにまで気を配ったのかどうかと。これはやっぱり反省点として、教訓として生かさなければならぬと思うんです。

ですから、そういう浅川町独自の取組の、何か国や県のマニュアルではつかみ得ない、そういうものもやっぱりぜひ庁内の会議あるいは検討会議、こういうところで十分練り上げて、二度とこういうことのないように、浅川町が県内でもトップクラスになって、もっとよいことでトップクラスになるようにしてほしいと思うんです。県外の親戚から、浅川町は大丈夫ですか、どうしたいというような電話が、そっちにもこっちにも来たという話を聞きましたけれども、そういうことのないように、ぜひ教訓を導き出してやっていただきたい、こう思うわけでありませう。

そこで、さらに私は、これは学校ではないですけれども、さぎそうのクラスターの問題もあったということも私は仄聞しました。さぎそうまで行っている話を聞くということにはしませんでした、今浅川町のさぎそうでも何十人もの、何十人という言い方はあれですけれども、二桁の感染者が出て入院している人もいるんだと、こういうことも聞いたんですけれども、実際、その実態はどうか。そして、その中で万が一にも死亡者を出さない、絶対に。これはやはりぜひ厳重に、石川地方の社会福祉協議会と理事者なんかとも十分検討して、関係者と検討して、浅川町から死亡者が出たということのないように、これ厳重に留意してほしい。その点でどういうふうな取組をしているのかということでもあります。

それから、5歳から11歳のワクチンの接種、これについても国や県も準備をしているようではありますが、このワクチンの接種はもう国や県がきちっとしない限り、特に国がきちっとしない限り、町は手の出しようのない、そういうものでもあるんですね。ですから、その辺は国に対して速やかに、十分ワクチンを供給するように要求すると同時に、それに対応する状況をつくり出してほしいと思います。

先ほどもちょっと言ったんですけれども、成人した、例えば高齢者でなくて、あるいは11歳以上で、例えば浅川町の40歳で15.8%の感染者がいるというね、40代ですよ、こういう資料が今出されてきてね、この方々に対するワクチンの接種はこういうふうになっているんですか。ある40歳の女性から、接種券は3月初めに送りますからとかという話を町の役場に電話をしたら聞いたと。もうそれでもまだ来ないんだという話でしたが、そういう動向はどうなっておるのかということでもあります。

それから最後に、やっぱり今、職員の問題も出ました。これは副町長にぜひお聞きしたいんですけれども、やはりこういう状況の中で課長代理が、学校がこういう状況の中で重要なポストの方が休みを取らなければならないような状況になったと。こういうことについては、きちっと担当者から報告を受け、説明を受けているんだと思うんです。職員の管理の最高責任者である町長、そして副町長は、この辺はこういうふうに対応したのかなど。課長の答弁では、いや、支障のないようにみんなで力を合わせてやったんだというご答弁ですね。それはそういうふうなことになると思うんですけれども、こういう状況の中で、やっぱり重要なポストでもある、そういう方が休んでいるということに対して、やっぱりそれに対応するような職員をほかの課から派遣するとか異動するとか、様々な工夫もやっぱりこれ必要なのかなと私は思うんですけれども、その点は、今後の

問題としてもどういふふうにお考えなのか、あるいは検討したのかということもお尋ねしたいと思います。

そして最後に、何よりもこの浅川町から今後出さないというか、本当にこういう爆発的にならないようにするためのマニュアル、これはほかの議員からも出ました。浅川町独自に、やっぱりこの教訓からまして、こういうふうなことでやっぱり素早く対応する、あるいはここのところについては慎重に、あるいはここはこのように情報出したほうがいいのかという、そういうものは、それこそ福島県の模範になるようなマニュアルをぜひつくってほしいと、こう思うのであります。終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答弁漏れは担当からお話しさせますが、まず、さぎそうの件ですね、これ3月1日に石川福祉会の理事長と事務局長から報告がございまして、大変ご迷惑を浅川町におかけして申し訳ないという報告がございました。それで、浅川町のさぎそうですから、その住所が全部ありますから全部カウントされてしまいます。そういう中で、さぎそうの方々は本当に大変苦勞しておると思います。それで、そういう中で理事長は、職員には家に帰らないように宿泊施設を確保して、どんなことあっても対応してきましたと。これからはだんだん少なくなります、今後ともご協力をお願いいたしますという報告がございました。

あと、当然私はこういうコロナの件を本当に町から出たくありません。当然、私、台風19号のときもそうでありましたが、本当にそういうことがあると、職員はじめ関係者が大変苦勞しております。でも、自分が具合悪くなっても対応をしなければなりません。町民を守るためには、先頭になってやらなくちゃいけないと思っておりますので、今後ともやっていきたいと思っております。

あと、その職員の対応というは、なぜ休んでいるのか知っているんですか。この職員が何で今休んでいるか。

○10番（角田 勝君） いいですか、議長。

○議長（水野秀一君） はい、いいですよ。

○10番（角田 勝君） オートバイで事故を起こしたということで、それはやむを得ないと思うんです。ただ、私はそのことを言って聞いているのではないんです。

○町長（江田文男君） それでですね、私も電話もらったときに、いや、これは大変だなと、3か月、半年駄目だなと思っておりましたが、比較的軽傷で済みまして、間もなく復帰すると思います。

それで、その対応は、先ほど高野課長から答弁があったとおりに、各課で対応をしましてまいりました。不便だったということは、今のところ連絡来ておりません。

あとは、担当者より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、お答えいたします。

私からは2点です。

まず情報について、工夫してできるだけ提供をというご指摘でありました。これについては、繰り返しにはなりますが、町民の立場に立ってできる限りの情報を提供してまいりたいと考えておまして、その媒体についてですけれども、ホームページで公表しているということは申し上げたところですが、その他防災無線や広報、回覧、チラシというところなどが今あると思います。その防災無線についても、常に聞こえる状況じゃない場合も、録音機能等はあるとは思いますが、というのも実情としてありますので、どういった情報提

供、内容とその媒体については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

職員の件についてであります。

今ほど町長と、先ほど学校教育課長からもあったと思いますが、私からは全般的なことといたしまして、やはり職員に不測の事態が起こるといのは起こり得る、誰にでも、どこでも、いつでも起こり得ることだと思っております。そのためにそれを補完する体制というのが重要であって、その究極が、先ほど総務課長から申し上げたBCP、業務継続計画などによると考えております。浅川町におきましても、災害時には各課横断的に対応しておりますし、今回のワクチン接種であったり、今やっている申告などについても協力体制を取ってやっているところでありますので、今回、幸いにして復帰が早くできるということで聞いておりますが、そういった何か町民の方などに不都合が起きることのないような体制、BCPを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その中で、さぎそうの件ございました。さぎそうの感染者というところですけども、現在2月末、28日時点なんですけれども、24名です。うち、先ほど木田議員のほうにも答弁したとおり、10名ほどは入院ということになって、現在はどうなっているかって、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、24名ということですよ。

あと、接種券の発送の件、お話によると40代の女性の方がまだ届いていないというところなんですけれども、うちのほうで今回、先ほどからの答弁ありましたように、3月に50歳から64歳、あと18歳から49歳は4月ということで伝えたところなんですけれども、これは6か月経過しないと接種はできないので、確実に6か月を経過した方には接種券は送付しています。

今回、その3月は50から64歳というくりではやるんですけれども、その50歳以下であっても、この接種日程で6か月経過した方には接種券は送付してありますので、まだ届かないというのは、まだ6か月経過していないというところで、ご理解をしていただきたいと思っております。

もし早急に手元に欲しいとか、それか、ほかで受けたいという場合については、ご連絡いただければ発行できるようになっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 繰り返すようなんですけれども、さぎそうについては、理事長も来て町とも話し合ったということでありますので、よもやそういうことがないと思うんですけれども、先ほど言ったような形で、最大そういうことのないように頑張ってもらいたいと思っております。

職員も、私は質問の前に申し述べましたけれども、やはりこれ、私が知っている限りの状況の中では、全く大変な状況ですね。初めての仕事が、次から次へとワクチン接種、あるいはその他の学校での感染の予防、こういうものなんかも含めて大変な仕事が出て、本当に頑張っているなど、ワクチンの接種なんかでもてきばきと事を運んでやっているなどというふうには、私は深く感謝したいと思うんです。

しかし、結果論としてこういう形に出たということに対して、もっと、やっぱり職員の間でも特別委員会、

そういう対策委員会だけに頼らずに、そこにだけ任せておかないで、みんなでやっぱり知恵を出し合う必要があるんだろうと思うんです。情報の問題もそうですけれども、やっぱり細かな問題、例えばスクールバスの場合にはどうしても、もう密にならざるを得ないので、その間は、どうしても学校あるいはそういうところに行く通学、通園、そういうことの利用しなければならない、そういう人に限ってやるとか、そういうマニュアルを早急につくる必要があるんだろうと思うんですけれども、その辺は具体的にどういう作業と、どういう日程をもって臨むのか、お伺いしたいと思います。

同時に、最初の答弁漏れがありました。検討するということで、集会センターも空気清浄機とかマスクの無料支給とか、特に子供さんが多い家庭で、マスクなんか子供はもう1回でぼん、使ってぶん投げてしまうとかですね、いろいろあってやっぱりばかにならないよと、こういう経済的な負担ですね、そういうことまで私聞いたものですから、その辺も、町長は検討したいということですので、ぜひ機敏に速やかに、そういうやれることはやるということをしてほしいなと思います。

以上であります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 職員の対応は、これ職員、各課でなくて、私は常に全庁を挙げてコロナ関係あるいは災害関係全てやっておるつもりです。今後も全庁挙げてやっていきたいと思っております。

また、集会センターのあれですけれども、マスクとか、子供たちのマスクですね。子供に関してはマスクは配布しております。1人7枚配布しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 追加でご説明をさせていただきます。

まず職員問題なんです。こちらのほうにつきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、課の中で対応を取るような形を取ってございます。

あわせて、学校教育課、今年、歴史民俗資料館のほうから公民館に執務室移動という形を取っております。それに伴いまして、社会教育課と協力した形で業務のほうを対応しております。本日も、電話対応等も含めて社会教育課のほうにもお願いしているところでもありますので、そういった形でほかの業務に支障ないような形の対応を取っておりますので、ご了解いただければというふうに思います。

それから、マスクの件につきましては、学校再開する際に、先ほどスクールバス、そういったところのご利用、保護者の方で送迎可能な方につきましてはご利用を控えていただく、ご協力をお願いします。あとは児童クラブについても、自宅で見られる方につきましては控えていただくようにというようお願いをしているところでございます。

それにあわせて、不織布マスクの推奨ということも意味合いを含めまして、各児童・生徒に、ちょっと少ないんですが1人7枚ずつマスクは配布させていただきました。こども園のほうにつきましても、2歳以上の園児に対して7枚のマスクをまずは配布させていただいて、いろいろ布マスクとかウレタンマスク使っているお子さんもいるんですが、やはり県のほうでも不織布のマスク、そういったものの推奨をしているということもありましたので、こちらのほう、災害備蓄のほうで持っているマスクのほうを利用させていただいて、ま

ずは1人7枚という形で配布させていただいたという経過がございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、1番、菅野朝興君、（1）移住・定住促進にインターネット環境を整備すべきの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 移住・定住促進にインターネット環境を整備すべきということで、都市部に限らずインターネットの普及と発達によって、どこでも仕事ができる業種が増えました。政府もデジタル田園都市構想を打ち出しております。町内においてもネット環境を整備し、受入れ体制を整えるべきと思いますが、お伺いたします。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

浅川町では、平成22年に国の補助事業を活用し、町全域に光ファイバー網を整備しており、インターネット環境は今のところ整備されているものと理解しております。さらなる整備につきましては引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 町営住宅やニュータウンなど、インターネット環境の整備ということで、ルーターとか、その備品と申しますか、そういうのがないとちょっと何ですかね、ネット回線というかインターネットのラインが、線が来ていたとしてもそれが使えないというようなことになるかと思うんですけども、実際使うまでのWi-Fiのところ、電波を飛ばすようなところ、配線のところまでの補助と申しますか、そういう助成が必要になってくるかと思っております。

そして、政府のデジタル田園都市構想ということで、この内容というのは、地方の活性化、テレワークの推進、地方での働き方支援、地域おこし協力隊等によるデジタル化支援というようなこともありますので、町内に越されてきた方がすぐに使えるような環境づくりということで、推進をして助成をするなりということをもっと考えて、それをPRと申しますか、そういうことをやっていったほうがよいのではないかと思います、お伺いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今ご提言いただきましたことについては、現在国のほうでもデジタル田園都市国家構想等いろいろな制度があるようでございますので、その辺に関しまして取り組めるようなものがあれば、今後とも情報収集し、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）出生祝金を1人目に2人目も増額すべきの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 出生祝金を1人目2人目を増額すべきということで、町内においてはなかなか3人目、4人目とお子さんを出産される方は統計といいますか、少ないことになっておりまして、現在の实情に合わせて予算を有効に届けるためにも、予算を組み直したほうがよいかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、町の出生祝金は、第1子と第2子が5万円、第3子が10万円、第4子が20万円、第5子が30万円となっております。

出生祝金のほかにも、町では子育てに関しての経済的支援として、児童手当の給付、乳幼児及び子ども医療費助成など様々な経済的なサポート支援事業に取り組んでおります。また、教育にかかる経済的なサポートとして学校給食費半額助成、小中学校入学祝金、小中学校スクールバスの運行などに取り組んでおります。

現在は見直す考えはありませんが、他の町村の動向も参考にしながら、今後も検討を重ね、積極的に子育て事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、第1子、第2子、5万円というようなことになっておるかと思うんですけども、そうですね、この地方創生ということ、そして少子高齢化対策ということで、そして地方で住みたくなるような、目玉政策ではないですけども、浅川町で住みたいと思えるような政策ということで、思い切ったここ、変更する気はないというようなことでしたが、第1子、30万円、第2子、40万円、第3子、50万円、第4子、100万円というような思い切ったことを、予算がないというようなことであれば、地方で住みたいというような人のために、国や県に働きかけをするというようなこともあろうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町に住みたくなるような政策、私は少しずつ実行しているつもりであります。そして都会から本町に住んでもらうためには、やはりこういう子育て世代あるいは子供、高齢者、障害者が住みやすいような町づくりをするためには何かということをお伺いしております。

私はいつも言っているとおり、福祉と教育は衰退することなく頑張っていきたいと思っております。出生祝金についても、今後検討をする課題かなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） この令和2年度部門別主要政策の成果概要というものがありまして、この中に24ページにあるんですけども、とても、何ですか、まとまってこの出生祝金とか子育て世代・学生応援金、児童手当とか、様々な子供に対する応援金というようなものがあるんですけども、これが、やっているということが何か見えてこないというんですかね、これをぜひ見える化するというんですかね、ホームページに分かりやすいようにパッケージとしてこういうものを、子供に対してはこういうことをやっていますというようなことをインターネットのホームページに載せるなりというような努力が必要ではないかと思うんですけども、お伺

いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 様々に、子供に関しての住みやすい環境づくりのために、いろんな補助はしていきたいと思っておりますので、PRなどをしていって、ほかの県から町に住みたいという、そういうのを担当課と頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、2番、兼子長一君、（1）令和4年度の町政執行方針を問うの質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 午前中、質疑のやり取りを聞いていまして、非常にこの新型コロナ感染拡大対策、大変な状況になっております。しかしながら、行政全般、これはストップするわけにはいきません。そういった中で、各種なこのいろんな問題、山積みしている中、当町はこの町づくりにどう取り組んでいくのか。その点についてお伺いをいたします。

1点目ですけれども、町長公約の子育て支援、医療福祉充実、農業・商業・工業の振興、若者定住、企業育成、文化スポーツ振興、6項目の実行に向けての課題と方針をお伺いをいたします。

2点目ですが、令和4年度の重点事業はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

3点目ですけれども、令和2年9月議会でも質問いたしました、花火の里ニュータウンの未分譲地、これの利活用について、様々な施策を検討すると答弁されましたが、それらについて検討はされたのかお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の公約の実行に向けた課題と方針についてであります。

私は、平成30年の就任以降、災害等に対応しながら、公約の実行に最大限努めてまいりました。そうした中、一部できない公約があるのも事実であります。引き続き、町の財政状況等を勘案しながら、公約の実行について、検討してまいります。

2点目につきましては、将来を担う児童・生徒の新しい学びやを整備する中学校建設事業設計業務委託、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」実現のため、染小貫線の道路改良工事や、こども園前の歩道整備、公共下水道事業の面整備など、移住・定住の基礎となる社会インフラの整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策など、町民の命と健康を守る事業が令和4年度の重点事業でございます。

3点目につきましては、有効活用について引き続き検討しているところであり、活用にあたっては、花火の里ニュータウン建築協定があり、一戸建て個人専用住宅など用途が限られております。このため、利活用としては、平成29年度に地方創生拠点整備交付金により、移住者向け町営住宅を建設し、有効活用しているところでもあります。

今後、同様の補助制度が活用できれば、移住者向け町営住宅を建設して利活用していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 6項目の公約については、幾つかはまだその公約どおりに達成できていないということもあるということで、これは町長就任以来、台風19号、それからこの新型コロナ感染対策、もろもろの課題が出てなかなか実行に移せないというのは理解はできます。しかし、やはり先ほども言ったように、町づくりにストップはありませんので、この全体的な行政を進めていくというのが町長の役割ですから、バランスの取れた町づくりに向けて頑張っていたきたいと思います。

それから、2点目の重点事業につきましては、これは当初予算の概要説明とかそういうもので承知はしておるんですが、再度町長としてどれを重点的に進めていくのかという観点からお聞きをいたしました。当然、浅川中学校建設、これは最重要課題だと思います。これらについては、さらに、いい校舎ができるように十分検討させていただきたいと思います。

それから、染小貫線はじめこのインフラ整備、非常に大事です。それから、それに向けて、それを整えて移住・定住につなげていくというそういう観点も大事ですので、この思いを大切に進めていただきたいと思います。

それから、3点目の花火の里ニュータウンのやはり売れ残っている土地をどうするのかという問題ですが、私も令和2年9月議会のときに、分譲というのは値段を下げてでも困難ですと、一応そういう提言をいたしまして、それに対して町長は、いろんな方策を検討するというお答えだったんですけども、今の答弁ですと、まだ検討しているということで、既に建築した定住・移住促進住宅ですか、それらについて、さらに補助事業を探して建設したいという答弁だったんですけども、再度お聞きしたいんですけども、具体的にその検討はしたんですかね。私、質問してから、もう1年とちょっとたったんですけども。

例えば、これ私独自で調べたんですけども、他町村の動きです。西白河郡のある村なんですけれども、そこもやはり大規模に、以前から宅地分譲地を村が手がけてやっておる村です。しかしながら、やはり売れ残っている区画があるということです。じゃ、それをどうするかというのが、やはりその村も大変な課題になっておりました。

そこで考えたのが、村が売れ残った区画に一戸建ての住宅、2LDK、標準世帯の4大家族が住める程度の住宅を村が建築して、それで、これは広く入居者を募集したそうです。入居条件は、村以外から来てくださいますと、いわゆる住所はその村以外の方、18歳未満の子供のいる世帯、そういう条件。それから、そこに20年以上住んでくださいよという条件です。その住宅を貸しますと、当然月々の家賃も頂く、これ20年以上ですよ。当然、20年以上住んだらならば、その土地と建物はお譲りしますよという条件だそうです。その20年間の、その家賃収入、2LDKですからおおむね家賃は3万5,000円から5万円の間なんだろうけれども、その20

年分。それから、今度は住民税です、住民税は所得に応じて課税額変わりますけれども、ある程度標準世帯の、そういうことで勘案して20年分の住民税も頂くと。それを計算して、その土地代と建物の費用、おおむねそれでバランスの取れた金額になるだろうと。そのある程度試算した結果、どうしてもちょっと足りないというときには、50万から100万程度の自己負担をお願いして、それで土地、建物をお譲りしますという、そういうものを打ち出したそうです。募集をしたならば、すぐ3世帯、4世帯で申込みがあったそうです。

ですから、例えば、こういう今お話しした事例のように、思い切った考え方、今までの既成概念にとらわれないものをやらないと、花火の里ニュータウンどうするんだ、どうするんだと言っても、これは前には進まないですよ。なので、今私の言ったような、そういうすぐ近くの村でこういう政策をやっているという事実、だから、そういう他町村の動きも情報を収集してやっていって、いろんな事例を参考にしながら、浅川町なりのやり方を考えていくべきかなと思います。

これは、行政が宅地分譲しているのは、何か所もあります。あの当時、いわゆるそういう一つの地域活性化で、どこもやりましたからね。ただ、やはり全て分譲するというのはなかなか難しく、どこの市町村も抱えている問題であります。

どうでしょうか。こういう、私今3点目の、私そういう事例を言いましたけれども、そういったものに対しての取組、町長の考えをもう一度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ、あとで同じ答えになるかもしれませんが、9番議員にもお答えしなければならぬと思っております。

この花火の里ニュータウンは、平成18年以降、16年間、幾かも販売できないでいるのは、私の不徳の致すところもあると思います。それなりの、担当課と努力してまいりましたが、なかなか売れないのが現状であります。当初、私はニュータウンを半額にするというお話を9番議員にさせていただきました。ところが、今、半額でも売れるような状況でもありません。

これ、今、兼子議員が言ったとおり、思い切った政策が必要であります。私も残りあと7か月、その間、できればやっていきたいと思いますが、町外から来ていただければ本当に10年、20年以上住んでいただければ90%引きとか、土地の提供をするなど、考えていかなければならない時期に来ていると思っております。今、その判断ができないのが、苦しく思っております。

残り7か月の間、何とか担当課と相談をしながら、前向きにいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 町長の意気込みは分かりました。

それで、この村の、今の私が言った事例なんですけれども、これは以前からその分譲地を買ってそこに住んでいる方、その方たち誰一人、この制度に対してクレームをつけている人いないそうです。だから、以前から問題になっている、その分譲価格を下げると前から買った人への説明が容易でないとか、いろんな苦情があるとかという、そういうのが足かせになって、なかなかこの分譲価格を下げるというのにも前に進まなかったということなんですよ。ですから、こういう形にすれば、以前からあの土地を買って住んでいる方に対しても説明はつくと思うんですね、こういう形であれば。当然、家賃は負担している、住民税で税金も当然払っている、

なおかつ、それに対して土地代と建物の価格の差額を自己負担で、何かしらの応分の負担をお願いしているということですから、こういうものであれば、以前から花火の里ニュータウンに住んでいる方も、説明すれば私は納得するのではないかと思うんですね、こういう制度をつくるに当たって。

やはり、いろんな観点から考えてみるというのは、やはり大事だと思うんです。やっぱり基本的にそのニュータウンで分譲する、その目的で造成したところだから、どうしても分譲しなくちゃなんないねという、その部分をもう考え方からそれを外して、また違う観点から考えていかないと、この問題はなかなか解決しないと思います。再度、町長の考えどうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 分譲地を買っていただいた方の苦情がないというのは、本当に大変ありがたいと思っております。というのは、私も昨年までは、やっぱり苦情は聞いておりました。それで、なかなか前進できなかったのも、そこがあると思います。そういう中でも、私も町長でありますから、今後、できれば説明会などを行って、何とか分譲販売できるように頑張っていきたいと思っております。そして、あるいは移住者向けの町営住宅を建設するなど、様々に考えていきたいと思っております。なお、担当課と相談したり、いろいろやっていきます。担当課で何かありますか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 若干、補足説明をいたします。

町長の当初、3点目の答弁につきましては、利活用についての答弁でございました。おただしの件につきまして、有償無償にかかわらず、分譲という形の内容になるかと思っております。

担当課といたしましても、他町村でいろいろな方向で分譲していることについては、ある程度情報収集等しております。お話ありました、西白河郡の地区は私のところで把握しているところか、同じかどうか分かりませんが、似たような事例があって、建物を建てて、プラス家賃を払って20年間、さらにプラス50万円を払うと建物としても譲渡になるといったようなことをやっている自治体もあるというふうに認識しております。そのほか、同じところでも、やはり別な町営住宅を、利用が終わって解体して、その更地になったところに家を建ててもらうために無償譲渡というような、やはり村外の方であったり、20年間住むというようなことで無償譲渡というようなことをやっている自治体もあるというふうに認識しております。

今後、コロナ禍が落ち着きましたらば、また地域住民のアンケートとかを取りまして、その結果を地域住民の方と相談しながら、座談会などでこういった意見もあるんですよということを伝えながら、今後いろいろな方法で、販売なり譲渡なりといったようなことも少しずつ提案しながら進めてはいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）中山間地域支払事業・多面的機能支払事業の推進についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 中山間地域支払事業、それから多面的機能支払事業の推進についてお伺いをいたします。

農業・農村は、食料の生産だけではなくて、国土自然環境保全などの多面的機能を有しております。しかしながら、高齢化や人口減少が進む地域の農地の維持、環境保全のための共同活動、こういったものを支援するこの事業は大変有効であります。現在浅川町では、中山間地域が7組織、多面的機能が13組織取り組んでおります。しかし、ここ最近、この新規取組の組織がありません。この増えない状況について、2点ほどお伺いをいたします。

1点目、この浅川町全域でこの事業に取り組むことにより、農地や環境保全に大変効果があると思います。この未実施地区への声かけや説明は行っているのかお伺いをいたします。

2点目、この取組組織が増えない要因は、実績報告など事務処理を各組織自ら、担当の農家の人がパソコンを駆使してこの書類を全て作るというのが実態なんですね、この事業の。大変その事務処理の負担が大きいということで、なかなかこの取組をやるという組織が増えない、これが1つの原因であります。

この事務の簡素化や事務処理の広域化などを進めるべきだと思いますが、現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、中山間地域等直接支払事業は、該当となる地区において、全ての地区で組織されておりましたが、現在は既に解散した組織もあります。多面的機能支払事業は、基盤整備が終わったほとんどの地区で組織されておりますが、未実施の地区も幾つかあります。未実施の地区や解散してしまった地区については、地区の中心的な農業者の方々にお声がけしているところですが、事務の負担や高齢化を理由になかなか組織化に至らない状況です。

今後も継続してお声がけしていきたいと考えております。

2点目については、おただしのおり、取組組織が増えない理由は、やはり事務処理の負担が大きな原因かと思われま。

町としましても、国・県へ事務の簡素化を長年お願いしていますが、いまだに簡素化されていないのが現状であります。事務処理につきましては、組織の皆様をお願いしており、町としても助言や相談、県の間合せなど事務処理のお手伝いをしておりますが、組織で自らやっただくことも多く、事務処理が相当な負担となっていることは承知しております。町で職員が組織の事務を広域的に担当することができれば負担は軽くなるかとは思いますが、人間的なものもあり難しいところでもあります。

事務の負担が少しでも減るよう、今後も国・県へ事務の簡素化のお願いを続けてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 中山間については、これは採択要件がありまして、その地形的に傾斜角度が何度以上という条件がありますんで、これは浅川町全域で取り組むわけにはいきません。ただ、浅川町でも山間部については7組織がやっておられるということで、これは分かっているんですが、多面的機能のほうは、これはそういう地形的な採択要件はございません。山間部でもいいし、平地のところでもこれは取り組める事業でございますので、ただあとは中山間と多面的機能、両方やるということもこれは可能でありますんで、ぜひとも今後

も取組をする組織が増えていくように、いろんな面で周知とか説明会などを開催していただいて、1つの組織でも増えるように努力をお願いしたいと思います。

再度、こういうまだ実施していない地区への今後のいわゆる声かけやら、そういう啓蒙活動、そういったものをどう取り組んでいくのか、再度お聞きしたいと思います。これは、担当課長のほうがよろしいんでしょうかね、担当課長にこれはちょっとお願いします。

それから、2点目の事務処理の問題ですけれども、これやはりなかなか実態をお聞きすると、各組織さんの事務をやっておられる方も私いろいろお話をさせていただくんですが、やはり大変だと。この事務の簡素化というのは、もう平成19年からこの多面的機能事業やら中山間も始まっているんですけれども、これ以前から事務の簡素化というのは問題点でありまして、県のほうもいろいろ協力していただいて、ある程度は簡素化にはなっているんですけれども、しかし以前やはりこれは補助金ですから、それを使うがためにやはりある程度の書類は出さなくちゃならないのは、もったもなことであります。

ただ、これもちょっと要望なんですけれども、これぜひ県のほうに話をさせていただきたいんですけれども、この事務といいましょうか、この事業に取り組む中で、その県の農林部局の担当者が人事異動で替わりますよね、そうすると去年まではこのことはやっていいものが、担当者が替わった途端にそれは駄目ですよというそういう事例が度々あるんですよね。ですので、そういうものがないように、担当者の考えでいい悪いという判断をされたんでは、このせつかくいい事業が、今言ったように、取り組む組織が増えないという一つの原因ですから、こういうのも現場の声として、県の担当部局にぜひともお伝えをしていただきたいという、これ要望でありますけれども、そのようにお願いしたいと思います。

あと、その事務の広域化なんですけれども、これは今、町長答弁あるように、なかなか難しい問題です。会津のほうの町村では、実際、その町村で一括してこの事業の事務処理をやっている、そういう組織をつくってやっているとあります。ただ、いろんな問題があって、やはり、人件費の問題やらそういうようなものがネックなんですけれども、この辺のところは、いろんな説明会なんかでも広域化やったださいって県のほうも言うんですが、なかなか実態としては進まないというのが現状です。

ただ、そういってもなかなかこの組織が増えないのと、この事務処理の問題というのは、毎回問題になっている件でございますので、この辺、再度県のほうにも声を届けていただいて、極力負担が軽くなるような方策を考えていただきたいと思います。再度、担当課長に答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、各地区へのお声かけについてですが、町長の答弁にもありましたとおり、地区の中心的な方や、例えば役場職員のOBさんとか、そういった方をお願いして何とか組織化していただけないかということで話は続けておるところです。ですが、やはり事務負担の問題がありまして、ちょっと大変だから今のところはどういうことで回答いただいております。ただ、それで引き下がるわけにもいきませんので、引き続きそういった地区の中心的な方々にお声かけして、何とか組織化できないかお願いしたいと思います。

また、ここ2年ほど、コロナ禍により座談会等開催できておりませんが、座談会等開催した折には、そういった組織化のことについてもお話して、何とか1組織でも組織化できればいいかなと思っております。

事務の、県のほうの話になりますが、議員おっしゃったとおり、県のほうで担当者が替わるたびに、その見解が変わるということは度々ありました。これは、浅川町担当しているのが県中農林事務所ですが、県中農林と本庁のほうでも見解の相違があるようなこともしばしばあります。そういったことで、各地区のほうからお問合せをいただきまして回答したということで、最初に回答したと次に回答することが違うなんてことが出ることもありました。そういったことがありますと、各地区の皆様に変なご迷惑をおかけしてしまいますので、県のほうには担当が変わったりして考え方が変わるとかそういうことはないように、あくまでも統一した見解として回答をお願いしますということでお願いをしております。それは、今後も続けていきたいと思っております。

また、事務の簡素化については、引き続き国・県のほうに様式等の簡素化とか全体的な簡素化を引き続きお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、5番、岡部宗寿君、（1）少子化対策についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） それでは、少子化対策についてお伺いします。

我が町の出生数は、平成23年度は61人、生まれたらしいです。令和2年度は29人です。また、3年度はまだ、今途中ですが、今までは20人で、あと二、三人は増えるんじゃないかということをお伺いしました。平成23年度より町の人口は841人減っているらしいです。約、年90人ぐらいつ減っているんですね。

我が町でも、町長が言うように、様々な少子化対策事業で子育て支援でいろんな事業をやっておりますが、どこの町村でもやっていない、誰もが浅川町に住んでみたいんだと言われる町条例の改革が、今は必要ではないでしょうか。ここで、町の人口を増やし少子化をなくすことを、まさに我が町全体で最重要課題として、もう協議をしなければならない時期だと思っておりますが、そこで町長のお考えを3点伺います。

1点、我が町での人口は、このままでは一、二年後には6,000人を割ってしまいますが、町長として人口減少を食い止める対策、奇策が何かあるのか伺います。

2点目、1人でも人口を増やすために、これは考えてもらわなければならないことなんですが、町外より町へ通っている我が浅川町役場職員の町内への移住はできないのか、進められないのか伺います。

3点目、今3番議員も言われましたが、滝ノ台ニュータウンの売れない土地を利用する方法があるとは思いますが、町長には何か考えがあるのか伺います。この質問は、先ほど町長は10番議員か9番議員と言いましたが、私の質問だったと勘違いしていると思っておりますので、付け加えます。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、先ほど2番議員にお答えいたしました令和4年度の重点事業に加え、高校生までの医療費無償化、学校給食費の半額補助、児童・生徒のスクールバス運行など、各種の子育て支援の充実に努めることが、人口減少対策につながるものと考えております。

2点目につきましては、ご質問の趣旨は理解いたしますが、居住地は個々の事情を踏まえ、その個人の判断

によるものと考えております。

3点目につきましては、有効活用について引き続き検討をしており、地方創生拠点整備交付金など補助制度が活用できれば、移住者向け町営住宅を建設して活用を図ってまいりたいと考えております。また、利活用の幅を広げるためにも、花火の里ニュータウン建築協定の変更等について検討し、今後、地域住民の意見を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 3点伺いました。

1番目の質問は、2番議員に言ったということで、いろんな、様々なことを言ったと聞きました。

2番は、個人の判断に任せるしかないということ。

3番は、先ほど、これも2番議員に言われたように検討するという、大体分かりました。

それで、私の一つの意見として聞いていただければ分かりますが、これは、今、私の前の前の質問した1番議員とちょっと重複するんですが、町では今、出産する人が減少しているんです。町長が分かるように、20人くらいですから。

やっぱり町条例にある出生祝い金を、先ほど1番言ったように、ちょっと今少ないんですよ。それで、これはいつ条例ができたのか、そうしたら平成12年ですよ、町長。12年4月に変わったんですね。約22年前ですよ、これ。第1子、第2子に5万円、3子に10万円、4人目に20万円、5番目に30万ですか。ちょっとこれ、少ないじゃないですか。私はそうだと思いますよ。私、間違ったら勘弁してください。それと、また、ここで、やっぱり人口を増やすのであれば、第1子からもう50万とか100万くらえてくださいよ。もう浅川、子供増えてしょうがないんだというくらい、言われてみてくださいよ。それがまず1つだと思います。

それと、これもまた3番議員とちょっとね、3番議員が12月に言われたこととちょっと重複しますが、浅川の我が町の子供には、幼稚園、小学校、中学校と給食費は無料なんだと、ぜひ浅川に来てくれと、そのぐらいの話と、それとゼロ歳、保育所、幼稚園、ゼロ歳からこれもやっぱり無料化にして、いや浅川は保育所も無料だけど、給食も無料なんだって、これぐらいの改革をしないと、もう前には進めないかと思います。これは、1つ目ですね。

2つ目で、我が町の少子化として、町長が言われたようにいろんな政策は実施している中で、先ほど言った町職員の、これは本当に考えてください。町職員の中には、町外に住んで通勤している方がやっぱりいますよね。今、人口減少している中で、1人でも増やさなければならぬときに、ぜひ町内に移住させることを検討されたのかと言ったら、今、町長言われたとおり、これは個人の自由だからできないというんでは。

これは移住の自由は憲法で保障されているので、町内移住を義務づけることはできないというのは、私も十分承知しております。が、そのところを、やはり今、町外でアパートなり、嫁に行ったとか、婿様に行ったとか、そういう人はまた別だかもしれませんが、家建てちゃったとか。そうじゃないアパートとかに住んでいる職員がもしいるとすれば、1人でも増やすために町に来させるような努力をすべきだと思います。

それと、町で災害が起きたとき、あったじゃないですか、現実的に、台風19号のときに。ほかにいた職員、すぐ来られたんですか、来られなかったじゃないですか。こういうことも、町外からだど、招集に遅れたと、業務に支障が出たはずなんです。

そのような問題について、どう考えておられるのか。町内移住について、1人でも人口が増えるようなら、何らかの対策とか、職員自ら行わなければならないと思いますが、いかがですか。

3点目です、これもやっぱり2番議員言われたのと、これニュータウンの話です。

これは、町長から聞いたから分かるんですが、もう今、現時点でニュータウンは何件か空き家があります。それはなぜかという、もう35年前に、もうあれできたんですね。そのとき、東京で退職してから来た人は、60過ぎて退職してきた人、35年たったら何歳になるんですか。そのときに、この浅川町は、そういう対策をしないで、来る人誰でもいいからということで進めたのが今の結果です。

やっぱり最初が肝心で、これは、こういうふうになったら、若い人で子育て専門にという、そのときに条例でみんなで決めればよかったことなんです。先輩議員をないがしろにするわけではないんですが、そういうことだったろうと思います。それで、町長の前の町長からですか、もう16年、全然売れていないですよ。そこで、買ってもらえるならば、先ほど2番議員も言いましたけれども、私の考えは、10年使ってくれと、月1万でも2万でも構わない、10年過ぎたら、あんたに土地くれればいと、そのぐらいの腹でやってください。

それと、役場職員もそうなんです、役場職員はあそこで誰一人住んだ人はいないです。その辺も考えてもらったっていいんです。例えば、町職員とか、ほかの町民から来た人がそこに家を建てたとしたら、住宅手当の倍増とか、役場職員だったらね、子育て手当の倍増とか、そういう制度を大改革して下さったほうがいいと思います。

それと、町長、あそこには欠点が1つあります。店屋がない。あそこで、80代以上の人、買物に行けない。当然、町長が言った浅川のマルシェが行って、週に1回くらい来て、これは大変喜ばれています。だったら、それを逆手に取って、今、駅前でのぐらい売っているか分かりませんが、あのマルシェを宅造に移してくださいよ。こういう手もあるんです。そうすると、あそこでは契約がないといいますが、もう年寄りにも喜ばれるような、そういった1件でもあれば、あそこは自動販売機すらないんですよ。ですから、そういった方法をやれば、町長が言われたように、いや浅川に来たいんだというような方向に、今私が言ったやつが実行して、いや10人増えたよ岡部議員って言われるような政策を、ぜひ、お声を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町外から住んでもらうのには、お金の補助も大事であります、アクセスとかインフラをもっともっと整備する必要があると思っております。そのために、私は一昨年、歩道整備とか、そういう小さな町道を直しております。そういう関係からも、補助も致しますが、アクセス、インフラも整備して、住みよい町づくりをつくっていきたく思っております。

また、出産祝い金については、私の記憶は平成12年ではないと思ったんですが、申し訳ないです。第1子から5万円始まったのは、ここ数年だと思います、たしか。ですから、改正はしていると思います。それで、出生祝い金も本当にこれ大事です。そういう中でも、やはり、学校の給食、無料化にするのか、あるいは保育所をただにするのかとか、今後のこれは課題、問題だと思っています。私も大分前から、給食費無料はもう少し待ってください、もう少し待ってくださいと私は言っております。私は、やらないとは言っておりません。様々な面を考えて、今後いろんなことを実施していきたいと思っております。

あと、職員がぜひ町に住んでいただきたい、これは誰もが考えているところではありますが、本町に住んでい

て鮫川に通っている人もいます。石川にも通っている人がいます。そういうことがありますので、他町村から来ているから、ぜひうちに住んでくださいということは、なかなか言えません。でも、そういう中でも何人かが町に今年、そしてまた4月以降も住んでいる職員もいますので、1人でも多く住めるように努力していきたいと思っております。

あと、ニュータウン、これも本当にニュータウンは頭の痛いところでございます。先ほど、2番議員にも言ったとおりに、平成18年から16年間幾くかも販売できておりません。これも私の不徳の致すところかなと思っております。でも努力はしております。今後とも、あと7か月、どういう対処ができるのか、職員と対応していきます。

そして、マルシェを持っていけということですが、これもいいことだと思っております。検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） いや、今、議員としては、ここにいる議員は、いい話聞いたなとちょっと思います。それと、やっぱり職員の方も今回、今、副町長ここに見えられていますが、副町長も実際は、実家は棚倉です。棚倉にはきっとお母さんが今いて、きっと本当は一緒に住んで何ら差し支えない距離だったと思っておりますが、副町長は今、浅川に住んでおられます。これは、やはり意気込みだと思うんですね、職員としての。やっぱりよその町にいれば見えないから、私はいいほうに取るんですよ、なるべくなら近いところに住みたいというその腹。これはやっぱり、ここにいる浅川町の職員もやっぱり見習うべきではないのかと、私はそう思います。

それと、町長が言った出生祝い金、私が調べたときはそういうふうになっていました。それで、私が言った、今、幼稚園の無償化とか保育所の無償化、給食費無償化と言っていますけれども、もう平成28年度から27人、29年度32人、平成30年度35人、令和元年度30人、令和2年度29人と、もうそういうふうが減って、この人数が実質学校に上がるわけじゃないですか、だってこれ以上増える何か要素があるんですか。だったら、これでこの倍ぐらいずつ学校に上がっていくというならば財政的にも難しいかもしれないですけども、その前までは皆40人とか、50人とかいる時代だったんですよ。それが、もう10人ぐらいずつばたばた減っているわけじゃないですか。町長が言う、「私は子育てに関しては」って、こういつも言っているじゃないですか、とにかく子供がもういないのが現実なんです、生まれたのが。今年も、私もちょっと聞いたら20人で、あと生まれるのが二、三人と、23人ぐらいしかいないと。これはもう、あと7年後には小学校1年生に上がるわけじゃないですか。その前に言った、この7年前の28年ぐらいに生まれた27人、この人、そこからあと7年いったら、もう中学校上がるんですよ。それは1クラスじゃないですか、7年ぐらいで。

だから、その辺も次々考えていかないと、学校規模でも何でも難しくなるんじゃないかなと、町長、思いますんで、ぜひ、私もこういうことあまり言いたくなかったんですが、執行部の人らもその辺もよく考えて、政策なり、思い切った、さっきも言いましたけれども、第1子目から50万なり70万なり、もう浅川町は、子供さえ来れば、一緒にみんな面倒見るんだと。町長の腹積もりで、そういうような話を私は期待していますんで、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、いつも言っておるんですが、福祉と教育、あるいは子供、高齢者、障害者に対しては、衰退することなく思い切った政策をしていきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

〔「頑張ってください」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5番、3番、会田哲男君、（1）ヤングケアラーについての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） ヤングケアラーについてお尋ね申し上げます。

ヤングケアラーについては、皆さんご承知のとおりと思いますが、家庭内に大人が担うような介護、ケア、兄弟等の世話を引き受け、日常的にこのような世話をを行っている18歳以下の子供のことをいうわけでございますが、さきの国の全国調査による教育現場に対する初の実態調査結果によりますと、公立中学生の中学2年生の5.7%、約17人に1人、高校2年生の4.1%、24人に1人はいるということでございます。これを直せば1学級に1人か2人のヤングケアラーがいる可能性が報告されております。

相談もできず、表面にも出てこないというような、孤立する状態も裏づけられたところでございますが、これによって学業の遅れ等により進学等を諦めるケースも出ております。国においても、この報告の中で、学校、自治体の支援が必要としますということで、報告出されております。これを踏まえて、以下お聞きしたいと思います。

1つとして、町はヤングケアラーの実態を把握しているのか。

2つ目として、小・中学校の教職員のヤングケアラーに対する概念、認識向上による早期発見が非常に重要と思っておりますが、今現在の把握の対応、体制を伺いたい。

3つ目としまして、教育、福祉、保健等の連携による相談体制の構築、相談窓口設置等の支援がぜひ必要と思っておりますが、これの設置に向けて町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町では、保健センターや地域包括支援センター職員の訪問活動や地域の民生委員の方々などの情報提供などにより、家族に介護や障害で支援が必要な家庭を把握し、随時必要な各種福祉サービス・福祉制度につなげております。

その活動の中で、大人が担うような介護、ケアを引き受け、家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている18歳以下の子供であるヤングケアラーについては、現在のところ確認はされておりませんが、国の実態調査の結果を見ると存在する可能性はあると考えられます。

県では、令和4年度に県内において実態調査を実施する予定ですので、町内のヤングケアラーの実態把握に努めていきたいと思っております。

2点目につきましては、学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

3点目につきましては、実態を把握することが支援の始まりであると考えております。

県の実態調査や小中学校を通して早期発見された場合には、速やかに保健センター地域包括支援センターへ

相談につなぎ、情報共有を図り、介護や障害者などの各種サービスにつなげてまいりたいと考えております。

また、ヤングケアラーについての周知を図り、社会全体がこの問題を認識し、ヤングケアラーの存在が見逃されることのないよう、社会全体で見守ることが大切であると考えております。あわせて、国で案内している相談窓口や、県で配置するコーディネーターなどについて周知したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、2点目についてお答えいたします。

各学校におきましては、まず校内研修等で教職員の認識を深めた上で、早期発見のために日常における担任と子供のコミュニケーション、日記や作文、保護者からの連絡帳などを手がかりに、把握に努めたいと考えております。

また、家庭訪問や教育相談において、保護者から気になる点が聞かれば、子供に確認することも大切であると考えております。

さらには、欠席や遅刻が多い、表情が暗い、宿題をやってこないなどの子供のサインを日常観察においても見逃さないということも大切であると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） このヤングケアラーですね、最近いろいろマスコミ等でも話題になっておりますが、認識はまだまだ浅いかなと思っております。

町長から話あった令和4年度から県の新規事業でもケアラーの実態調査、福島県で全体、小学校5年以上中学2年までですか、2万5,000人程度の調査をするというようなことですが、これ当時町にもそのような調査の依頼なり、あるいはアンケートかどうか分からないんですが、依頼がくると思うんですが、その際はぜひ、町として我が町のことだという考えでぜひ取り組んでいただきたいということが一つです。

あと今、ヤングケアラーの実態は把握できないというような状況でございますが、これは本当になかなか表面に出てこないというような特殊な問題がございますので難しいかと思いますが、私の昔の経験でいきますと、私役場にいたころですけれども、やっぱり中学生だったんですが、じいちゃん、ばあちゃんの世話をして休んで家にいるというような状況、あの当時ございました、20年ぐらい前ですけれども。その当時はヤングケアラーという表現もなかったものですから、かわいそうだなというような感じで見えていたんですが、実際問題、表面には出てこない、今、教育長さんから、連絡帳やもろもろのやつで把握するというような努力をすることですが、ぜひ、先生方にこのヤングケアラー、一番子供と接するわけですから、ヤングケアラーの状況をつかみやすいと思えますので、ぜひ先生方に町のほうから教育委員会のほうですけれども、その理解への向上に努めていただくように周知を図っていただきたいなと思えます。

それと、今のところ、民生委員とか、そういうようなことでいろいろつかんでいると、調査しているというような答えでしたが、民生委員は民生委員でございますので、あまり広く浅く感じがございます。まして、子供については、今言ったように表面に出てこない部分がございますので、町としてぜひこの体制構築、保健福祉課、住民課とも思うんですけれども、その辺も含めて、体制、相談窓口の設置等を前向きに検討いただけ

ればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

まずは、先生方の認識を深めてまいりたいと思います。そして、新年度、県のアンケート調査もありますので、これを契機にぜひ町の実態の把握に努めてまいりたいと思います。その対応につきましては、町の関係機関とも連携しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ヤングケアラーという言葉ですね、まだまだ浸透しておらず、自分で自分がそうだと知らない子供も少なくありません。私は、一人でも多くの子供に手を差し伸べてほしいし、あげたいと思っております。そうすることで、子供たちが将来の夢に向かう大きな支えになるはずだと思っております。町でも頑張りたいと思います。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうですね。ぜひ、教育委員会、あるいは町、福祉会、絡めてこのヤングケアラーの問題に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、終わりにいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）定住・移住につなげるための具体策及び関係人口の増加策についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 先ほど同僚議員からも、浅川町の今後の人口についてお話がありました。

令和4年6,200人を切りました。あと20年もすれば、4,000人台に突入するというふうに推測されます。全国的には、中山間地における止めることが厳しい人口減に対して、先ほど来から花火の里だとか、それから定住・移住に向けた施策とかいろんな話をお聞きした上で、そういった具体策をまた改めて伺って、それから、国が地方の人材不足解消の方策である関係人口、今非常に注目されています。関係人口の創出を勧めている状況下において、関係人口創出には我が町は何をすべきか、また、何をしているかを若干伺いたいというふうに思っています。

1点目に、町の定住・移住につながる具体的施策、これを要綱だったり、条例だったりいろんなことがあろうかと思いますが、その辺の切り口からお願いしたいと思います。

2点目に、交流人口と関係人口という言葉の定義を、町はどのように認識しているか伺います。

3点目に、関係人口創出のため、町はどのような施策を取り、その結果、どのくらいの人口が増えたかと、どのくらいの人数が、関係人口と把握されているか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

4点目に、関係人口創出から移住人口創出に重要なツールとなる、先ほど来からも話が出ているかと思うんですが、SNSについて、町の発信力の現状についてお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和3年度予算計上事業では、来て「あさかわ」住宅取得支援事業、移住支援金給

付事業、空き家改修支援事業のほか、みのわ団地、滝ノ台の定住・移住促進住宅の管理事業などがあります。

2点目につきましては、浅川町の例で申し上げれば、交流人口は浅川町に通勤、通学されている方、浅川の花火や即身仏、富三記念館の観覧者、ロードレースの参加者であり、関係人口は、在京浅川会の会員など浅川町に関心があり、関与したい想いがあると認識しております。

3点目につきましては、ホームページによる発信や在京浅川会の情報発信などをしており、在京浅川会の会員は約160名、ふるさと納税の寄附者は令和2年度40名という状況であります。

4点目につきましては、令和3年2月にツイッターを開設したところであり、今後もSNSのさらなる活用を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 定住・移住に関しては、何点か具体策を伺えました。4点ぐらいあると。

それで、その中で福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び浅川町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく浅川町移住支援事業における移住支援金についてありますよね。その中に、就業に関する要件があると思うんですが、これはマッチングサイトに掲載されている求人情報に応募することが要件となっています。ちなみにこれ質問なんですけれども、浅川町の企業で求人情報を掲載している会社はあるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

それから、浅川町第5次振興計画の後期基本計画の中にも交流人口、それから関係人口の創出の重点プロジェクトが8と10のところに明記されています。全国的にも18歳以上の居住者1億615万人ぐらいの20%ぐらいが1,800万人ですか、それが関係人口というふうに認識されています。言わば地域課題や地域の社会に係る後継者不足、それから働き手不足の解決できる人材の取り合いになっているというのが現状だと思います。交流人口というのは、先ほど町長よりお話がありました。交流人口の一番大きなところは観光だというふうに思っていますが、それから関係人口についてもそうだと、そのとおりだと思います。

じゃ、なぜ関係人口が今注目されているかということをちょっと考えなきゃならないんですが、その前に関係人口を考える上で、人口減少、先ほど来から議論になっています、人口減少とか、過疎化がなぜ進むのかということもちょっと考えなきゃならないんですが、既に人口減という1960年ぐらいにスタートしていると言われてます。あわせて、過疎化も同じ議論になっています。過疎化という文字は、言葉、島根県が発祥だというふうに聞いていますけれども、国もそれから地方自治体も人口ビジョンの策定とか総合戦略で人口獲得のために多額の交付金が今までも使われていると思うんですけれども、ここは認識だけなんですけれども、基本的に町は人口減少の何が問題だと、人口減少することによって何が問題だというふうに認識しているか、これもお伺いしたいと思います。これ、改めてですがお伺いします。

それで、移住・定住を推進するために様々な対策打っていることは大変評価します。これは重要です。片側では重要です。それで、今の日本経済の流れを見てみると、これは人口減少するような流れになっているというのも片側にあります。1次産業から3次産業になる都市部のほうに人口が移動する、これ当たり前の理論だということで、今、大体過疎化指定が50%ぐらいありますか、日本全国で800ぐらいの市町村、自治体があるんですけれども、その中で50%が過疎化しています。そういった意味からも関係人口、先ほど来から言ってい

る関係人口の増加が必要だということで、今なぜその関係人口が増えているかということ、コロナ禍でリモートワークなんか増えてきていますから、それでいろいろとその波に乗って、逆に関係人口を増やしているという自治体もあります。

これは改めて紹介するとちょっと長くなるんであれなんですけれども、天栄村なんかもやっています。「第3のふるさと天栄村」という、これも大分これで関係人口を増やしています。それで、浅川町も先ほど来から出ていますけれども、ロードレースだとか、花火大会だとか吉田富三記念館などの素材は結構あるんです。それを発展させていただきたいと思いますし、特にその中で、関係人口創出に特に有効と思われる浅川の「花火の里浅川ロードレース」、これ今年開催というふうに、昨日ですか、説明を受けました。それで、じゃ中止のときも含めてですけれども、町外より参加していただいた方々にはどんなフォローしていたんでしょうか。また、逆に何もしていないのか。それとも、例えばですよ、今年は中止になりましたけれども、ぜひともまたご参加くださいというような連絡系統をやっているのかどうか、それをちょっと簡単でいいんでお伺いします。

それから、関係人口の創出がどのぐらい重要性があるんだというふうな認識が、町そのものにあるのかどうかということも、ひとつ併せてお聞きしたいと思います。

それから、これ最後になりますけれども、国も地方自治体も様々な支援をやっています。その中の1つに地域プロジェクトマネージャー推進というのがあります。これ国のほうで支援しているものですが、例えば地域を活性化させるために推進するときに、その重要プロジェクトを実際に行政、地域、民間、外部専門家の橋渡しをしながら現場責任者というのをプロジェクトを推進するマネージャーの任用ができると、それで650万上限で特別交付税の措置が取られるということが言われていますけれども、これ町ではこれを承知していましたか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 何点かお答えして、あとは担当より答弁させていただきます。

まず町は人口減少で、何が減少するのか、当然これお金であり、税の減収だと思っております。

あと、この関係人口、増加が必要だ、当然私もそうだと思っております。ロードレース、花火の大会とか様々ありますが、一昨年、ロードレースのときに町では一昨年、パン屋さん出したり、町の特産物を出したり、そういうのを outsourcing させていただきました。大変好評であります。そういうことも今後やっていきたいと思っております。

あとは、担当より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、移住支援金関係でございますけれども、浅川町の事業者については、ちょっと今、手元にございませんでお答えできません。それから、最後の地域プロジェクト関係の制度につきましても、ちょっと今のところ把握してございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

昨日も、提案理由の説明の中でロードレース、3年ぶりに6月26日に開催いたします。それで、昨年もコロ

ナ禍によりまして残念ながら、私も今年度から担当課長なのですが、聞いた話ですけれども、1か月前に中止にしたそうです、苦渋の選択で、体協の理事会開きまして。参加者の方には、通知は出してございます、中止の。ただ、すみません、今の私の方も確認不足で、そのときにその関係人口に関係するような文面が入っていたかどうかは、今のところは確認できません。ただ、今回、今ほども言いましたとおり、ロードレース大会は、開催する予定にはなっております。開催しても、もしもコロナ禍が引き続き開催ができなくとも、この関係人口には結びつくような文面は入れたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 何点かお答えいただきました。

人口減少、何が問題か、そうなんです。地域が駄目になっていく、税収が減る。これは当然そうなんです。じゃ、その中で今、片側には定住・移住を進めなきゃならないというあれもあります。人口減少を止めなきゃならないということもあります。それぞれ施策打っていかなきゃならないと思います。それでも増えない、減っていくという状況であれば、何をやるんだったら、浅川町を応援してくれる人を増やす、これしかないんですね。そうすると、それを本気にならないでいると、どんどん遅れていく、そういうことになりますよね。

今、ロードレースの話しました。私、ある人に話伺ったときに、こういった話しています。同じ福島県内のどこかで、ワーキングラリーなどの、そういった案内が来たんで、1回参加したと。それでやっぱりコロナ禍だから、ずっと来られない、やれない、中止になりましたという案内も来ていると。そうすると、まめに毎年来るんですよ、その案内が。次回開催時にまたホームページか何らかでお知らせしますので、ぜひ参加してください。これ毎年来ています、という話です。それが3年、丸3年ですよ、3年間ずっと同じく来ていると。まめだよねという話していました。そういう努力が必要なんじゃないでしょうか。それに、幾らかかるんですかという話ですよ。今、社会教育課長が言いました、今後そういうふうな形に。当然、そういうふうにしてもらうとありがたい。

そういう回答で私はいいいと思うんですけども、ぜひ、そういった意味での関係人口増やす、これから何ができるんだって、片側で一生懸命お金使って人口減少の歯止めをかけよう、移住者を増やそう、いろんなこと施策、これは先ほども言ったように大事です。だけど、現実的には増えているんですかということなんです。減るばかりなんです。じゃ、その中で浅川町を各地方自治体いっぱいある800以上あるところの地方自治体の中で埋もれさせないために何が必要なのかと、ここのところを町全体で考えてやっついていかないと、やっついていよと、表向きは、変な言い方で申し訳ないですけども、美辞麗句でこういうことも検討する、こういうこともやっついていよと言ったけれども、じゃ、まめなところで本当にそういうようなことやっついていよ。じゃ関係人口の創出して、どこの部署がやっついていよですか、ということになります。いろんなことで、今回、いろんな課が変わって、農政商工課だとか、企画と分離するというようなことで、いいことだと思うんですけども、本当に関係人口を増やしていかないと、地域の担い手も増えていかないと、それで、先ほども言ったように、税収減だとか、サービスの水準の低下だとか、それから、地域の公共交通が撤退していかだとか、それから、空き家だとか、空き店舗だとか、工場跡地だとか、耕作放棄地だとか、いろんなことが出て、最後には地域コミュニティの機能低下、これに陥る、これは間違いのないことだと思うんです。そのために、現実的に今、消防団

だとか行政区長会だとか、両町区の青年会だとか、担い手不足が顕在化しています。皆さんそれで苦勞しているんだと思います。消防団の待遇改善なども含めて、それに歯止めをかけようとしています。じゃ、その中で、そういうことはもう現実的に起きるんだから、そういう意味での関係人口の創出をしていかなかったらば、どんどん埋もれていくよというのは、先ほど言ったことです。

それで、4点目に質問しましたSNS、このことは話は聞きました。まずは、浅川町を知っていただくのが大事で、ユーチューブ、ツイッター、フェイスブックだとか、LINEだとか、インスタグラムとかいろいろあると思うんですが、ツイッターは、多分町でもやっていますし、ホームページ等でもそれは確認できます。ですから、ぜひともこのSNSというのは、災害のときも利用できますし、いろんな意味でいいと思いますし、4月からデジタル関係は企画商工課でやるというふうに町長の説明もありました。ぜひ、このSNSその発信、逆に言えばSNSの発信力のレベル、浅川町のレベル、これは他町村と比較してもいいんですけども、どのぐらいだというふうに思っていますか。よくやっているほうなんでしょうかね。それとも、ちょっと足りないんでしょうかね。その辺の町の認識、ちょっとお伺いしたいと思います。これは、もう本当、先ほど言いました災害時もぜひ使えますので、よろしくをお願いします。

最後になりますけれども、地域プロジェクトマネージャー推進、ちょっと分らなかつたという回答だったんですが、関係人口創出するためにプロジェクトチームをちょっと創出してもらって、プロジェクトチームをつくってもらってやっていただきたいなと思いますし、こういった議論を踏まえて、町長の今後の方向性等をお聞きして終わるんですけども、ぜひアンテナを高くして、いろんな支援策あります、国・県からも。町が知らなかつたでは、町民の、これは損になりますんで、ぜひとも、損得ではないんですけども、アンテナを高くして、使えるものは使って、関係人口創出にちょっと頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

最後に、こちらを伺って終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、毎回貴重なご意見をいただきありがとうございます。

浅川町を応援してくれる方を増やしていきながら、関係人口も増やして、町全体で考えていきたいと思っております。特に、今回、一昨年から活躍していた即身仏、あるいは富三記念館、花火大会、あるいは在京浅川会の情報発信などをアンテナを高くしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、追加でお答えいたします。

まず、SNS発信の現状の自己分析評価はいかがかということであります。こちらについては、ツイッターを開設したというところまでは出来上がったところなんですけど、その発信の頻度とかについては、まだまだやれるところがあるんじゃないかなというふうな認識をしております。その点は、4月以降の企画商工課の観光や企画の部門で情報発信については、引き続き力を入れていきたいと考えております。

先ほど、地域プロジェクトマネージャー制度についてでありますけど、これ総務省でつくっているのを承知しておりますが、その事業もよいのですが、まずは、これまでのご指摘でいただいたように地域おこし協力隊ですね、こちらからまずは、導入、着手していく必要があるんじゃないかなというふうな認識を持っておりますので、そちらを本命にしつつ、地域プロジェクトマネージャー制度についても並行して検討してまいりたいと考

えております。

あと、アンテナ高くということでございましたし、また先ほども関係人口創出するに当たって、町の素材ということで、これは1月ですね、民法のテレビ局でも浅川町のことを取り上げていただきまして、浅川町にはいいものがいっぱいあると、さらにあそこに掲載されなかった宝もたくさんあるというふうに理解しておりますので、そういったもの、またさらには、ちょっと長くなって恐縮ですが、町内の事業者でもSNS、インスタグラムとかを利用してそのフォロワーを多くしている業者さんもいると承知しておりますので、そういったところなどとも、そういう重要性というのは承知しておりますので、そこにも力を入れていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（3）浅川中学校建設事業についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 中学校建設事業については、昨年の令和3年第5回定例会において、中学校建設事業に係る質問をいたしました。中学校建設検討委員会より教育長に対して、調査検討結果の報告が提出されたこと及び一大事業の位置づけである中学校建設に鑑みて、財源確保を含めて、再度お伺いします。

1点目、浅川中学校建設検討委員会からの提言にて、建設事業に反映された項目は何点かあると思うんですが、代表的なところで結構なので項目をお伺いします。

それから2点目、浅川中学校建設検討委員会における調査検討結果のちょっと概要をお知らせください。これは、前回の全員協議会のときにその資料等々も受けましたけれども、改めて概要をお伺いします。

3点目に、浅川中学校建設に当たって、補助金を含めた財源確保の目安を改めてになりますが、お伺いします。地方債で幾らだとか、そういった補助金がこれだけあるとか、その概要で結構です。

それから4点目に、浅川中学校建設における設計上、新型コロナやインフルエンザなどの感染予防対策として、いわゆる設計上にこういったものを反映していこうというものがあるのであれば、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、11番、金成英起君、（1）中学校建設事業の進捗状況についての質問を許します。

11番、金成英起君。

〔11番 金成英起君起立〕

○11番（金成英起君） それでは、中学校建設事業の進捗状況についてを伺います。

全員協議会において、調査検討の結果について報告があり、その中で明らかになった、新校舎を旧校舎の前に配置、建設を実施進めるということですが、新校舎の配置を見直し、検討のお願いであります。

12月の一般質問で提案のB案であります。B案は、校舎内敷地東側既存体育館の前に新校舎を配置する案であります。工事の中の配慮、工事の既存中学校への騒音等の影響が少ない、人と工事車両の動線が交差しない、

工事中の安全確保がしやすい。検討をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係でありますので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

初めに、4番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、図書室とパソコン室を兼ね備えたラーニングコモンズの設置、施設面積を柔軟に対応でき、未来思考の視点から多様な活動が可能となるオープンスペースの設置、体育館まで移動せずにオープンスペースを活用しての集会等ができるスペースの確保、学年ごとにおける授業形態を配慮した教室の配置、学年単位の利用形態に配慮したトイレの配置、教員の利用に応じた特別教室及び準備室の配置、校庭の有効面積を確保するための校舎配置、野球場のセンター方向に配慮した校舎配置等について、委員の皆様からの提言を反映しております。

2点目につきましては、視察研修を含め、5回にわたり検討委員会を開催し、学識経験者としての大学の教授、建築関係の専門家、地域有識者として議会を代表して町議会議員、教育委員、女性の立場としての社会教育委員、教育施設の関係者として中学校校長、教育委員会が必要と認める者として、町民を代表する行政区長会長、保護者を代表するPTA会長と様々な立場の皆様よりご意見をいただき、報告書として提出していただいております。その報告書の概要ですが、項目のみ申し上げます。1、中学校建設に係る基本的事項に関すること。2、中学校建設の規模に関すること。3、中学校建設の施設整備計画に関すること。4、その他、中学校建設に向けて必要な事項に関することとなっております。

3点目につきましては、2月14日に開催されました議会全員協議会におきまして提示させていただきました全体概算事業費19億5,632万2,000円のうち、国庫補助金として約3億5,396万3,000円、役場庁舎等建設基金からの繰入金で3億円、ふるさと応援基金からの繰入金で1,000万円、地方債として約10億7,070万円、うち、後年度の交付税算定見込額として約3億6,900万円を見込んでおります。その他、必要に応じ、一般財源となりますが、現状の厳しい財政状況を踏まえつつ財政等協議をした上で、財政調整基金からの繰入金を充当し、できる限り、地方債の額を減らし、将来負担額の軽減についても配慮し、事業を実施していく予定であります。

なお、補助金等につきましては、あくまでも概算事業費に対する見込額でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4点目につきましては、今までの校舎以上に、自然換気に配慮した計画として、オープンスペースと教室の間の間仕切り壁を開放できるようにして、自然換気がより行えるように計画しており、トイレ等手洗いの衛生器具については、センサーによる非接触型に対応し、昇降口や外部からの出入りする箇所には、手洗いやアルコール消毒の設備を設ける計画としております。

次に、11番、金成議員にお答えいたします。

新校舎の配置レイアウトにつきましては、2月14日に開催されました議会全員協議会におきまして報告させていただきましたが、既存校舎の前に建設するA案として、浅川町中学校建設検討委員会から検討結果の報告をいただいたところであります。

ご質問の新校舎の配置見直しの検討についてでございますが、11番議員さんのご提言のとおり、既存体育館の前に新校舎を配置する案につきましては、既存校舎から離れた位置になることから、工事期間中における既存校舎への騒音の影響が少なく、人と工事車両の動線が交差しない、工事中の安全確保がしやすいというメリットがございます。

このような配置レイアウトの案につきましては、検討委員会において、既存体育館の前に新校舎を建築するB案として検討したところであります。検討委員会において、新校舎を南向きに1棟または2棟で建設する考えや既存校舎への騒音の影響、工事期間中の安全管理等についても、様々な意見を交わし、総合的に判断し、最終的に検討委員会として既存校舎の前に新校舎を配置するA案とする検討結果報告になったところであります。

このA案の配置レイアウトの選定におきましては、文部科学省の中学校施設整備指針の学校施設整備の基本方針の中において、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保として、生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風等に配慮した、良好な環境を確保することが重要であると示されており、新たな中学校の建設後、何十年にわたり生徒、教職員が学び働く場としては、必然的に西日による授業等への影響を考慮する必要があるため、校舎の南向きを最優先としているところであります。

また、建設に当たりましては、工事区域全てを仮囲いした上で、生徒等と工事関係者、工事車両等の動線を分離させ、安全管理の徹底を図ります。工事期間中における生徒の出入口につきましては、校舎西側、技術室側からの出入りも可能となりますので、生徒等の動線が工事と交わることなく、安全上支障がないように対応できると考えております。

工事期間中における騒音対策としましては、建設する建物を囲む足場に防音シートを設け、さらに、現場での騒音の発生を極力少なくするため、工事現場での直接的な加工を避け、工場での加工・組立てによる作業を優先させ、それでも大きな音が出る作業が生じる場合は、授業に影響のない時間帯や休校日に集中してその工事を進めるなどの対応を図りたいと考えております。

通常の工事における騒音が85デシベル程度と言われております。防音シートで囲むことにより、これが55デシベル程度に低減すると言われております。通常の会話で60デシベル程度と言われておりますので、通常の会話程度にまで低減することができると考えております。

なお、工事を進めていく際には、11番議員のご指摘にしっかりと対応してまいりたいと考えております。ご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 先ほどの前の質問のときも町長よりありましたが、町での紹介、展示であったというように、あれは私も見ていて誇らしく思ったところもあります。浅川町をいろんな面で発信してくれると非常にうれしいなというふうに感じるところがあります。

それで、浅川中学校、浅川町にしてみれば本当の大事業ということになるかと思えます。今の予算づけを聞いても、非常に大きな事業だなということを感じますので、そういった意味でも他市町村に、別に奇抜なものを造って、こりゃ珍しいねと言って話題になるのではなくて、中身の機能性を見てもらって、いや非常にいい

い学校だねえと思えるようなそういったものが、また逆に後々発信できるような中学校を造っていただきたいということで、しつこいようで何回も質問させてもらっているんですけども、先ほど教育長より話ありますと、いろんな方向から検討委員会で討議したよという内容の報告がありましたので、それは非常に理解いたしました。

その中で、文科省で報告書が出ています。効率的かつ効果的な学校施設の整備に関する報告書というものが出ています。これには、効率的かつ効果的に学校施設を進めるためには、まずは基本構想、それから基本計画の段階において、学校の今の現状を踏まえて諸条件を把握した上で、施設に求める機能、性能と要求、水準を明確にすることが何よりも重要であるということが、多分ご存じだと思いますが、こういったものが文科省から出ています。ですから、造る上では、今の現状がこうだから、ここがちょっと使い勝手が悪い、コロナだったらコロナにあれだねというような部分を、先ほどの回答もありましたけれども、そういった現状分析をしつかりやって、その上に立って基本構想を上に乗せてやっていくんですよということを文科省も言っています。それを踏まえて、今回建設検討委員会から、これ答申という言葉を使っていいのにかちょっと分かりませんが、調査結果報告が出たということで、その内容を中心にちょっとお伺いしたいなと思っています。

まず、少子化が急速に進む中で、小学校であれ中学校であれ、新校舎建設には将来の児童だとか生徒の推移を見ることが基本だと思います。これは、同僚議員からも先ほど5番議員さんからも質問があったとおりです。今、これだけなんだから、将来こうだよというのはあると思います。じゃ、この検討委員会のときに、10年後、20年後の浅川中学校の生徒数はどのように把握しているのか、どのようにお知らせしたのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。2030年、2040年はどのようになっているんだと、学年別で、総数で、何人になっているんだ、だから今この施設が必要なんだ、設備が必要なんだということになろうかと思しますので、その辺の人数をちょっとお知らせください。

また、学校建設に当たっては、いろんな法律、これをテーブルの上に上げて、それを議論しなくちゃならない、これは基本中の基本だと思うんですが、例えば法令、条例、教育関連、建築関連別にテーブルに上げられた法律はどんなものがあるか、今、分かっているんであれば分かっているものだけ、多分分かっていると思うんですけども、その部分をどんなものがあつたかちょっとお知らせください。

それから、この学校のレイアウトも大分注意深くつくったということなんですが、この設計図、まだ決定ではないいんですが、いろんな意味でこういった、もうつくっているということの中で、例えばこれ本当に具体的になって申し訳ないんですけども、体育の時間で生徒たちが着替えます。体操着になりますよね。そういったときの更衣室、これ1階に書いてあります。例えば、平面検討12案と13案見ると、1階に更衣室が明記されています。これは、生徒のですか、それとも先生のためののですか。それをちょっとお伺いしたいということと、2階、3階の教室のスペースのところには更衣室はないんだということになっています。これは、ですから、1回に来て更衣室使えということですか、それとも私のこの設計図の見方が間違っているのか分かりませんが、その辺をお知らせ願いたいと思います。

それから、前回定例会でも、エコスクールの話させてもらいました。それで、今回の調査結果報告にも、2ページ目に学校施設のZEB化という項目が挙げられています。そこでちょっとお伺いしたいんですが、ゼロ・エネルギー・ビルディング、いわゆるそれを導入するんだってことですが、それはどういう意味でZEB

とはどういう意味で、なおかつ目指す省エネといいますが、ZEBレディか、ニアリーか、それとも完全なZEB化か。これは、多分50%、75%、100%というふうに分けられていると思うんですが、ZEB化というのは、どの辺りを目安にしているのか。そのためには、こういったものを念頭に置いて、これを明記されたのか。頭の中ですよ、この結果報告書がどのぐらいのZEB化、どのぐらいのスケールのZEB化を狙って、ここの中に項目に入れたのかちょっとお教えてください。

それから、そもそも文科省、50年のカーボンニュートラルに向けて、建物からの二酸化炭素排出量が2016年全体で、日本全体の20%になるよという報告書を出しています。学校施設のZEB化は、いろんな具体策あると思うんですが、中学校建設においても、こういうことしよう、ああいうことしようというZEB化の具体的施策も多分いろいろお持ちだと思いますので、その浅川中学校のZEB化に対する具体的施策、こんなものやってZEB化図っていくんだというようなことが、多分、検討委員会でも話されたと思いますので、その辺をお伺いします。

それから、浅川中学校を建てる間の費用、地方債とか何かの今ご説明いただきました。じゃ、償還、いわゆる、逆に借金を払っていくよという段階になったときのピーク時、合計であさかわこども園とかいろいろありますけれども、そのピーク時で合計、町として、ピーク時にはお幾らほどの償還金となるか、こちらを伺います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、何点かございますのでお答えいたします。

まず、現状分析ということですが、こちらのほうの子供たちの推移、こちらのほうにつきましては中学校の生徒推移ということで、こちら基本構想の段階からの数字を用いて作成した資料として、検討委員会のほうには出させていただいております。こちらのほうにつきましては、年度ではなくて、その当時から把握できる数字として年で把握しておりましたので、若干の数字の前後がございますが、令和3年ですと入学者60名の全生徒数が164名、それから翌年令和4年からそれぞれ54人、58人、令和6年で54人、令和7年で53人、令和8年で43人、令和9年で51人、令和10年で42人、令和11年で29人ということで、この29人というのが、先ほど5番議員さんからもお話がありました28年当時、その当時の生まれになった子供たち、この子供たちが30人を切る人数という形になるという推移で見込んでございます。令和12年につきましては38人、令和13年につきましては33人ということで、ここまでになりますと全生徒数は約100名になるというような推移になるということが、資料を用いて説明をさせていただいているところでございます。

次に、法律関係ですが、こちらの法律関係につきましては、全員協議会の中でも説明をさせていただきましたが、年次計画表の中で様々な各課と協議した上での項目事項がございます。例えば、農地転用の関係のことであつたり、建築確認の建築基準法であつたり、大規模開発、そういったものに該当しないか、そういったものも含まれておりますので、そういった部分も含めて説明をさせていただいたという形になってございます。

それから、4点目のレイアウトの中での更衣室につきましては、1階の更衣室につきましては、先生方の更衣室という形になってございます。2階、3階の更衣室がないということなんですが、こちらのほう、設計段階で更衣室の配置レイアウトもつくってございました。その中で、検討委員会のお話をした中で、女性の目線かどうかというお話もした中で、昔はカーテンで仕切ったりして、そういった形でやっている部分もあるの

で、特段そういった子供たちの更衣室をスペースそこまでは必要ないですというようなご意見もありました。確かにスペースをつくった中で、やはり限られたスペースになってしまいますので、全員が一気に着替えができるスペースというのはちょっと更衣室としては取れないという部分もあったので、逆に女性目線で見た場合であっても、制服を着た中でスカートをはいたまま、そのままジャージをはいたりとかという形もあるので、カーテンで仕切られるようなそういった形になっていけば、更衣室として別につくらなくてもいいですよというご意見もあったので、今の段階では更衣室の配置については、先生以外はなしにしたという経過がございます。

それから、エコスクールにつきましては、先ほどお話ありましたとおり、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルという形の対応になってございます。こちらのほうにつきましては、これからの実施設計の段階でどのぐらいの対応を図るかという形にはなってきますが、ネット・ゼロ・エネルギーの100%、それからニアリー、レディとそれぞれ50、75という形でございますけれども、その中でできる範囲での対応とはなりますが、太陽光発電を使ったり、自然換気、そういったものを有効に活用する、またLEDの照明を使ったりする、そういった部分での対応を図る中で、100%というのはなかなかハードルが高いという形で考えておりますが、こういったZEB化の内容も含めた中で設計のほうを進めるという形で、ZEB100%を進めるという形のありきではないという形で現在のところ進んでいる状況です。

それから、費用償還の件につきましては、こちらのほうも検討委員会の中で、財政のシミュレーションという形で提示をさせていただいております。こちらの中でも役場庁舎建設基金を取り崩した場合、もしくは取り崩さないという形の場合で、シミュレーションをした形をつくってございます。全く役場庁舎等建設基金を取り崩さないで約13億を借入れするという形になると、令和5年度に借入れをして、令和9年には3億7,200万ほどの償還になる見込みになってございます。それらを役場庁舎建設基金を取り崩した場合、それらが約2,300万ほど減った形の3億5,000万弱というような形のシミュレーションはしているところでございます。この役場庁舎建設基金を取り崩さないで、そのまま全額起債という形で進みますと、仮に10年後であっても3億を超える償還額というものが継続されますが、役場庁舎等の建設基金を取り崩して償還、起債額を減らすことにより、10年後、令和15年度になりますと、3億を切る償還額という形になってきますので、そういった部分でありますと、現在の償還ベースの額にプラス5,000万という形になってくるので、役場庁舎等建設基金の取崩しによって償還の額を抑えることができるというようなシミュレーションはしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 2030、2040と私言いました。それで今、ずっと年を追って、生徒数がこのぐらい推移するよというようなこと、多分、基本構想並びに検討委員会に上げている資料の中には、それがばちっと入っているのかと思って、私お聞きしました。30年、40年後はどうなっているんでしょうね、ということはどういうことかという、詳細にわたって全てのものが網羅されたものが、検討委員会の報告書の中にも入ってなきゃならないでしょうということをお聞きしています。どんな細かいことでも。それでお聞きしたんで、ちょっとよく生徒数なんかも分かりません。何年後には、9年、10年には、令和10年にはこうなるんだと、それは分かります。じゃ、中学校って10年後で終わるんですか、20年後で終わるんですかって話なんです。耐用年数何年

ですか。65年ですか。そういったことも含めて計算された中で、人口の推移を見て、生徒数の推移を見て、じゃ、今2クラスだから2クラスのあれが必要なんだよと、これは当然そうなんですよ。今、小学校6年生の方が、今度中学校入れば、小学校6年が2クラスあったら、35人学級、ますますこれから30人学級だとかなってくるでしょう。そうすると、生徒数は減っても、クラスは2つ必要ですよということがあるかもしれません。そんなことも含めて、検討委員会の中ではそういった議論もされるんでしょうという意味で、私お聞きしました。

それから、法律云々の話もちよっとさせてもらったんですが、いっぱいありますよね。今、何点かお答えいただきましたけれども、学校を建てるに当たっては相当数、私がずっと見た中でも、20か25ぐらい関係のあるんじゃないでしょうか、学校を建てようとする場合。じゃ、その全てが検討委員会の中で、表示されたんですかということなんです。例えば、大きな、建築関係で言えば、エネルギーの合理化に関するエコ関連ですね、そういった法律。それから、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、こういったものがいっぱいあって、例えば、浅川町だってありますよね、浅川町立学校施設開放に関する法令、規則ですね。そういったものもある。町の条例から、国・県の法律も含めたらば二十五、六個、法律に関することがあります。そういったものが全部把握されているんですかということでお聞きしました。

それから、今、更衣室の話が出まして、昔から、私ごとですが、自宅でいろんな話しましたときに、我々40年とか、50年前は、どんなふうで着替えしていたっけねって話、知っている人でも話したらば、我々のときは今、回答のとおり、真ん中にカーテンを引いて着替えていたよ、それから、下に最初からジャージはいてきたよとか、いろんな話します。今、質問の中で、女性の検討委員会の方が要らないんじゃないですかねという話をしたということなんです、今のいろんな多様性を含めて、本当にそうなんですか。それでいいんでしょうか。いや、いいって言うんであればいいんでしょう。だけど、明快な回答がそこには必要だし、これからのジェンダーなどいろんなことを考える上では、その辺の議論はしっかりやっておかないと、後々禍根を残すんじゃないですかということでお聞きしました。

それから、ZEB化、ちょっと多分、具体策はない、丸投げなんでしょう。この辺の目標は、町としてはここまでは目標にしていますよと、70%ぐらいは目標にしていますよというようなことを建築設計の方に言わなきゃ、それなりに造りませんよね、逆に言うと。じゃ、町としては、そのあれを持っているんですかということなんです。ただ、名前がいいから、横文字だし、格好がいいからZEB化なんて話しますけれども、じゃZEB化するために具体的にどんなことをするんだということを議論しておかなかったら、結果論になってしまいますよね。結果的に、今、何でも太陽光発電とかなんかつけますから。それからLEDもつけますから。それから二重サッシにしたり、いろんなことをしていますから、それはそれで必然的になるんでしょうけれども、まず目標を持っていただきたいなということで、お話しさせていただきました。

それで、本当にこれちょっとあれなんですけれども、細かいことまで言って恐縮なんですけれども、こういった議論もされたのかなということで、ちょっとお聞きするんですが、トイレは乾式ですか、湿式でやったんですか。この辺の議論もされているんでしょうか、ということなんです。多分、いや乾式だということでしょう。普通はそんな感じですから。じゃ何で乾式にしたんですか、何で湿式にしないんですか。清掃は湿式のほうがいいですよと。その辺の議論も踏まえて、そういったことを検討委員会の中で話されたということなん

ですね。

いろいろお話しさせて、いろいろ言いたいことはいっぱいあるんですが、話長くなりますので、ちょっとはしめますけれども、浅川町全体で地域の中の学校、地域と共に歩む学校の構築というのは、幼稚園、小学校、中学校の連続性、接続性を考慮した学校づくり、これをぜひお願いしたいと。だから、10年たっても20年たっても、いい学校ができたよね、うん、その当時の建設検討委員会の方がこういうところの細心のところまで注意を払ってテーブルの上に乗せてくれたおかげで、うん、100人のうち90人はいい学校だよと言ってもらえば成功じゃないですか。確かに中にはいますから、いますからというのは変ですけども、言ったら切りがない部分もありますので、それにはちゃんとした費用がかかりますから、それはあれなんです。その辺も含めて、ぜひいい学校にさせていただきたいということで、お話しさせていただきました。

それで、最後の最後になるんですが、1つさっきの費用のところ、私が質問したのは、ピーク時で今の地方債発行して償還、あさかわこども園も始まったから、あさかわこども園を含めて合計で幾らぐらいになるんですかねという質問させてもらっています。この3億というのは合計ですか。それならそれで結構です。違うんでしょう。合計ですか、あさかわこども園との。いいんですか、それで。そうすると、3億円が最高のときは、3億の合計ですから、約10%ぐらいが償還金になるよと、この学校2つのだけでもね。そういうことでよろしいんですか。はい、分かりました。

それで、先ほどの質問も含めて、町長、常々本当に言っています。教育と福祉は後退させないと。絶対、衰退させないんだということ、これはもうずっと議員時代からの、自分自身で課したあれだと思うんですけども、これから、以前は検討委員会があるんだということで、町長のほうもなかなか意見を言えば、町長の意見がそのまま全てに反映されちゃ困るんだと、ですから皆さんから上がってくるのを待つんだというような話もちらっとお聞きしたことがあります。結果、これでだんだん具体化していくんだということで、実際に、検討委員会からの調査結果も出ました。その中で、今後、町長の立場として、これからの中学校建設に助言を、助言といいますが、希望も含めてだと思うんですが、そういったことも含めて、これからどんどん意見を言っていくのかどうか、それをお聞きして終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子供は町の宝でございます。子供にとって教育は最も大事であります。その中での学校での生活は、1日の大半を過ごす場所であります。過ごしやすい校舎を造ってやるのが、私の役割だと思っております。検討委員会と様々に相談して、今後も助言をしながら、いい学校を造っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、先ほどの追加のご説明という形になります。

生徒の推移につきましては、2030年、2040年という形の説明はいたしておりません。先ほどの中学校の今後の予定、それから、小学校の予定につきましても、追加で説明はしておりますので、今年度生まれる見込みの30人を切るだろうというところまでのお話はさせていただいているという状況でございます。

それから、2つ目の法律、かなりの法律、条例、規則、そういったものがあるということは承知してございます。ただ、これら全てを検討委員会の中で提示したということはございません。こちらのほうは、基本設計、そういった中で、進める中で、業者との打合せの中で詰めていくという形の考えをしてございます。

更衣室につきましては、いろんな議論はした中でありますが、カーテンの仕切り、それから特別教室、そういった部分、また、可動間仕切り、そういった部分も使えますので、そういった部分の有効時に使えるような形の対応をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、ZEB化の具体的な目標という形でございますが、こちらのほうについても、かなりハードルが高い部分ではございますけれども、できる限りの対応を図っていきたいというふうに考えてございます。

費用につきましては、先ほどのピークですと、3億7,200万円、それが取崩しをすることによっての3億5,000万弱という形の金額という試算をしてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 再度、質問いたします。

中学校建設は、町事業としては一大事業であり、町民の関心も寄せられる事業であります。当初の計画から見直し、検討される中で、建設検討委員会の皆様が検討に検討を重ね、その結果A案で建設を進める。工事の中で児童・生徒、教職員の方の配慮であります。工事中の既存校舎への騒音の影響が向こう3年間、工事現場の中で授業形態、教育活動への配慮はなされるという説明であります。そのほか、工事中、現場への工事車両の出入口は西側になるということでもありますので、グラウンドでの部活動への配慮はなされ、心配なくていいという説明であります。人と工事車両の動線が交差しないと、工事は安全確保しやすいという説明でありますので、これ以上、私からは要望ありません。

以上であります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 11番議員さんですね、先ほど木田議員にお答えしたとおり、子供は町の宝であります。

それで、子供にとって教育は本当に大事なところでもありますので、その校舎の施設を1日大半過ごす中の大事なところを造ってあげるのが私たちの役目だと思っておりますので、私の助言をしながら、いい学校を造ってまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○11番（金成英起君） はい。

○議長（水野秀一君） ここで、3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

次に、質問順7、6番、渡辺幸雄君、（1）定住・移住促進住宅取得支援事業についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） じゃ、私一応やりたかったんですけども、一応ほかの議員さんからもかなり内容的なこと出ていますので、定住・移住促進住宅取得事業について、浅川町でも人口減少、少子高齢化が進んでいる中で、減少を少しでも抑えるためというのが重要な課題であると考えます。

2点ほど伺います。

令和3年度より補助事業となった町外から町内への定住・移住し住宅を取得した件数は何件あったのか。また、対象とならなかった件数は何件あったのか。

今後、定住・移住促進事業等をどのように情報発信していくのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の、来て「あさかわ」住宅取得支援事業で町外から町内に移住し補助金交付の該当になった件数は、現在まで5件であります。

なお、県外からの移住者はありませんでした。また、申請者があつたうちで、交付対象とならなかった件数はありませんでした。

2点目につきましては、福島県の補助事業と合同でPRしており、チラシの配布、ホームページへ掲載、雑誌掲載、ラジオ放送などで情報発信を行っており、今後は、町ホームページ内容の充実をはじめ、様々な媒体で広く情報を発信していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 定住・移住の住宅取得関係は、これ町単独事業でないものですから、若い世代、ほかのほうの地域に条件が合うとなれば、昔みたいに結局町に住みたいという考え自体がないですね。今の若い世代は。

だから、その辺ですね。一応、町の工場関係等にある程度これから増やすような考えでない、なかなか町に定住する人が逆に減っていくのではないかと懸念しています。そういう面でもありますけれども、できるだけ町内の若い人が町以外のところに住宅を購入するということをできるだけ抑えるような対策というのを今後考えていかなければならないと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この定住に関しては、私もいろんなところで話をしておりますが、この郡内の中でも、あるいは東白郡内の中でも、浅川町は山が少なく平らで住みやすいというお話は聞いております。

ですから、ほかの町村も大変苦慮していると思います。この浅川町は、自然豊かで平らな土地ですから、そういうことをPRして、なるべく若者に住んでもらえるように、そして、また、町内の若者に住んでもらえるような活動をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） その点と、一応町関係、ここ何年かもう工場というのがほとんど来ていません。

できるだけ、結局町に勤められるという環境をもう少し進めていかないと、なかなかこれから人口を増やすといっても、なかなか難しいと思います。その辺一応頭にどのように考えているかだけ伺って終わりにしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 若者の雇用とか仕事関係ですか。

おかげさまで、クローバーも決まりましたし、それは町の町内の方を雇用するようなお話も聞いております。そして、そういう中でも、少しでも雇用できるように頑張っていきたいと思います。そして、また、お話をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）年々増えている水田の耕作放棄地についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 年々増えている水田の耕作放棄地について質問したいと思います。

地区によって異なりますが、生産者の高齢化で年々耕作放棄地が増えています。それに加え、令和3年度の米価下落、令和4年度に使用する肥料、資材の高騰により、作付放棄が増えていくと懸念しています。生産者の高齢化、担い手の農家離れが進んでいる中で、町として耕作放棄地を増やさない対策にどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町では、令和2年度に町内を12地区に分けて、その全地区で人・農地プランを作成、公表をしております。その中で、各地区の中心となる農業の担い手と農地を集積・集約していくための計画を載せております。この人・農地プランにより、各地区での担い手の育成と農地の集積・集約を進め、耕作放棄地を増やさないよう取り組んでまいりたいと考えております。また、新規就農者についても掘り起こしを行い、将来の担い手となるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 今、町長からも人・農地プランについて一応話あったんですけども、今現在、農地中間管理機構でも、借り手のない農地に対しては地域ごとに管理区域と農地利用区域に分け、その中で、一応保全地区に対しては放牧利用、または農地化、これを進めるという考えを持っているみたいです。

そして荒廃している中、苗代の補助をして緑地化をするという部分もあるみたいですけれども、こんなことをすればますます荒廃地というのは増えていくと思います。そういう部分に關しまして、町としてはどういう考えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

ただいま町長の答弁にありましてとおり、令和2年度に各町内12地区に分けて、農業委員さんのほうにお骨折りいただきまして、本来ですと各地区で座談会という形で開催したかったんですが、コロナ禍によりそ

れも難しいため、地区の中心の方に集まっていただいて人・農地プランのほうを作成し、公表した次第であります。

その中で、各地区の担い手となれる方が何名ほどいるかとか、それが誰だとか、そういったことも計画のほうには、実名は載っていませんが、将来どのぐらいの面積を担う予定だとかそういったことで、人・農地プランのほうを作成して、それに基づき、農地の集積・集約をして耕作放棄地をつくらないように取り組んでいくということで各地区で確認しております。

今、議員のおっしゃいました農地の林地化支援ということで、こちら2月21日の日本農業新聞のほうに記事が載っていたものかと思えます。こちらの中で、農水省のほうで22年度の予算で農地の林地化の支援を計画策定、整備費の助成ということであるということ、予算のほうで計上したということ、農地の耕作放棄地の荒廃を防ぎ、鳥獣緩衝帯にすることを目的に林地化すると。林地化の取組主体として、JAや土地改良区、中間管理機構、農業委員会ということで載せてございます。

その次に、3月1日の同じ新聞で、人・農地プランの策定前に、今おっしゃいましたとおり、農地利用する区域とそれ以外の保全の区域と分けてということで、新聞のほうには載ってございます。この件につきまして、土地改良区や農業委員会が取組主体となって行うとなっておりますが、これにつきましては町のほうに国などから具体的な話は一切ございません。私のほうも、この新聞を見て、いつの間にこういうことが話が進んでいたのかなというような状況でございます。まだ具体的な話はございませんので、ちょっとどういった形で取り組んでいけるかということが分かりませんので、具体的な話は控えさせていただきたいと思えます。先ほどお話ししましたとおり、今策定した人・農地プランに従って集積・集約を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） そういうことなんですけれども、一応これ、いずれにしろ浅川町ではもう、地域によってはもう耕作放棄地がかなり増えています。

これから一応町のほうでも具体的に、そこの草刈りとか補助とかというよりも、どうやって管理していくんだということを地域内で話し合いながら、町としての方向づけをしていってもらいたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 耕作放棄をなくすように担当課と様々に相談をして前に進みたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、9番、上野信直君、（1）税金を無駄遣いする入札の最低制限価格は見直しをの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 入札の最低制限価格制度の見直しを求めた12月議会で、「最低制限価格というのは大体予定価格の87%から92%だ」という答弁があり、大変驚きました。

これだと、予定価格よりも14%以上高い札を入れた業者は全て失格です。工事によっては、予定価格より9%安くても安過ぎるということで失格となります。安い業者を失格にして高い業者と契約をするなどということは、自分のお金だったら絶対にしません。税金の使い方としても全く納得できません。町民からも、「な

ぜ確かな仕事をもっと安くやれるという業者を排除するのか」と、「税金を有効に使うべきだ」という声が多く寄せられております。

いろいろ調べましたら、最低制限価格の導入は法律的な義務ではありません。ですから、市町村ではやっていないところもまだまだあります。我が町において、こんなに高い最低制限価格が工事の品質の確保や労働者の待遇確保のためにどうしても必要だとは到底思えません。そこで、以下4点伺いたいと思います。

1点目です。今まで最低制限価格を下回って失格者が出た入札は何件あるか伺います。

2点目ですが、それぞれ最も安い失格者と落札した業者の差額は消費税込みで幾らになるのか。それから、それらを合わせた金額は総額で幾らになるのか伺いたいと思います。

3点目です。税金の有効活用の点から、入札の最低制限価格は少なくとも指名競争入札には適用しないようにすべきではないでしょうか。町長の認識を伺います。

4点目です。最近、最低制限価格ぴったりの落札が相次いでいます。このため、町民の間では「入札情報が漏れているのではないか」という声が大きくなっています。最低制限価格は、分かっていたら入札で必ず落札できる特別な価格でもあります。疑惑を招かないためにも最低制限価格制度は見直しをすべきではないでしょうか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の、最低制限価格を下回り失格者が出た入札件数は、制度導入の平成30年4月1日以降の入札では10件ございました。

2点目の、最も安い失格者と落札者の差額は税込みで最大440万円、最小で5,500円で、それら10件の合計額は1,106万2,320円であります。

3点目と4点目につきましては、最低制限価格等の情報が漏れているという事実はありません。最低制限価格設定の検討については、指名委員会で内容検討を行い、その結果、報告も踏まえ、総合的に判断した結果、現状で継続したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1番と2番の答弁で、今までで1,106万円の税金が無駄になってしまったと私は捉えています。

1,106万円の税金を滞納者から取り立てるとしたら、これは大変な仕事ですよ。また、取られるほうも大変な思いをして納めるということになるわけですが、入札でこうも簡単にこれほどのお金を浪費してしまうということは私はあってはならないと思います。法的には、これ「導入することができる」という表現なんですよ。地方自治法も施行令も品確法という法律もそうなんですよ。いかに国の指針が強いことを言っている、法律の範囲を超えることはできないわけですから。

ですから、これは導入するもしないも地方自治体の判断なんですよ。それで、地方自治法の施行令では、あえて「一般競争入札では導入できる」と、こういうことを明記しています。これは、別に指名競争入札で導入して駄目だという意味ではないと思うんですが、あえてこういう表現をしているのは、やはり素性の知れない業者が入札に参加してくる一般競争入札では、そういう方法を取ってもいいですよということをあえて言っ

たというふうに思うんですね。ですから、指名競争入札が主流の我が町では、この最低制限価格を導入する意味というのはほとんどないと。

以前にも聞きましたけれども、町長は、「指名競争入札で落札した業者が、もしもっと最低制限価格がなくで安い契約で仕事をやった場合に手抜き工事やると思いますか」と言ったら、「思わない」と言ったでしょう。この最低制限価格が導入されて労働者の賃金が上がったかといえば、そういうこともないわけですよ。ですから私は、我が浅川町、指名競争入札が主流の浅川町ではこの最低制限価格は設ける必要がないし、設けるべきではないと。税金の有効活用という観点からは、設けるべきではないと。この1,106万円ものお金どうするんですかと。何も役に立たないで使われてしまったと。納税者の立場からすれば、そういうことですよ。私は、これは今後改めるべきだというふうに思います。

それから、この最低制限価格の情報が漏れたのではないかということについては、漏れている事実はないということでありました。だけれども、最低制限価格と落札価格がぴったりだというのは去年7月から11月の間で5件あるんですよ。集中しているんです。そのほかに、もう1件、僅か1,000円違い、1,395万円の契約で僅か1,000円違いだったのが1件、これもほぼぴったりだとすれば、僅かこの3か月、4か月の間に4件も集中していると。これは本当に偶然ですかと。何かあるんじゃないですかって町民の方が思うのは、これは当然だと思えますよ。

ただ、私は何の証拠も持っていないので、誰かが漏らしたなんていうことは言えませんけれども、あえてこの場でお聞きしますけれども、町長、町長自身、あるいは役場のほうからこれが漏れたということはないですね。ちょっと確認をしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の、さきに情報が漏れたのかということですが、私は、私の口から漏れたこともございません。当然職員のほうからも漏れたという情報は聞いておりません。

もし、これが漏れたことになれば大変なことになります。私は自分も信じるし、職員も信じておりますので、ぜひ私たちが信じていただきたいと思っております。

あと、この最低制限価格は、前回もそうでありましたが、要らないということでもあります。私は、前回も工事は手抜き工事はしていない、最低制限価格を設けなくても工事は手抜きをしていないと思っております。当然工事をやる方はプロでありますので、そのようなことはないと思っております。今後、担当課ともう一度相談をさせていただきたいと思えます。

補足説明を担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

追加であります。答弁内容に関しましては、すみませんがこれまでの繰り返しになってしまうところが多々あるかと思えます。

まず、議員ご指摘の地方自治法の規定につきましては、167条の10で「一般競争入札についてはできる」という規定になっております。その後、167条の13をご参照いただきますと、「指名競争入札についてもこれを準用する」ということになっておりまして、扱いとしては、一般競争入札も指名競争入札も同様の扱いで、た

だ、できる規定であるということをご指摘のとおりであります。

もう1点、これもこれまでの議会で説明していて大変心苦しいんですけども、品確法という法律による要請というものもございます。こちらは第1条の目的の中で、「品質確保という面と併せて、将来の世代にわたる国民の利益」という規定があります。加えまして、担い手の中長期的な育成確保という視点ということで、品質の確保もさることながら、この浅川町地域における工事等の担い手を中長期に育成するという目的が掲げられております。

その上で、義務関係について言えば、第7条のところ、発注者の責務ということになっておりまして、発注者はこうしなければならないというような規定になっていることから、一部市町村で適用していないところもありますが、年々導入がされてきて、この最低制限価格制度等を導入しているのは、市町村では95%程度になっているというのが実情であります。

結論といたしましては、浅川町においても、建設業者は直接的な工事の請負のみならず、これまでの議会でも答弁しておりますが、例えば災害時の応急復旧、仮復旧、迅速な対応が必要な際、さらには除雪、さらには各種ボランティア活動などそういったところで役割を果たしていただいております、そういった方々の中長期的な担い手としてあり続けていただくためにも、この最低制限価格制度というのが定められておりまして、浅川町におきましては平成30年の4月から導入したというふうに理解しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 副町長から、これはできるという規定だということです。

法律でできるというふうにされているわけですから、しなければならないというものではないということにははっきりしていると思います。確かに、大きな公共事業をできる業者を確保しておくというのは本当に大事なことだというふうに思います。災害のときなんかは特に痛感しますよ。本当に業者の方がいなかったら、これどういうふうにして復興していくんだろうと思わざるを得ない。そういうときはあります。確かに。ただ、業者の方がやっていけなくて減るとするのは、発注される公共工事の数が極端に少なくなっているというそういう時期だったんですね。災害で仕事がいっぱい手が回らないという状況が今あるわけですね。そういうときに、底上げをしてやらなければならないのかと。

逆に言えば、工事自体が少ない時期に底上げをすれば確保できるのかと、こういう問題でもあると思うんですよ。私は、この底上げして最低制限価格を設けてやるというのが、業者の育成、あるいはその確保、この点で不可欠だというふうにもなかなか思えないというふうに思います。それで、どうしてもやりたいということであれば、一般競争入札だったならば、これはもう繰り返し何度も言っているように、どういう業者が入ってくるのかよく分らない部分もあるので、これはやってもいいだろうというふうには思うんですけども、もう昔なじみの町内の業者の方を指名しての指名競争入札、これには適用すべきではないと。やはり、1,100万円も余計に使ってしまったという、このことを重く受け止めるべきだと私は思います。

そういう点から、見直しを求めるのでありますけれども、昨年の12月議会の質問の際には、「一般競争入札には導入して指名競争入札には導入しないということが可能かどうかは検討したい」という答弁がなされたというふうに思います。この点についてはどうなのか伺いたいと思います。

それから、最後の漏えいの話ですけれども、最近でも最低制限価格の漏えいに関する事件がありまして、今年の1月には秋田県の鹿角市の前市長が逮捕される。今年の2月には沖縄県の竹富町長が逮捕をされると。こうすることで、やはり最低制限価格というのは、業者がそれを知ってしまえば、競争入札であるものならば必ず勝つ。そういう特別な価格だということで、ある意味危険性を伴う価格なんです。ですから私は、そういうものはなるべく町の中には持ち込まないということで、これはぜひ見直しをしていただきたいなというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） しつこいようですけれども、まず入札漏れは私は決して許さないし、ないことを信じております。

そして、また見直しについては、様々見直しできるものは見直ししていきたいと思っております。

あと、副町長。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） では、私から前段の答弁を申し上げます。

まず、底上げが不可欠かどうかということに関しては、これまでも議員から公共工事というのは高いのではないかというご指摘があって、その高いかどうかについては様々な意見があると承知しております。

一方で、浅川町が特別なことをしているというわけではなくて、87とか92という数字を出していただきましたが、これも国の公共部門が集まった会議において標準モデルというものを設定しておりまして、それを採用しているというふうな状況になってございます。

さらに、ご質問ありました一般競争入札と指名競争入札で扱いを分けることはできないかどうかについて検討することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般競争入札も指名競争入札もできる規定というのはそのとおりであります。

一方で、法律で品確法のほうにおいては、発注者の責務としてこういう措置を取られたいというふうになっておりまして、2つの同列にある法律でそれぞれの要請がなされているというふうなのが現状であります。すみません、前置き長くなりましたが、一般競争入札に絞って指名競争入札は最低制限価格を外してはどうかというご指摘に対しては、これも繰り返しになって恐縮ですが、やはり品質の確保という目的に加えまして、担い手の確保、しかも中長期ですね。ちょっと言葉が適切かどうかあれですが、たたき合いになって体力を消耗して存続し得なくなるという事態は避けたいというようなものが背景にあると理解しております。ということで、引き続きにはなりますが、繰り返しになりますが、一般競争入札、指名競争入札についての最低制限価格制度というのは維持していきたいと考えております。

ただ、議員のご指摘の税金の使い方という点については、少し話がそれるかもしれませんが、これも同じ地方自治法におきまして、我々地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を上げるといふようなところは中心に据えて仕事に当たっておりますので、引き続き様々な面におきまして、歳入の確保であるとか、歳出の見直しというのをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）町長の任期中に花火の里ニュータウン分譲の道筋をの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番（上野信直君） ニュータウンの分譲に関してなんですけれども、先ほども2番議員から大変貴重な提案がなされました。

ただ、残り35区画と。先ほど建設課長に聞いたならばそういうことでしたが、かなりの数ですので、やはり分譲をするのが本筋かなというふうには思いますので、お尋ねをします。

12月議会で10番議員が質問したやり取りを聞いていますと、町長の任期中、花火の里ニュータウンは1区画も売れずに終わってしまうのかなというふうに感じました。売れない理由は明白です。町内の地価が年々下がりに続けているのに分譲価格はバブル期の分譲開始当時から変わっていないためです。そこで、町長は任期中にせめて適正な価格に分譲価格の見直しを行い、今後の分譲への道筋をつけるべきではないかと思います。そこで3点伺います。

1点目ですが、花火の里ニュータウンの分譲開始当時の浅川駅前地の地価や荒町本通りの地価、これは幾らで、現在は幾らになっているか。下落割合はどのくらいかを伺いたと思います。

2点目です。地方自治体が分譲価格の見直しを行う場合、既に購入した方の承諾や理解が必要か、判例を踏まえて答弁をいただきたいと思います。

3点目です。棚倉町では日向前ニュータウンの売れ残った区画を価格を引き下げて完売しました。住民には説明会を1回開いて、町の考えを既に買った人たちに伝え、値下げを実行したと記憶をしておりますが、我が町でも同様にできないのかどうか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、平成6年の分譲開始時、浅川駅前標準地の評価額は平米4万7,600円で、現在の評価額は平米1万5,800円となり66.81%の下落で、荒町本通り標準地では、平成6年で平米1万9,300円、現在は平米1万800円で44.04%の下落となっております。

2点目についてであります。判例については、承諾や理解が得られなかった結果、訴訟に至った経過であります。判例によりますと、一部の特殊な判例を除いて、「不動産の価格は、需要と供給の関係を含む経済事情により決定されるもの」として、必ずしも承諾や理解が必要でないと判例からは考えられます。しかし、行政が行う分譲でありますので、先行購入者への説明や一定の理解を得ることも重要であると考えております。

3点目につきましては、棚倉町やほかの自治体でも価格を引き下げるなどとして販売しているところありますが、花火の里ニュータウンにつきましても販売価格の大幅な引下げなどについて地域懇談会で説明をし、一定の理解を得た上で任期中に判断できるよう検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 場所によってですけども、相当地価は下がっているわけですね。

ところが、ニュータウンの価格はもうバブル期のままだということで、もう誰も買わないという状況です。判例では、基本的にやむを得ず地方自治体が価格を引き下げると、これは認めると。こういうことだというふうに思います。住民の方の、既に買った方の了解は必要でないということだと思えます。

棚倉町では、町長さんはその道の専門家だったということで、もうためらわず町で決定をして、引下げを決定をして住民の皆さんに下げますという説明をして、それで下げて売ったと。こういうことであります。ただ、私たちの町では、区画も大きいし多いし、買った方も大勢いるし、その中にはいろんな考えの方々もいらっしゃいます。それから、やはり価格を引き下げて売るにしても、既に購入された方のご協力というのは、これはどうしても必要だというふうに思うんですね。いや、こんなところ買って失敗したなんていうふうに言われたんでは誰も買う人はいなくなってしまうので、やはりその点は協力を得られるような対応も、これは当然必要だというふうに思います。

ただ、確信は持ってもらいたいですよね。値下げをすることは適切だし、これは裁判やっても負けることはない。これを確信にしながら、やはり住民の人たちの意見をなるべく取り入れて柔軟に対応していくというのが今後求められていくんだらうというふうに思います。

最後の答弁で、任期中に何とかそういう道筋をつけたいということで答弁されたというふうに思うんですけども、そういう理解でよろしいですか。ということは、この道筋をつけるというのは、大体幾らぐらいが適切なのかというのも、もちろんこれ出さないと住民の皆さんとの話合いのしようもないし、そこまで踏み込んだ考えをしていくんだということでもよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2番議員にもお答えしましたが、本当に平成18年以降、16年間1区画も販売できなかったわけですね。私の不徳の致すところだと思っております。

当初、私は半額にすればすぐ売れるという思いがございました。ところが時代が変わり、今、分譲の価格が町内の価格がかなり低くなっており、分譲地の半額でも売るとは大変難しいと思っております。私が任期中に何とか検討調整していきたいと思っておりますが、これも、ニュータウンの方々といつ懇談会ができるのかまだ調整できておりません。この残り30区画、何とか分譲できるように前回アンケートを取ったその中で、白線の引き直しや公園の砂地の入替えなど分譲地に協力が得られるようやってみりました。今後地域懇談会を開けるのであれば、一定の理解を得た上で、任期中に判断を進めていけるよう調整をしてみたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 結構です。いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）「県内統一保険料」化で町の国保税が上がらないよう国・県に強く働きかけをの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 国保の事業主が町から県になり、県は、令和11年に県内全市町村の国保税を完全に統一する予定です。

このことによって、浅川町の国保税が上がる可能性が高いのですが、そうさせないために昨年6月議会でもお尋ねをしましたが、改めて以下の2点を伺います。

1点目は、現時点で浅川町において統一されない場合と統一される場合で国保税はどのくらい高くなると試

算されているのでしょうか。前回の質問ではよく分らなかったのですが、改めて伺いたいと思います。

2点目です。浅川町の実態が何も変わらないのに県内統一国保料という技術的な手法が導入されるために町民の国保税が上がるというのは全く納得できません。町長も納得できないという答弁をされました。そこで、上がらないように財政措置をするよう国・県に強く働きかける大きな動きを、上がる他の市町村とも協力しながらつくっていくべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、統一された場合の保険料の試算はまだ行われていないため、現段階で具体的な金額は示せませんが、統一保険料になる、ならないにかかわらず、国保税は高くなると見込んでおります。国民健康保険税は、県に国民健康保険事業費納付金を納付するために被保険者から徴収しておりますが、現在も基金からの繰入れをし保険料の高騰を抑えており、基金の残高がなくなれば必然的に高くなってしまいます。また、団塊の世代の後期高齢者医療への移行、それによる1人当たりの医療費の増加、さらには後期高齢者医療費や介護給付費の増加など実態の変化も要因と考えられます。

2点目につきましては、統一に向けた経費・公費の県単位化など様々な課題があり、県だけでなく市町村及び福島県国民健康保険団体連合会から選出された者で構成されている福島県市町村国保運営安定化等連携会議において不公平感が出ないよう優先すべき課題から検討が進められております。これまで財政支援について国や国会議員への陳情等で要望してきたところでありますが、今後も引き続きほかの町村と連携しながら継続して強く働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 試算はできないんだということですが、どのぐらい高くなるのか。

県が示す標準保険料というものがありますよね。これの平均と浅川町の国保料の差額、これがどのぐらい高くなるかの目安になるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうに捉えていますか。1点目伺います。

2点目です。浅川町が意見を言える場というのはあるんですか。先ほどおっしゃられた福島県国保何とか検討会という場が、例えば町長とか保健福祉課長とかが出席をしていろいろ意見を言える場なんですか。具体的に伺いたいと思います。そういうところで浅川町の意見を言っているのか。それから、国保の福島県の検討会で、専ら国ですよ。国に対してそういうような税の負担増が起きないように対応してくれということをお求められているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 昨年も、国や国会議員への陳情は要望してまいりました。

あと、浅川町は意見が言えるところがあるのか、課長が意見が言えるところあるのかということについては、私は県の市町村国保運営会では会議には出席しておりませんので意見は言っておりません。

あと、1番については担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

保険料が標準保険料とどのぐらい差があるかということなんですけれども、昨年令和3年度においても、ちょっと今手持ちの資料不足で幾らということは即答できないんですけれども、若干高くて基金を導入した結果、医療と後期分は下がったんですけれども、介護分についてはやっぱり下げ切れなかったという部分もありますので、去年の傾向だと若干介護分が高くなったというところなんですけれども、基本的には差は多少はあります。まだその差分まで引き下げるのに基金を今使っているという状況であります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 順番に戻って1点目ですけれども、今年の会議録を見て理解できなかったんだけど、なるほどね。

浅川町は基金を取り崩して軽減措置を図ったので、だから標準の保険料よりは医療と後期高齢分は下がった。ただし介護分は補い切れなかったんだということでトータルで上がったと、こういうことですよ。これ、もともと浅川町の基金を投入しないで考えるべきことだというふうに思うんですけれども、そうすると、これよほど上がるということですよ。今手元に数字がないということなので、幾らだというふうに聞きませんけれども、そういうことですよ。確認したいと思います。

それから2点目、浅川町はこれで高くなってしまいうことで、高くしないでくれということ強く言うのは誰なんですか。誰がどこで言うんですか。これ国会議員は国に陳情したというんですけれども、これ陳情する話ではないのではないかなというふうに思うんですね。これは、やはり県内でも、極端に考えれば半分の自治体はこの統一化によって国保税が上がってしまうと。半分は下がるんだろうけれども、半分は上がってしまうと。こういうちょっと乱暴な言い方ですけれども、こういうことなのかなというふうに思います。そうしたら、やはりそういう上がってしまう方々と、上げないようにしてくれということ力を合わせて求めていくと。そういう動きをつくっていくことが大事なんじゃないでしょうか。個々に陳情して済む話ではないと思います。そういう取組をするのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この国保税は、本当に毎年この件に関しては地元の国会議員に全部陳情要望をしております。

これは、やはり町だけでは決められませんので、何とかこれ国の力がなければ国保税は下がることはないと思っておりますので、今後とも地元の国会議員選出の方々に要望はしてまいりたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 保険料を下げるために、標準保険料から下げるために基金を繰り入れて下げているというのは間違いございません。そのとおりでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）町民の負担を減らすため回覧板は月2回程度にすべきではの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前にも質問しましたが、改めて伺いたいと思います。

昨年12月に高齢の女性の声で電話がありました。「寒い中、回覧板を回すのは本当に大変なので回数を減らすように何とかお願いします」と、こういう内容でした。この冬はとりわけ寒かったので、高齢者世帯などは大変だった方も多かったと思います。町が1回回覧板を出すと、それを回すために全世帯が動かされます。それが負担となっている方々がいます。回覧板は昔は大事な情報伝達手段でしたが、今は違います。町は広報や防災無線を計画的に活用することで町民に情報提供をできます。ですから、緊急の場合を除き、回覧板はまずは月2回程度にし、区長さんや町民の負担を減らすべきではないでしょうか。

ちなみに、近隣町村の状況を調べたところ、玉川村、平田村、古殿町、鮫川村は月2回の発行、棚倉町は基本1日と15日の月2回発行だが、15日は出さないこともあるので、月一、二回の発行、石川町は月1回発行だということでありました。他町村でできていることなので、ぜひやっていただきたいと思いますが、考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

以前にも同様のおただしがあり、令和3年度の行政区長会に意見を求めたところ、「従来どおり毎週でよい」との回答があったところではありますが、現下の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、区長さんの負担も大変じゃないかと思って区長さんも入れたんですけども、別に区長さんだけの話じゃないんですよ。全町民の話なんです。

私のところに電話よこした高齢者の女性の方は、本当に大変だと言うんですよ。この寒い中、滑る道を歩いて、どのぐらい隣まで距離があるのか分かりませんが、回覧板を回すの大変だと。減らしてほしいと。こういう声があるんです。それで、現に他町村では、もう毎月毎週発行しているなんていうのはないんですよ。この近辺では、石川町なんか月1回ですよ。できるんですよ、そういうふうに。ぜひやってくださいよ。令和4年度からは取りあえず月2回にします。そのためにいろいろと調べて取り組みますと、こういうことをぜひ言っていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ、もう何回も何回も来ていますので、減らす方向で前向きに検討させていただきたいと思います。

〔「議長、了解」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（6）保健センターの運動器具を働く人も使えるようにできないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 保健センターにある運動器具は、利用者も多く好評だと聞いております。

しかし、保健センターは基本的に土日が休みのため、普通の労働者は利用することができません。このため、働く人も利用できるようにならないかという声が寄せられております。税金で購入したものですから、利用したい町民が平等に使えるようにするのが本当だと思います。保健センターを土日にも開けるとか、運動器具を土日に使える施設に移すなどして対応はできないかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

保健センターにある運動器具については、介護予防用として主に60代以上の方に多く利用されております。利用の際には教室を開催し、専門のトレーナーに体への負荷のかけ方などの個人個人へ指導していただいてから登録してからの利用となっております。専門のトレーナーの不在の中で、土日の利用については現在のコロナ禍の状況でワクチン接種、感染者への対応など通常業務以外の土日祝日も業務が多数あるため、非常に厳しいと考えております。

今年度、日中働いていて平日昼間の利用が出来ない方へ対して専門のトレーナーによる運動器具を使う運動教室を平日夜間に開催する予定でありましたが、まん延防止措置期間やコロナ感染の拡大などで事業をやむを得ず中止した経過もあります。今後も、土日の利用のニーズ調査や、土日、平日夜の事業の開催について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長、認識がちょっと逆立ちしていると思うんですけども、現在の利用者は大体60代以上の方が多く、こういう答弁だったんですけども、60以下の現役世代の方は利用できない時間帯でオープンしているから利用できないだけの話なんじゃないですか。

私は、土日でも使えるようになったとしたらば、もっと今の若い人たちは健康志向ですから、利用したいという方が出てくるんだろうというふうに思うんですね。現に、私のところにはそういう声が寄せられております。一番いいのは保健センター、スペース的にもあまり十分な広さがないということもありますので、どこか違う場所で専門のトレーナーをつけて土曜日でも日曜日でもできるようになると、これが一番私はいいいんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう方向性をぜひ検討していただきたいなど。これ4月からやれなんていうことは言いませんので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

町長も、働く人たちがあの器具を使って健康になって介護予防を早めにできればいいなというふうに思われるでしょう。その点も確認してご対応いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に来年度からやるという答えは出ませんが、専門のトレーナーをつけなければ大変危険でありますので、そういう専門のトレーナーを確保できるか、そして、あるいは保健センター外でできるかを今後検討の課題とさせていただきます。

前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（7）町の豊富な子育て支援制度等を全国に発信し移住促進をの質問を許します。
9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 今日の質問でも何人の方がこの点に触れられたと思いますが、我が町の最大の課題は人口減少をいかに抑えるかであります。

出て行く人を減らすとともに、移り住んで来る人を増やす取組を強力に進めなければなりません。そこでもったいないと思うのが、浅川町には豊富な子育て支援制度や福祉制度があるのにそれらを外に発信する力が弱く、転入者を増やすところまでつながっていないことです。これら浅川町の魅力を広く強力に発信をし、浅川町に移り住んで来る人を増やす取組を計画的に進めるべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

浅川町のきめ細かな子育て支援制度をはじめ、各種施策について取りまとめ、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） それは大変結構なんですが、具体的にどういうふうに取り組まれるんですか。

伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子育て支援制度は、これは5番議員にも言ったとおりに、まずは補助などをするのは簡単でございますが、まずアクセス、インフラ等をまず優先で整備をしていきたいと思っております。

その中で、当然学校の給食問題とか保険料とか様々なことがありますので、今後さらに検討して前向きにいききたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私がお尋ねをしたのは、どのように情報発信をしていくんですかということを知りたいんです。

町長の答弁はちょっと違ったので、改めて答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 情報発信といいますと、まずは町のホームページ、先ほど来ご質問等ありましたが、今回も4年度においてホームページの改修費用等も計上しております。

加えまして、SNS等そういった全てのメディア等媒体を利用して情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 副町長、たしか地域おこし協力隊の話がされて、この方々にも情報発信の仕事をやってもらいたいというようなことを言われたかと私はちょっと思ったんですけども、その点についても伺いたい

と思うんですが、もしその方々が担うということになると、私、この協力隊の募集を浅川町は今度で3年目ですか、4年目ですか。ずっとやっているのに誰一人応募してこないということで、その方々に大きな期待をかけていいのかなというふうなのは一つ思っています。応募してくれればその人たちに力を振るってもらいたいなという思いはもちろんあります。ですが、応募がなかった場合についてどういうふうにやっていくのかということは、これはやはり考えておかなければならないだろうと思います。ホームページとかSNSというふうには前から何回も同じこと言われているんですけども、実際には進んでいない。

県内のちょっと自治体名は忘れちゃったけれども、どこかの自治体で、町だったか村だったか1冊の冊子にまとめたんですね。子育て支援策とか何かを、うちの町はこんなにいい町ですよみたいなことをやったら、新聞に大きく取り上げられたと。私読んでるのは福島民報新聞なんですけれども、民報新聞に大きく取り上げられたというのがありました。結構効果があったんだろうというふうに思いますけれども、ホームページとか何かのネットの世界だけの話だけじゃなくて、具体的にそういうパンフレットを作ったりなんなりということも私は重要だというふうに思うんですね。そういうのを4月から新たにできる企画の部門でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですね。

何かごちゃごちゃ言いましたけれども、その協力隊の話と、あと、4月から企画の部門での取組、この点について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に丸3年、地域おこし協力隊が応募がありません。

本当にこれ頭の痛いところです。いろんな方に紹介してくれとかいうような発信しておりますが、いかにせん集まらないのが現実でございます。本当に地域おこし協力隊が1人でも2人でも来れば、町は必ず変わると信じておりますので、今後とも地域おこし協力隊は要望してまいりたいと思っております。

あと、副町長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、協力隊についてであります。こちらは今募集しているのが観光部門や特産品の開発などというような目的で募集しているところであります。そういった意味で、観光部門の方に担っていただけるのであれば、相乗効果もあってよいとは思っております。

一方で、来なければやらないのかということ、そういうわけではなくて、やはりご指摘のとおり今後企画部門ができますことから、前にも答弁しましたようにやっぱり発信など攻めの部門である必要があると思っております。先ほど総務課長からもありましたように、まず手始めにはホームページということになるかと思っておりますが、これまでも議員各位からいただいている意見、浅川町の強みであったり、子育てに関して言えばパッケージですね。全体像としてどういうふうな支援を町が行っているのかというのを分かりやすくまとめてそれを見せていく、発信していくということが大事だと考えております。ちょっとこの間、様々な事情により思うような進捗になっていないところは大変申し訳ありませんが、そこは課題としては認識しておりますので、今後充実させるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順10、10番、角田勝君、（1）耕作放棄地が広がり、町農業が壊れてしまう。水田活用交付金の見直しについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりであります。町農業が本当に壊れてしまうようなそういう状況が今、またさらに強まると、こう言わざるを得ないんです。

というのは、国が今年の米の言わば生産調整、減反ですね。これの見直しを発表しました。そういう中で、今、転作をして水田活用交付金を交付されているそういう方々が、今まで一生懸命この転作を進めてきたのに今度は5年に1回米作りをやる。いわゆる水を張らなければもう該当させないと、こういうことまで出してきました。同時に、毎年種をまくわけではない牧草、いわゆる飼料作物、これについては種をまくときだけの価格は一定程度出すけれども、今まで3万5,000円を出していたんですけれども、反当ですね。それを大幅にカットすると、こういうことを言ってきました。

そして、そのほかにも様々な飼料米や飼料作物などのいわゆる奨励金ですね。これをカットすると。こういうことまで言い出してきました。本当に今まで国の施策に基いて大幅な米作りをやめて、畑作物、大豆やあるいは飼料作物、こういうものに転換してきたそういう農家の方々にとっては、本当に転作を進めておいて、畑地化したら交付金をカットすると。まさに農家を二階に上げてはしごを外す、そういう行為だと。全く許せないと、こういう声が今全国的に出ています。とりわけ日本の食糧基地と言われる北海道などでは、あぜをも含めて何十町歩も転作をするというようなのがなされておりますけれども、これが5年に1回水を張って田んぼを復元しなければならないとなれば、あぜを直したり水路を直したりということまでやらなければならないような状況になってきて大問題となっております。

そこで、浅川町では、こういう改悪によって浅川町のいわゆる耕作放棄地がどんどん増えたり、水田活用の交付金が大幅に減少になると、こういうことになったら大変なことになるのではないかという危機感を持っています。そこで、お伺いしたいのは、町のこれまでの転作の実績、これは毎年、町の農業再生協議会が協議会長の名前で転作の面積の目安を通知します。こういうことも含めて、今年度どういう形でこれらの目安について出していくのか。

そしてまた、1番目には、町の実績は、今までの実績というのはどういうふうになっているのかと。そして、ここ3年間の推移などを見て、こういう状況が生まれれば、町のいわゆる収入、農家の転作のいわゆる交付金がなくなる、あるいは減らされると、こういう状況になったときにどういうふうに変容になっていくのか。大変な金額になるのではないかと、こういうふう思うのでありますが、その点。それから、飼料米なんかについても複数年の加算がなくなるということも出てきていますけれども、そういうことも含めて。

さらには、町は国や県にこういう改悪の見直しをしないように。これは今、国会の中でも論議になっておりますけれども、申し入れる、あるいは管内の首長なんかでも、今、町長が先ほどから言われているように国に対して申入れをする、陳情をする、様々なことで表明していただきたいと。

さらには、町単独のこういうことになった場合にはカットされるそういう作物、これらについては町が単独の助成を措置すると、こういうことは私は必要だと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、2点目については、担当課長より数値を報告させます。

3点目については、青刈りトウモロコシや牧草、水田利用の野菜などの分が5年後に今年度の実績と比べ、約830万円の減額に。飼料用米複数年加算については、令和4年度に半額となり、約190万円の減額となると見込まれています。

4点目については、町としましては町村会を通して国・県に申入れをしていく考えであります。単独の助成としましては、既に加工用米や飼料用米、振興作物の助成をしておりますので、そちらを活用していただきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、私のほうより1点目、2点目の数値についてお答えさせていただきます。

1点目につきましては、各種調査の統計データなどからお答えさせていただきます。

農地面積については、令和2年耕地面積調査から田耕地面積は681ヘクタール、畑耕地面積は170ヘクタール、耕地面積の合計は851ヘクタールとなっています。作物別収入については、令和元年市町村別農業産出額の推計から米産出額は6億4,000万円、野菜産出額は5,000万円、畜産産出額は8億4,000万円で、合計産出額は15億3,000万円となっています。農業従事世帯については、農業実施従事日数があり、経営状況等調査を配布している世帯で542世帯となっています。ここ3年間の推移については、農地面積が平成30年との比較で、田で39ヘクタールの減、畑で18ヘクタールの減、合計で57ヘクタールの減となっています。農業従事世帯は、平成30年との比較で8世帯の減となっています。

2点目の令和3年の水田転作の状況については、主食用米が3万9,598アール、飼料用米が1万232アール、WCS用稲が159アール、飼料作物が2,364アール、ソバが27アール、高収益作物が188アールの合計面積で5万2,568アールとなっています。令和3年の助成の対象者は131名で、総助成額は1億2,070万2,880円となっています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この国の方針は、もう町のほうに下りてきて、間もなく町が各農家に目安の面積を今までの実績と併せて通知するというそういう運びになっているんだと思うのでありますが、そのことについては、私が言ったような形で、あるいは大幅に減になるというそういう施策が間違いなく下りてくるという、通知もきちんと来ているんですか。と同時に、そのことによって総じて浅川町はこの交付金が減らされるということによって、現在でも相当な農業収入の減になるだろうというふうに思うのでありますが、今、米で6億4,000万の収入があるというようなそういう数字も出ましたけれども、この影響はどのようなふうになるのでしょうか。

それから、そういうものは、もう下りてきて、これはもうゆるがせない、そういうものになっているんだということなのであるのでしょうか。あるいは面積の配分、こういうことについてもどのような日程をもって今進め

ようとしているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちらの水田活用交付金の見直しにつきましては、令和4年度に向けての東北農政局のウェブ会議等で各市町村のほうにこのように変わるということで説明等あったと担当のほうから聞いております。その席で、やはり全ての参加市町村のほうから、いきなりそんなに下げられても大変なことになってしまうということで不満のほうは上がっておったそうです。ですが、国のほうは1年ごとの契約であり、ずっと同じ金額が出ると約束したわけではないのでこれでいきますということで、そのように決めたということで説明があったと聞いております。国のほうでそう決めたということで話のほうがもう下りてきておりますので、恐らく町のほうとしては、国のほうで決めたことですのでそれに従ってやっていくしかないのかなとは思っております。

町のほうで独自に飼料用米等の1袋1,000円の助成とかやっておりますが、そちらは当初予算のほうにも1,500万の予算のほう乗せさせていただきましたが、それは引き続き行っていきたいと思っております。見直しにつきましては、国のほうで決めたということで下りてくるものですので、町のほうでどう変えるということも難しいかな、申入れ等しかないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと答弁漏れなんですけれども、そのことによって、それが実施された場合に、去年の実績から見てどの程度農家のほう浅川町では減収になるのかと、金額についてお伺いしましたんですけども、答弁漏れだったので……

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 減収につきましては、町長答弁でありましたとおり、水田利用の青刈り、5年間水を張らない分ということで5年後に830万円の減額。

飼料用米の複数加算については、令和4年度より半額となってしまいますので、190万円の減額になると見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 数字上は、今、私も、町長の言ったことに出ていましたように約1,000万を超えるというそのぐらいの数字なんだということだというふうに答弁はしまして、あれ、そのぐらいなのかなというふうに思ったんですが、いわゆる飼料作物で牧草とかそういう限られた、今度の場合の減収は限られるということでそのぐらいで済むのかなと、こう思うのでありますが、ただ、5年に1回、いわゆる水田に戻さなければならぬんだというそういう影響のほうがむしろ大きいのかなというふうにも、こう考えられるんですが、その辺のこの捉え方としてはどうなのでありましようか。

これはあくまで、今までもう牧草畑として、あるいは飼料畑として畑地化した、そういう田んぼに水を引くということになれば、この水路や水の問題ですね。そういう問題なんかもあると思うんですが、そういうことについては国はどういうふうに言っているのか。そういう経費なんかについては一体どうなのかと。そ

ういうものに対して、例えば組織的にこの地域ではかんがい用水の水路を直さなくてはならないとか、ポンプアップを見直さなければならぬとか、そういうことなんかが出た場合にはどういうふうに国がまず対応するのかと。それから町なんかもそういうところにどういう手当てをしていく考えなのかについても、分かればお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 5年間水を張らなければ減額になるということで、あくまでもこれは5年後、現在に比べて5年後に830万円程度が減額になるという予想でございます。

まだ5年ありますので、それまでに田に戻すような方もいるかもしれませんし、5年間だけもらえるだけもらって、後はもう放棄してしまうような方もいるかもしれません。議員さんおっしゃったように、田にするにはもちろん経費がかかると思いますが、その件に関して国のほうでは何らかの補助を出すとか、そういった計画のほうはまだ一切出てきておりません。そういう状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）補聴器購入助成制度をつくり安心してらせる町づくりをすすめるようにの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは、前にも質問して十分検討をしたいというふうな答弁だったんですが、改めて申し上げたいんですが、これは、補聴器というのは非常にピンからキリまでありまして、非常に高い物、安い物ではガーガー鳴ったり、雑音が入ったり集音するのができなくて何でもかんでも聞こえてしまうみたいな、そういうガタガタするというふうなことがあるそうであります。

耳の聞こえないということは、これは本当にひどいことになると、これ難聴、身体障害者というふうなことで障害者の手帳のほうももらえるようなそういう状況、もらえるというかそういう該当にもなるわけですが、そこまできなくても、とにかく難聴になるということは年寄りにとって、特に老人性の難聴者にとっては生きていくのもつらくなるような、そういうものにつながっていくんですね。と同時に、痴呆が進んでいく。そういうものに私は進んでいって、国保へのいわゆる医療費の増加にもつながるであろうし、長年苦勞してきたそういうお年寄りの人生を全うしたいというそういう願いに応えるためにも、ぜひ何らかの助成措置をつくって、町はこれらの難聴者のために役に立つ、併せて医療費の低減にもつないでいく。何よりもお年寄りがその最期を全うできるようなそういうものにつなげてほしいなというふうに思います。

全国でも、もう100近いような自治体がこの助成措置を様々な形でつけております。いろいろな医者や証明とか何か、この要件もそろえながらやっているところが多いんですけども、ぜひ検討してほしいなど。もちろん子育ても充実する。同時に、長年この浅川町のためにも、うちのためにも、地域のためにも尽くしてこられたお年寄りの特に老人性難聴者に対して、そのほかの方も同じでありますけれども、何らかの助成措置制度をつくってほしいと。それが呼び水になって、本当に生き返るよだというような声が、役に立つという声が出るそういうものにしてほしいなど、こう思うわけではありますがいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、町で行っております補聴器に関する助成事業は2点ございます。1つは、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方のうち、聴覚障害をお持ちの方が対象となります。もう一つは、障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の方を対象とした補助事業であります。満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童が対象となっております。加齢に伴う難聴につきましては、誰にでも起こる可能性を持っており、今後迎えます高齢化社会、超高齢化社会の中、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を維持するためには避けることのできない課題であると考えております。新たな助成制度の導入につきましては、長期にわたる継続が必要となりますので、国・県、近隣の市町村の動向を注視しながら今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 慎重に検討するということではありますが、これ長期にわたると、確かにだんだん聞こえなくなるというふうなそういうものもありますから、一定の1年なり2年の間に一度専門医に行き診断を仰いで、それをまた役場のほうにもこういうふうな状況に変わっているというふうなことなんかも届けをしたりして、そして制度をやはり守っていくという、そういうことも必要だろうと思います。

そういうことも含めてやられている市町村では、様々な制約もあるようであります。その辺も検討をしてぜひ、慎重にという言葉が入りましたけれども、慎重であると同時に、かつ迅速に、私は、浅川町でもこういう子育てと同時に高齢者にも難聴者に対するそういう生きがい確保するという点でも、医療費の増加を抑えるという点でも補助制度をつくったと、こういうことが誇れるような町にしてほしいと、こう思うわけであり、ぜひ慎重に、しかし積極的に検討を加えて実現を図ってほしいというふうな要望して終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）「元気あさかわ夢工房」についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 元気あさかわ夢工房についてであります。

これは、町の議会でも、るる議論がなされたりいろいろしております。私も、この元気あさかわ夢工房、これはぜひ充実させてほしいなと端的に思います。

1つは、その中で思うのは、今、買物弱者と言われるお年寄りの方々に、1つは巡回して、軽自動車に冷蔵庫をつけたりして買物弱者に対するサービスをやっています。これは非常に好評で、ややもすると以前は運転者の確保ができなかったり、決まった曜日に車が来なかったり、いろいろトラブルもあったようですが、この頃はほぼ順調に決まった日に巡回して大いに役に立っているということで、これは本当にうれしいなと。お年寄りも待っているということを知りまして、よかったなというふうに思います。

ただ一方では、いわゆる町の農産物の直売ということでマルシェという店を開けてやっております。そのことについて、あるいは特産物をつくるんだというようなことで、農産物の加工所を造って特産物をつくりたいというふうなことで始めて、冷蔵庫や加工するテーブルや様々なことも補助金で買って、山白石の元の保育

所の中にありますけれども、これらの活用をやはりしていく必要があるのではないかと。

これは今年予算の中に計上してあります。加工品をつくるという形で計上されておりますけれども、これらの金額もどういふふうになっているかということもお伺いしたいんですけれども、まず1つは、いわゆるこの経理、収入、支出、そしてその状況がどういふふうになっておるのかと。これは非常に心配なのであります。積み積み赤字が多額に上って、農協と商工会と浅川町が一般社団法人をつくったわけでありましてけれども、結局は町がそれらを全て支払うような形になる。こういうものにならないようにすべきだといふふうに思います。もちろんもうける必要はないわけでありまして。極論すれば、何とかこれやっつけていけるようなそういうものにしていくと同時に、少し足りなくても町が補填をしていくということでありましてけれども、それらの経理、ぜひこれはやはり町がそれらを補填する、支出するということは、全て町の税金でありますので、これをどういふふうになっているのか。そしてまた、これらを改善するといふそういう点は、どういふことを今しなければならぬのかお伺いしたいと思います。

2つ目には、町の特産物をつくるということで加工所を造ったわけでありまして。そういう製品を買ったんですね。やっぱりいろいろ今、様々な町村で模索をして、サツマイモを大々的にやるとかいろいろ特産品としてつくり上げていく、そういうことをやっているようではございますけれども、浅川町ではその点、今年予算の中にもありますけれども、それらを含めてどういふ形で特産物づくりをやっていくのか、これをお伺いしたいといふふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、直近の令和2年度の決算でお答えいたします。収入に関しては、売上高647万52円で、その原価に645万1,696円を要しております。売上利益は1万8,356円となります。

支出に関しては、経費に765万7,895円を要しております。営業損失として、763万9,539円の赤字となっておりますが、町からの補助金からの補填などにより、令和2年度は最終的に181万1,512円の赤字となっております。

令和3年度からは、加工所において卵の加工を請け負っており、多少なりとも利益が上がるものと見込んでおります。売上げのみで運営していくことが難しいことは当初より想定されておりました。買物弱者の救済という大きな目的はありますが、今後は少しでも利益を増やせるよう工夫をし、町からの補助金を減らせるように理事、従業員、関係団体と一丸となって進めていきたいと考えております。

2点目については、JAだけでなく、理事である町、商工会、また町内の様々な事業所とも連携して特産物を協議、検討しております。今後も販売につなげられるよう、特産物が開発できるよう様々なご意見をいただき、協議、検討を続けていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、一般質問の進行の都合によってあらかじめ延長します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと私、数字を町長が上げたんですけれども、メモするのが間に合わないぐらいだったものですから、いわゆる最終的には町が763万円の損失を補填して赤字を解消してやっているんだと、こういうことになるんですか。何かその辺の数字もう一度説明していただきたいと思います。

それともう一つは、いわゆる特産物の創出についてですね。これは酒井養鶏場からの卵なんかを利用した特産という形で売り出しているということもありますけれども、あの加工所をどう利用するのか、あるいは買ってあるあいう施設を利用して、あの施設は何か漬物を作るためにそういう器具を買ったというふうにあの当時考えているんですけれども、当時は意欲のある人もあって、何か漬物を大々的にやっていくんだというふうな話もあったんですけれども、その後その話は立ち消えになっているような状況なのかと。その特産物についても、あるいはその数字についてもお願いしたいと思うんです。と同時に、この一緒にやったいわゆる農協や商工会、こういう方々は、この社団法人の中でのそういう責任というのか、そういうことについては取決めとしてはどうなんですか。

やはり、補填する場合にはやっぱり一定のそういう責任を持っているのか、あるいは、そうではなくて、これは町がやっぱり全面的に、そういう経理については町の管轄なんだということになるんですか。私はその規約とか、出荷する人の規約とかそういうものは手元にあるんですけれども、そういう負担については、取決め等については承知していないんですけれども、その辺もちょっと明らかにしてほしいなど、こういうふうに思うであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 漬物に関しては、今、作る方向ではないと思います。

あとは、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、収入と支出の関係ですね。最終的に営業性損失としまして763万9,539円赤字となっております。そこへ町からの補助金、当初予算のほうにも計上しておりますが590万円のほう、その補助金が入りまして、最終的な赤字は181万1,512円となったということです。あくまでも町が入れているのはこの損失分丸々を入れていくわけではなく、当初予算で上げております590万円の補助金を入れているということです。

続きまして、加工所の件ですが、現在加工所のほう卵の業者さんより卵を預かって加工するということでの作業を請け負っております。こちらの分、令和3年度より新たに発生した業務となりますので、令和2年度の決算のほうには売上げのほうには入っておりません。この卵のほう、町内の業者さん、浅川町産の卵、浅川町内で加工しているということで、先日のテレビの放送とかでも紹介されましたが、浅川の魔よけ卵ということで今業者さんのほうで広く販売しているところでございます。これも特産物の一つになるのかなということで進めております。

漬物のほうに関しましては、機械のほう当初導入しましていろいろ試行錯誤しましたが、なかなか特色のある漬物のほうはできなかったということで、何度も何度も試作のほうをしてうまくいって製品化につながったものはまだないということで、今のところ加工所のほうは卵の加工を中心にやっております。

以上です。

〔「答弁漏れ。いわゆる法人としての赤字の補填や様々な責任はどうなんだということはどうなんですか」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 赤字の補填ということですが、一応、一般社会法人ということで一法人となっております。

町、商工会、農協のほうが理事となっておりますが、一応別な法人となっておりますので、その中で経済活動といいますか、行っております。規約の中で、赤字等発生した場合どこが補填するとか、そういった取決めは特に今の段階ではされておきませんので、最終的に何か補填しなければならないものが出てくれば、理事で協議という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 担当課としてもいろいろ苦慮しているんだと思うんであります。ご苦労さまでございます。

特に、巡回の軽による販売は非常に好評なんです。だから、私は一定の赤字は町もやむを得ないのかなとは思ってありますが、そうすると、あくまでも農協も商工会も、これは1円も出さなくてもいいというような、そういう規定にはなっていないんでしょうけれども、それらについては何らの取決めもない。こういう形で始まったわけですか。何か農協のマルシェの店も、私は無料で農協が貸してくれているのかなと思ったらそうではないんだという話まで聞いたんですけれども、そのぐらいの協力は、やっぱり農協ではしていただいてもいいのではないのかなと、こういうふう思うんでありますが、その辺は規約に定められていないということなんで、何かやっぱりその辺きちんとすべきではないのかなと。

きちんとしなくても、毎年赤字をつくっても、町がそれ今年も補填を590万しているというふうなことから問題にならないんだというふうになっているんだと思うんですけれども、どうもその辺合点がいかないんですけれども、最初の取決めがなされていないということであればとは思ってんですけれども、もう一度そのところははっきりしてほしいなと。同時に、やっぱりこれ、この763万の損失ちょっと大きいですよ。やっぱりもっと工夫してこの赤字を減らしていく、例えば巡回車の販売とマルシェの店、こういうところなんかもいろいろ見直したりきちんとしていくことも必要なのかなというふう思うのでありますが、その点頑張ってひとつ努力してほしいなと思うんでありますがいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 巡回車、買物弱者の車、大変間違いなく好評で、今、安定した巡回をしております。これは今後続けたいと思います。

J Aの地代これ年間20万です。私、3年前にぜひ農協のほうに10万に、半分にしてくれと言っておりました

が、昨年回答が来まして「下げることはいできない」という答えが出ました。誠に残念であります。それで、法人ですから、これ赤字はどっちにしたって補填はしなくてはけません。町が今590万納めております。商工会のほうには、様々の人員の派遣とか手伝ってもらっております。今後、この本当補填については考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）畑田川流域の伐採と殿川の桜の木管理についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問の文面のとおりであります。

1つは、畑田川ですね。これは本当に昔はきれいな水が確保されていて、私らは小さいときにハゼつかみをしたり、あるいはナマズをヤスで突いたり非常に思い出の多い川でもあるんですけども、現在は、特に河川敷に太い雑木が、もう私の前見たときには7本ぐらい、東大畑に入る橋ではないんですけども、あれボックスカルバートですか、あそこから下、殿川への合わり目まで10本近いような木が立っております。もう専門家でなければ切られないような木であります。同時に、東大畑の下のほうの下流の川の土手は本当に90度に近いような崖になっております。あそこもやっぱり年とともに少しずつ崩れていくのであろうというふうに思います。そういうことも含めて、環境を整備して災害を防いでいくという点でも、畑田川流域の雑木の伐採、こういうものをぜひ実現してほしいなど。

これは県の管轄、県の管理河川でありますので、県との協議、県が切ってくれるのが当然だと私は思うんですけども、その辺も含めて、前にも質問したことあるんですが前進しませんでしたのでお伺いしたいと同時に、それから2つ目には殿川沿いのいわゆる桜の木の管理ですね。これは、やっぱり前に桜の木を植えて、県とのトラブルというのですか、黙っておいたみたいなのという状況で、町が県と協議をして残すことになったわけですが、これらの管理は、その経過から私は町が責任を負っているのではないのかなと、こういうふうに思うのでありますが、一部やはり剪定をしないと枝が交通の妨げにもなるだろうし、いろいろな点で手入れをしなければならないのではないのかなということ、管理は誰なのかなと。そして、やっぱり町であればきちんとしてほしいなとこういうふうに思うのでありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、散歩道としての利便のため、畑田川と殿川の合流地点に構造物の設置を県に要望しており、併せて合流地点の畑田川では、環境整備を図るため、今年度から雑木等の伐採を順次実施していく予定であります。

2点目の桜の管理につきましては、殿川植樹代表者と町の覚書により、双方が協力して合同に行うこととなっております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それは分かりました。

散歩道路については構造物というのは、前から議会でも質問が出たりして、畑田川にいわゆる歩道橋みたい

な橋、そういうものをぜひ欲しいということで町も要望を出しておるということでありますが、それらの実現と同時に、今年からやるということであります伐採、これは全面的に町がやらなくてはならないんですか。1級河川のいわゆる管理は県なんでしょう。だから、やっぱり県がやるのが本当じゃないのかなと、こういうふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

それと同時に、桜の管理については、それ双方でやるんだということですが、結局はあの当時のことから考えれば、町が剪定やその辺の手入れはやらなければならないと私は思うんですね。それは町の建設水道課で管轄になるんですか。桜の木の管理は誰がやるんですか。町と県が協力してということになっているけれども、実際は誰がやらなければならないのか。そして、どうなっているのかお伺いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、畑田川の流域の伐採の件でございますけれども、町長答弁のほうでは殿川と畑田川の合流地点からの上流、畑田川の部分についての答弁でございます。合流地点からボックスカルバートまで、こちらについては畑田川でございますので、町管理の普通河川ということで町のほうで管理になります。これにつきまして、今年度から少しずつ伐採を環境整備ということで進める予定でございます。

それから、殿川に植栽されました桜の木の管理につきましては、町長答弁のとおり覚書によりまして、植樹代表者と町と協力して行うということで、4月には植樹代表者のほうで枝の剪定を行い、7月には除草作業ということで町が行うと。それから9月には枝の剪定を植樹関係者のほうで行うというような覚書にはなっております。

堤防補強、殿川行われまして、舗装に併せまして防草シートも張られておりますので、除草のほうにつきましてはあまりやる場所がなくなってきたということで、桜の木の根元辺り、ちょうど防草シートがかかっているところについては町のほうで対応しようかなというふうに思っています。また、根腐れとかによりまして何本か倒れた木がございました。そういったものも切って運搬して処分したりとか、そういったような管理については建設水道課のほうで担当しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、管理についても町がやると。

畑田川は1級河川ではないんですか。あくまでやっぱり管理、木の伐採なんかも含めて町がやらなくてはならないんですか。その辺のことについてはどうなんでしょう。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

畑田川につきましては町管理の普通河川ということでなっております。県の管理の河川ではございません。以上です。

〔「町がやることになっているんですか」の声あり〕

○建設水道課長（生田目 聡君） 畑田川の管理については町で実施することになっております。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（6）城山道路の整備と交通安全対策をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 城山への道路ですね。

これは町道になっているのか、私ちょっと分からないんですけども、あそこ造ったときには、いわゆる林道を造るというふうなことでありまして、補助をもらって林道づくりなんだということで私もあの当時、やっぱり将来見詰めてもっと幅広く4メートルくらいに最低バスが行くくらいにしたらいだろうということで追ったことあるんですけども、あくまでも林道ということでの補助をもらったことでご覧のような道路の幅狭いそういう道路になってしまった、そういう経過があります。

しかし、やはり城山は浅川町のシンボルというのですか、そういう宝物の一つでありますよ。あそこにたまたま私なんか登って眺めていると、茨城ナンバーの人が回って、「いや、ここは本当に話に聞いていたけれども、眺めのいいところですね」というふうに関心している話をしたこともあります。あそこから見る浅川町の市街地、全域、それから那須連峰、八溝山、あるいはすぐトイレのところからちょっと下りて行くと、磐梯山など安達太良も見えるような、水郡線では一番景色のいい山だって、こう言われているんですね。身近にあるぜひ城山に行く道を観光のためにも、あるいは町づくりのためにも整備する必要があるのではないかというふうに思うんです。

もう林道の補助もらったから、もうできないんだなんていうそういう年月ではないと思いますので、そういう束縛もないと思いますので、ぜひ抜本的にやっぱり幅を広げたりして整備をする必要があるだろうと思うんです。近い将来。ただ、すぐにやるというようなことはまだ計画にも乗かっておりませんので、取りあえず私は、1つは急カーブへのカーブミラー、いわゆる交通安全上から、カーブなんかに対するグレーチングの敷設、ガードレールの設置、こういう交通安全のために、あるいは避難所、車の交差をするそういうところを舗装をしたり、安全を図るべき。

また、桜の木なんかも、あれは後で植えた桜が多いんだと思うんですけども、両側に植えた何々の会なんという看板が前はありましたけれども、そういう桜の木なんかも含めて一部やっぱり交通の安全のためにも伐採しなければならないなというふうについて1週間ぐらい前にここ見てまいりました。あるいは、里白石に下りるほうにガードレールなんかもつけて、急に転げてしまうような、万が一ですよ、そういうところもあるので図ってほしいというふうに思います。

2つ目には、やはり先ほど申し上げましたけれども、城山がやっぱり文化財のそういう指定を受けているということで、整備計画を例えば道路のすることになれば、それなりの協議も必要だろうと思いますし、もちろん予算もかなりの金額が必要だろうと思います。ただ、全ての方々は協力してもらえないのかなというふうにも思いますので、ぜひバスが上に上られるようなそういう道として整備計画を立てて、やはり何年かにわたってということになるかと思うんですけども、整備をしてほしいと、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、安全のためカーブ箇所のグレーチング追加を順次行っているところであります。また、待避所の舗装については今後検討してまいります。待避所の追加、カーブミラー、ガードレールの設置については、通行状況を再確認し判断してまいりたいと思います。桜の木などで通行に支障となる場合については、枝など支障部分を伐採するなどとして管理したいと考えております。

2点目につきましては、当面はマイクロバス程度が安全に通行可能となるように管理してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 担当課長に率直にお尋ねしたいんですけども、私はこれ一般質問の通告してから時間がたっていますよね。

この交通安全のためのこういう様々な処置については、ここにやはりグレーチングが必要だと、あるいは最初の急カーブ、内のところが切れるところにある急カーブなんかについても、グレーチングとか一定の安全のための措置が必要だろうと思うんですけども、現地を調査した、そういうことはないんですか。一般質問が出てから現場を見てはいないんですか。見ていないとすれば、これ私、ちょっと私らの質問を軽んじているのかなと言わざるを得ないんですけども、その点はどうか。

それと、そしてきちんと見て、今、町長が言われるように安全な対策についてはすぐにやっぱり手を打つとこういうふうに言っているわけですから、予算が伴いますけれども、やってほしいなど。桜の木の伐採なんかについても、これはすぐに作業員の人でやれると思いますので、お願いしたいと思います。

さらには、その整備計画を立てるという点では、私も言っているようにすぐに幅広げてやれなんていうこと言っていないんです。ただ、当面はマイクロバスが行かれるようにということになれば、今言ったような交通安全対策は早急にしなくてはならないですね。幾らマイクロバスでも。そういうふうなことでありますが、ただ、将来にわたっての整備計画を立てる気はないんですか、これ。これはやっぱり私は、振興計画の中には入っていないようですけども、私はこれはやっぱり見直して入れるべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

現地確認の件でございますけれども、私の確認は当然ですが、道路パトロールなどでも確認を行っているところであります。以前にもグレーチングの追加の件につきましては質問もいただきまして、その際にも確認して順次グレーチングを設置していかなければならない箇所もあるというふうに認識をいたしております。

また、樹木もやはり伸びているところについては、やはりマイクロバス程度が通る際には支障になる部分もあるかなというふうに思っておりますので、そういった箇所についてはしっかりと、枝のほうになりますけれども、伐採して管理したいなというふうには考えてございます。

あと、整備計画の件につきましては、こちらの路線につきましては、城山入り口のほうから頂上まで、里白石側じゃないほうからにつきましては、宿坂のほうからになりますけれども、頂上までが町道ということで約1,400メートルございます。頂上から里白石、長戸方面に向かっては林道という扱いになっております。

なお、町道側の最頂付近が3メートルということで若干狭いということもございますので、ところどころの将来的に退避所の設置も検討をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長、分かりました。

ぜひマイクロバスが当面安全に通れるように、なお確かめて措置をしてほしいと思います。同時に、これ一遍に里白石のほうまでということはもちろんできないと思いますけれども、畑田口から上って、そして城山でUターンしてまた下りられるぐらいなところは整備計画立てて、これは浅川町の観光施設でもあるし、浅川町の文化財である宝物でもあると思うんですね。文化財の指定もありますから、県とも協議してそういう計画を立ててほしいと、ぜひ担当課長も町長も心してほしいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 答弁はいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時23分